

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型／安定成長型／成長型

追加型投信／内外／資産複合

愛称： **ライフポイント[®]**

投資信託説明書(交付目論見書)

2021年8月19日



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産(投資信託証券)」とは、「資産複合(株式・債券)(資産配分固定型)」です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ◆本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ◆この目論見書により行う「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型／安定成長型／成長型」の募集については、発行者であるラッセル・インベストメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年8月18日に関東財務局長に提出しており、2021年8月19日にその効力が生じております。
- ※上記の投資信託を総称して「ファンド」ということがあります。また、それぞれを「安定型」、「安定成長型」、「成長型」または「各ファンド」ということがあります。
- ◆ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。なお、ファンドの信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ◆請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ◆ファンドの販売会社、基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ◆ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ◆ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- ◆ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

●設立年月日：1999年3月9日 ●資本金：4億9,000万円 (2021年6月末現在)

●運用する投資信託財産の合計純資産総額：1,543億4,632万円 (2021年6月末現在)

照会先

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

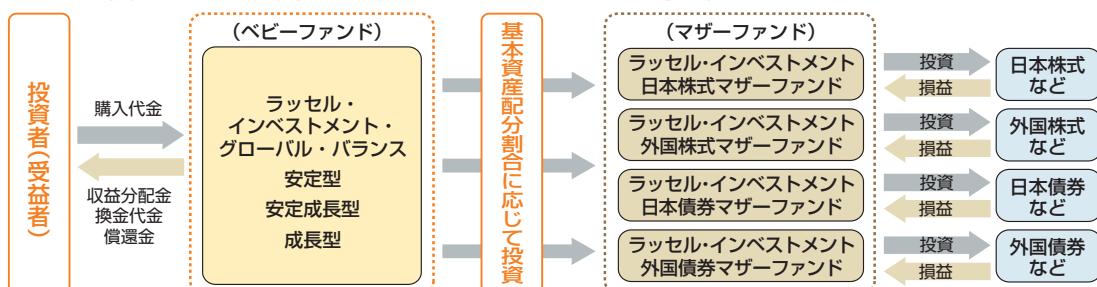
信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1

日本株式、外国株式、日本債券および外国債券(為替ヘッジあり)を実質的な主要投資対象とします。

各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)は、ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

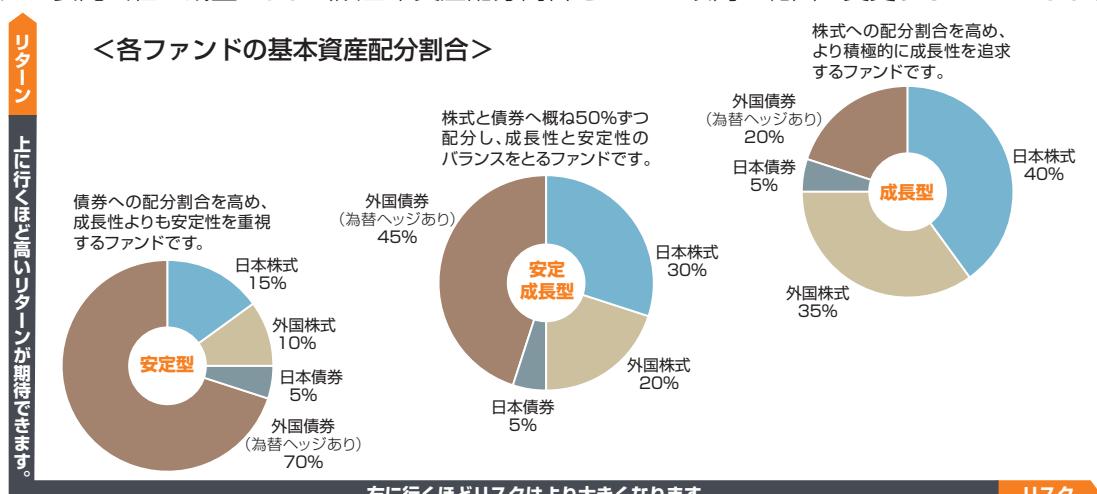


ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドへの投資部分については原則として為替ヘッジを行いません。ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドへの投資部分については為替ヘッジ*を各ファンドで行います。※為替ヘッジについては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスーズ・エル・エル・シーに外国為替予約取引の指図にかかる権限を委託します。

2

投資目的などに応じて資産配分割合の異なる3つのファンドから選択できます。

基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。また、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することができます。



※上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することができます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

(注)上記の図は、各ファンドの基本資産配分割合とリスク・リターンの関係を示したイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

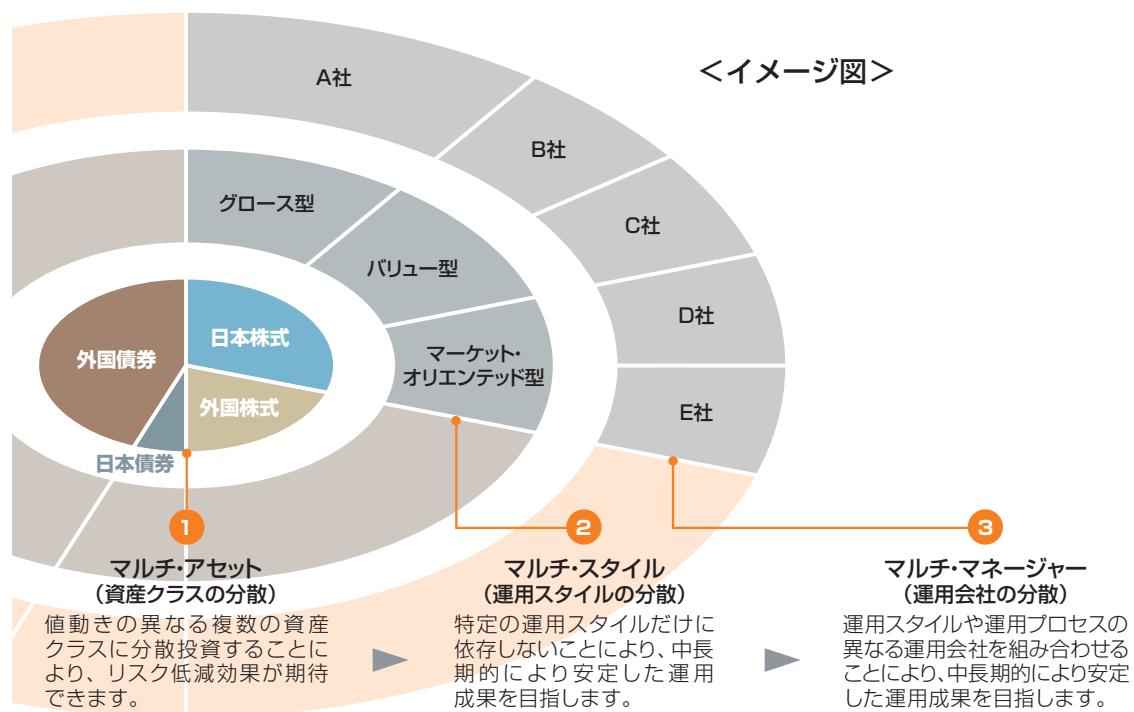


ファンドの目的・特色

3

3段階のリスク分散「マルチ・アセット、マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」

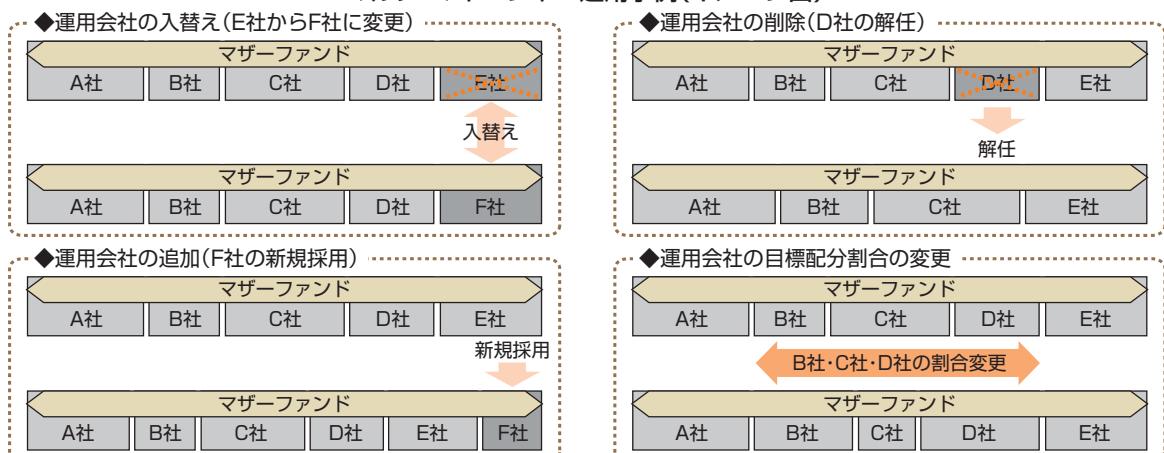
- マルチ・アセット(資産クラスの分散)、マルチ・スタイル(運用スタイルの分散)、マルチ・マネージャー(運用会社の分散)という3段階のリスク分散を行い、より安定した運用成果とリスクの低減を目指します。
- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。



- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、各ファンドはマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。また、「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

※運用会社および運用スタイルについては、後述の「マザーファンドの概要」および「運用スタイルについて」をご参照ください。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

■ マザーファンドの概要

●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく隨時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2021年8月18日現在の状況は以下のとおりです。

マザーファンド	基本方針	運用会社 (外部委託先運用会社／投資助言会社)	運用スタイル	目標配分割合 (マザーファンドベース)
ラッセル・ インベストメント 日本株式 マザーファンド	日本の株式を主要 投資対象とし、TOPIX (配当込み)をベンチ マークとします。	アセットマネジメントOne株式会社 (日本)《投資助言》 ^(注1)	グロース (成長)型	25.0%
		カムイ・キャピタル株式会社(日本) 《投資助言》 ^(注1)		10.0%
		クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・ エル・エル・ピー(英国)《投資助言》 ^(注1)		10.0%
		SOMPOアセットマネジメント株式会社 (日本)《投資助言》 ^(注1)	バリュー (割安)型	30.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・ サービスーズ・エル・エル・シー(米国)		10.0%
		スパークス・アセット・マネジメント 株式会社(日本)《投資助言》 ^(注1)	マーケット・ オリエンティッド型	15.0%
ラッセル・ インベストメント 外国株式 マザーファンド	日本を除く世界先進 各国の株式を主要 投資対象とし、MSCI KOKUSAI(配当込 み)をベンチマーク とします。	フィエラ・キャピタル・インク(米国) 《投資助言》 ^(注1)	グロース (成長)型	14.5%
		モルガン・スタンレー・インベストメント・ マネジメント・インク(米国)《投資助言》 ^(注1)		14.5%
		サンダース・キャピタル・エル・エル・シー (米国)《投資助言》 ^(注1)	バリュー (割安)型	17.0%
		ブジーナ・インベストメント・マネジメント・ エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)		17.0%
		ニューメリック・インベスタートーズ・ エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	マーケット・ オリエンティッド型	16.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・ サービスーズ・エル・エル・シー(米国)	ポートフォリオ 特性補強型 ^(注2)	21.0%
		アセットマネジメントOne株式会社 (日本)	広範囲型	50.0%
ラッセル・ インベストメント 日本債券 マザーファンド	日本の公社債を主要 投資対象とし、NOMURA-BPI総合指数を ベンチマークとし ます。	ウエスタン・アセット・マネジメント 株式会社(日本)		50.0%
		コルチェスター・グローバル・ インベスタートーズ・リミテッド(英国)	マクロ・ バリュー型	30.0%
		インサイト・インベスタートーズ・マネジメント (グローバル)リミテッド(英国)	広範囲型	70.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型:採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

※運用会社の目標配分割合は各マザーファンドにおける比率で、マザーファンド毎で100%となります。したがって、各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)における各運用会社の実質的な目標配分割合は、各ファンドの基本資産配分割合に当該運用会社の目標配分割合を乗じたものになります。

※各マザーファンドでは、マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年11月18日。休業日の場合は翌営業日。)に分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 主な投資制限

	安定型	安定成長型	成長型
株式への実質投資割合	純資産総額の45%以内	純資産総額の70%以内	純資産総額の95%以内
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。	純資産総額の85%以内	純資産総額の75%以内
投資信託証券への実質投資割合	純資産総額の5%以内 (マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)		

＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース(成長)型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー(割安)型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

マーケット・オリエンテッド型：「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

債券では、国債や社債など投資の対象となる債券の発行主体の種類、デュレーション(金利感応度)やイールドカーブ(利回り曲線)などといった超過収益の源泉の組合せによって運用スタイルの分類が行われるのが一般的です。債券を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

広範囲型：日本債券運用の場合は、金利戦略、クレジット/セクター戦略(クレジットに特化した運用を行い債券種別選択と銘柄選択から超過収益を求める運用手法です。)の両戦略を用いる運用スタイルをいいます。

また、外国債券運用の場合は、金利戦略やクレジット/セクター戦略の他、通貨戦略等も含めた各種戦略を幅広く用いる運用スタイルをいいます。

マクロ・バリュー型：各国の経済情勢や財政の健全性等のマクロ分析を通じて、相対的に高いリターンが見込める割安感の強い国の債券および通貨を発掘する運用スタイルです。

一般債重視型：国債や一般債等の多様な収益の源泉に幅広く投資を行う運用スタイルです。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
株式の発行会社の信用リスク	株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	債券は、金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
債券の発行体の信用リスク	債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドへの投資部分については、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
流動性リスク	ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入れている株式や債券を売却することで換金代金の手当てを行いますが、組入れている株式や債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

運用に関わるリスクの管理は、運用の指図にかかる権限を委託している外部委託先運用会社の管理と当ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

外部委託先運用会社の管理に関しては、外部委託先運用会社毎に、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価、運用ガイドラインの遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・リスク管理等を行っています(グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。)。なお、外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要なモニタリング等を行います。

また、ファンド全体の管理に関しては、運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリング等を行っています。

モニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

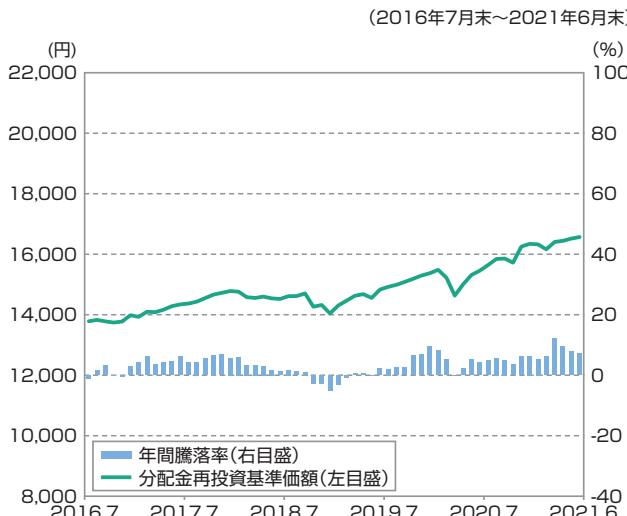


投資リスク

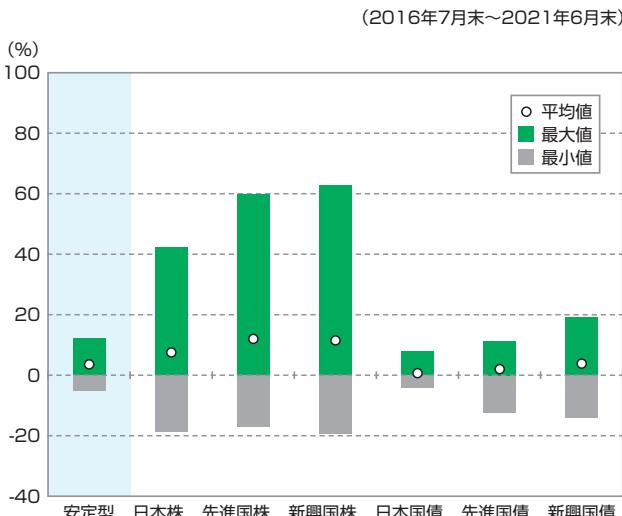
参考情報

《安定型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

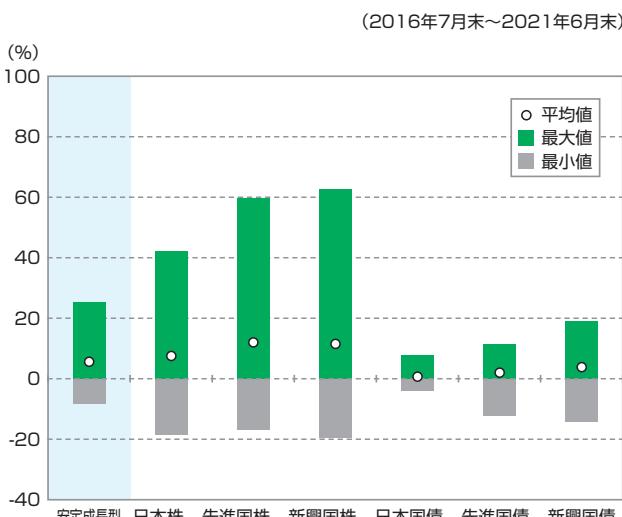


《安定成長型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



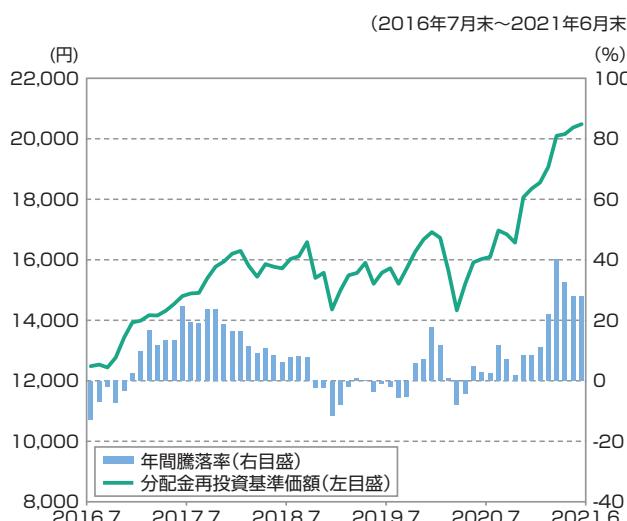


投資リスク

参考情報

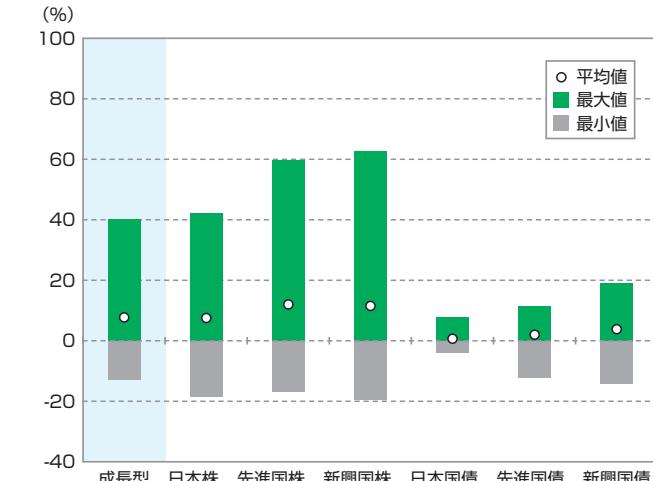
《成長型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年7月末～2021年6月末)



(単位: %)	成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.7	7.5	12.0	11.5	0.7	2.0	3.8
最大値	40.3	42.1	59.8	62.7	8.0	11.4	19.2
最小値	-12.8	-18.6	-16.9	-19.4	-4.0	-12.3	-14.2

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、各ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間での各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の「追加的記載事項」をご参照ください。

日本 株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCI KOKUSAI(配当込み)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債…NOMURA-BPI 国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)



運用実績 (2021年6月末現在)

基準価額・純資産の推移 (2011年6月末～2021年6月末)

安定型



安定成長型



成長型



分配の推移 (1万口当たり、税引前)

	安定型	安定成長型	成長型
第11期(2016年11月)	0円	0円	0円
第12期(2017年11月)	0円	0円	0円
第13期(2018年11月)	0円	0円	0円
第14期(2019年11月)	0円	0円	0円
第15期(2020年11月)	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。なお、各ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

主要な資産の状況 ※比率は各ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

組入銘柄一覧

銘柄名	比率		
	安定型	安定成長型	成長型
ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	9.9%	25.0%	34.9%
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	15.0%	25.0%	40.1%
ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	5.0%	5.0%	5.0%
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	70.3%	45.2%	20.2%

※マザーファンドについては、後述の「各マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

年間收益率の推移 (暦年ベース) ※各ファンドにベンチマークはありません。

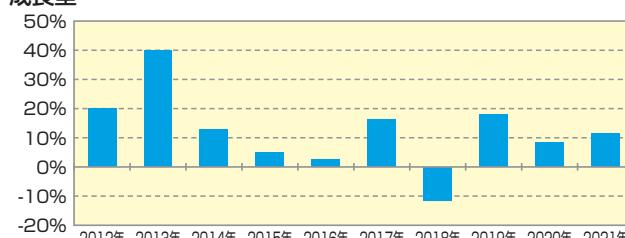
安定型



安定成長型



成長型



※各ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2021年は6月末までの收益率を表示しています。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。



運用実績 (2021年6月末現在)

各マザーファンドの主要な資産の状況

■ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	日本	94.6%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		5.4%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	2.0%
2	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	2.0%
3	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	1.8%
4	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.8%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	1.7%
6	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.7%
7	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.7%
8	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.7%
9	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	1.7%
10	第一生命ホールディングス	株式	日本	保険業	1.6%

組入上位5業種

業種	比率
電気機器	11.0%
情報・通信業	10.3%
サービス業	7.6%
輸送用機器	7.0%
小売業	5.5%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	アメリカ	56.1%
	イギリス	6.2%
	スイス	4.9%
	ドイツ	3.5%
	カナダ	2.8%
	その他	18.7%
	小計	92.2%
新株予約権証券	スイス	0.0%
投資信託証券	アメリカ	0.5%
	オーストラリア	0.2%
	香港	0.0%
	小計	0.7%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		7.1%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.4%
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	2.3%
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.6%
4	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.6%
5	FACEBOOK INC-CLASS A	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.6%
6	APPLE INC	株式	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.4%
7	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.3%
8	WELLS FARGO & CO	株式	アメリカ	銀行	1.2%
9	JOHNSON & JOHNSON	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.2%
10	MASTERCARD INC - A	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.2%

組入上位5業種

業種	比率
ソフトウェア・サービス	9.2%
銀行	8.4%
メディア・娯楽	6.3%
資本財	6.3%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.3%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
●最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。



運用実績 (2021年6月末現在)

各マザーファンドの主要な資産の状況

■ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	日本	64.8%
地方債証券	日本	10.2%
特殊債券	日本	5.5%
社債券	日本	6.1%
	フランス	1.7%
	その他	3.5%
	小計	11.4%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		8.0%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	第145回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2025/9/20	4.8%
2	第136回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2032/3/20	4.7%
3	第354回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2029/3/20	4.2%
4	第358回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2030/3/20	2.5%
5	第351回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2028/6/20	2.4%
6	第143回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2033/3/20	2.1%
7	第16回 平成21年度愛知県公募公債	地方債証券	日本	2029/12/20	2.0%
8	第357回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2029/12/20	2.0%
9	第171回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2039/12/20	1.9%
10	第348回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2027/9/20	1.8%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	アメリカ	39.7%
	イタリア	11.4%
	その他	42.2%
	小計	93.3%
地方債証券	ドイツ	0.6%
	カナダ	0.5%
	小計	1.1%
特殊債券	国際機関	0.3%
	カナダ	0.2%
	小計	0.5%
社債券	ドイツ	0.6%
	イギリス	0.2%
	その他	0.4%
	小計	1.2%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		3.9%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2028/5/31	5.0%
2	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2024/12/31	4.5%
3	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	イタリア	2025/2/1	4.4%
4	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2024/1/15	4.3%
5	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2050/5/15	3.4%
6	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	スペイン	2026/10/31	3.1%
7	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	メキシコ	2027/6/3	2.9%
8	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	イタリア	2028/3/15	2.3%
9	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	イタリア	2026/2/1	2.3%
10	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2025/7/31	2.2%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
●最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細は販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。 ※詳細は販売会社へお問い合わせください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。 ※詳細は販売会社へお問い合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細は販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付不可日	毎年12月25日
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2021年8月19日から2022年2月18日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情等があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消することができます。
信託期間	無期限(2006年4月28日設定)
繰上償還	各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年11月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。 各ファンドには、「分配金受取りコース」と「自動けいぞく投資コース」があります。「分配金受取りコース」の場合、原則として、税引後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の場合、原則として、税引後、無手数料で自動的に再投資されます。なお、販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細は販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、 委託会社のホームページ(https://www.russellinvestments.com/jp/)に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページでご覧いただけます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	各ファンド間において、スイッチング(各ファンド間において、各ファンドの換金による手取り額をもって、換金申込みと同時にライフポイントの他のファンドの購入申込みを行うこと)ができます。各ファンド間のスイッチングは無手数料で行えます。ただし、販売会社によっては一部または全部のファンドのスイッチングのお取扱いができない場合があります。なお、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金がかかります(税金については、後述の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。)。詳細は販売会社へお問い合わせください。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.2%(税抜2.00%)を上限として販売会社が定める手数料率とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

各ファンドの日々の純資産総額に対し以下の率を乗じて得た額とします。
運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われます。
＜信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率＞
信託報酬の配分(年率)

ファンド	信託報酬	支払先の配分		
		委託会社 ^{※2}	販売会社	受託会社
安定型	1.232% (税抜1.12%)	0.682% (税抜0.62%)	0.440% (税抜0.40%)	0.110% (税抜0.10%)
安定成長型	1.254% (税抜1.14%)	0.704% (税抜0.64%)	0.440% (税抜0.40%)	0.110% (税抜0.10%)
成長型	1.287% (税抜1.17%)	0.737% (税抜0.67%)	0.440% (税抜0.40%)	0.110% (税抜0.10%)

(役務の内容)

委託会社*	各ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	各ファンドの資産管理等の対価

※各ファンドの外国為替予約取引の指図に関する権限の委託および各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社への報酬額は、委託会社が受ける報酬から支払われます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社が受ける報酬から支払われます。

その他の費用・手数料 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等が各ファンドから支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜税金＞

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時・償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

＜ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスズ・エル・エル・シー(RIIS)の「トランジション・マネジメント」に関する費用について＞

各マザーファンドで採用するマルチ・マネージャーの運用アプローチでは、委託会社は運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社の入替え等に際して資産の移転管理および一時的な運用を行う場合があります(以下「トランジション・マネジメント」といいます)。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期間に通常よりも多くの取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポートジャーやリスクを最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図にかかる権限の一部をRIISに委託します。なお、RIISはトランジション時の市場エクスポートジャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、自社の当該部門をトランジション・マネジメント時のブローカーとして利用します。RIISはグループ内のファンドだけでなくグループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。ブローカー業務の対価としてRIISに支払われる手数料は、運用報告書(全体版)の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

＜各マザーファンドのベンチマークと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指標について＞

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありますが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI総合指数

NOMURA-BPI総合指数は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。



**ラッセル・インベストメント・
グローバル・バランス
安定型／安定成長型／成長型**

追加型投信／内外／資産複合

愛称： **ライフポイント[®]**

**投資信託説明書
(請求目論見書)
2021年8月19日**

ラッセル・インベストメント株式会社

(本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。)

1. 「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型」、「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型」および「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型」(以下「各ファンド」、または総称して「ファンド」といいます。)の募集については、発行者であるラッセル・インベストメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2021年8月18日に関東財務局長に提出しており、2021年8月19日にその効力が生じております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書です。
3. ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します(投資した資産の減少を含むリスクを投資信託の購入者が負うことになります。)。
4. 投資信託は投資元金の返済が保証されているものではありません。
5. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
6. 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

発行者名	ラッセル・インベストメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型

(愛称を「ライフポイント 安定型」といいます。)

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型

(愛称を「ライフポイント 安定成長型」といいます。)

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

(愛称を「ライフポイント 成長型」といいます。)

なお、上記3ファンドを総称して「ライフポイント」または「ファンド」ということがあります。また、それぞれを「安定型」、「安定成長型」、「成長型」または「各ファンド」ということがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。以下同じ。

ただし、収益分配金の再投資に係る取得申込みについては、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、委託会社の指定する登録金融機関および金融商品取引業者（以下、総称して「販売会社」といいます。）または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ラ安定」、「イ安定成長」、「フ成長」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

＜電話番号＞ 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

＜ホームページ＞ <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(5) 【申込手数料】

①2.2%*（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせ下さい。

※消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

②スイッチング*、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。

※スイッチングについては、後述の「(12) その他 ②スイッチング」をご参照下さい。

(6) 【申込単位】

①販売会社がそれぞれ定める単位とします（申込単位は販売会社の取扱うコースによっても異なる場合があります。）。申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせください。

②「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みについては1口の整数倍をもって受け付けます。

③確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2021年8月19日から2022年2月18日まで

※申込期間については、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社が指定する日までに申込代金(取得申込金額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した金額。以下同じ。)を販売会社に支払うものとします。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みの販売会社に申込代金を支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程等の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド1兆円を限度として信託金を追加することができます。

なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

各ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

●商品分類表（各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型	内 外	資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内 外：

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合：

目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

●属性区分表（各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回(隔月)	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	
	年12回(毎月)	オセアニア		

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
不動産投信		中南米		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) (資産配分固定型)))	日々	アフリカ 中近東 (中東) その他 ()		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

《属性区分の定義》

その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) (資産配分固定型))) :

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。各ファンドは、投資信託証券 (親投資信託) を通じて主として複数の資産 (株式 (大型株および中小型属性にあてはまらないすべてのものをいいます。) および公社債) に投資し、その資産配分については固定的としています。

年1回 :

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル (日本を含む) :

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド :

目論見書または信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。) を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり (部分ヘッジ) :

目論見書または信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(注1) 各ファンドは投資信託証券 (親投資信託) を通じて、主に株式および公社債に投資するため、「商品分類」における投資対象資産 (収益の源泉) と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

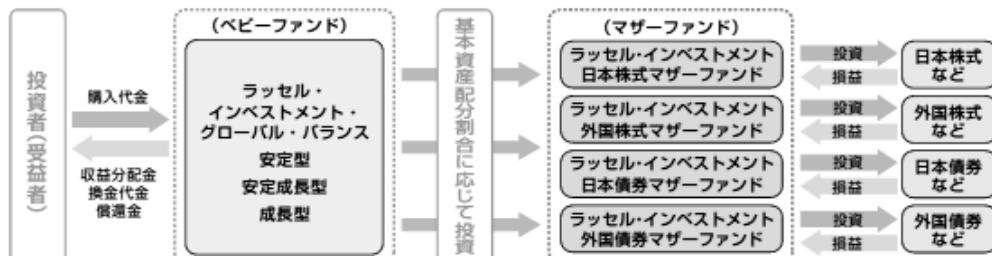
(注2) 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。各ファンドが該当しない (網掛け表示していない) 商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧下さい。

<ファンドの特色>

1

日本株式、外国株式、日本債券および外国債券(為替ヘッジあり)を実質的な主要投資対象とします。

各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)は、ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドへの投資部分については原則として為替ヘッジを行いません。

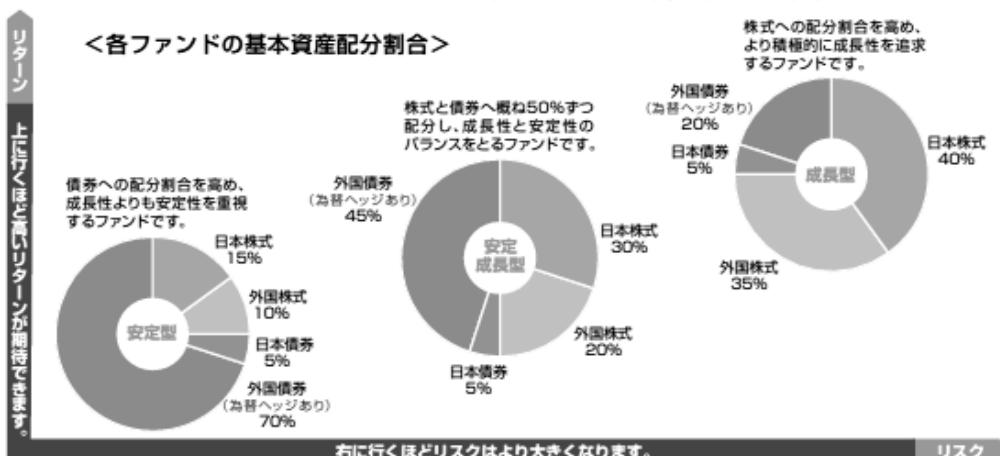
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドへの投資部分については為替ヘッジ[※]を各ファンドで行います。

※為替ヘッジについては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスーズ・エル・エル・シーに外国為替予約取引の指図にかかる権限を委託します。

2

投資目的などに応じて資産配分割合の異なる3つのファンドから選択できます。

基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。また、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することがあります。



※上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することができます。

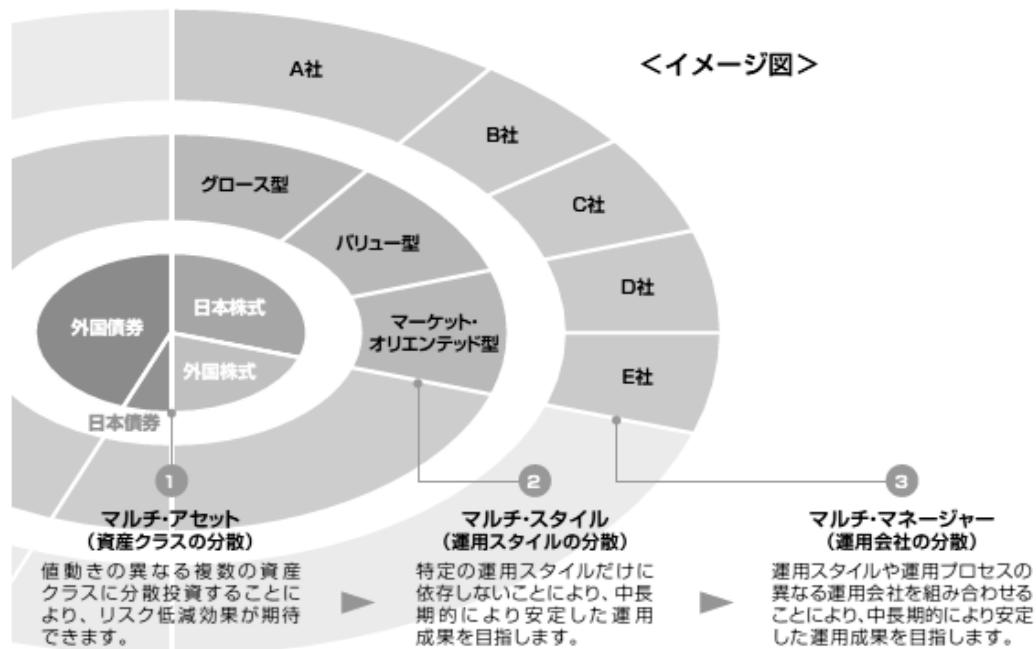
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

(注)上記の図は、各ファンドの基本資産配分割合とリスク・リターンの関係を示したイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

3

3段階のリスク分散「マルチ・アセット、マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」

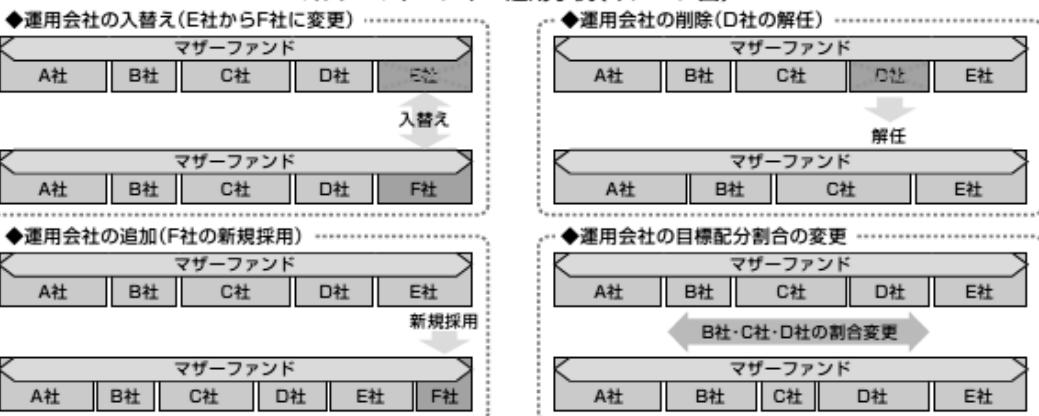
- マルチ・アセット(資産クラスの分散)、マルチ・スタイル(運用スタイルの分散)、マルチ・マネージャー(運用会社の分散)という3段階のリスク分散を行い、より安定した運用成果とリスクの低減を目指します。
- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。



- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、各ファンドはマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社が投資助言を受ける会社を「投資助言会社」ということがあります。また、「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

※運用会社および運用スタイルについては、後述の「マザーファンドの概要」および「運用スタイルについて」をご参照ください。

■ マザーファンドの概要

●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく隨時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2021年8月18日現在の状況は以下のとおりです。

マザーファンド	基本方針	運用会社 (外部委託先運用会社／投資助言会社)	運用スタイル	目標配分割合 (マザーファンドベース)
ラッセル・ インベストメント 日本株式 マザーファンド	日本の株式を主要 投資対象とし、TOPIX (配当込み)をベンチ マークとします。	アセットマネジメントOne株式会社 (日本)《投資助言》 ^(注1)	グロース (成長)型	25.0%
		カムイ・キャピタル株式会社(日本) 《投資助言》 ^(注1)		10.0%
		クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・ エル・エル・ビー(英国)《投資助言》 ^(注1)		10.0%
		SOMPOアセットマネジメント株式会社 (日本)《投資助言》 ^(注1)	バリュー (割安)型	30.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・ サービス・エル・エル・シー(米国)		10.0%
		スパークス・アセット・マネジメント 株式会社(日本)《投資助言》 ^(注1)	マーケット・ オリエンティッド型	15.0%
ラッセル・ インベストメント 外国株式 マザーファンド	日本を除く世界先進 各国の株式を主要 投資対象とし、MSCI KOKUSAI(配当込 み)をベンチマーク とします。	フィエラ・キャピタル・インク(米国) 《投資助言》 ^(注1)	グロース (成長)型	14.5%
		モルガン・スタンレー・インベストメント・ マネジメント・インク(米国)《投資助言》 ^(注1)		14.5%
		サンダース・キャピタル・エル・エル・シー (米国)《投資助言》 ^(注1)	バリュー (割安)型	17.0%
		ブジーナ・インベストメント・マネジメント・ エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)		17.0%
		ニューメリック・インベスター・ エル・エル・シー(米国)《投資助言》 ^(注1)	マーケット・ オリエンティッド型	16.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・ サービス・エル・エル・シー(米国)	ポートフォリオ 特性補強型 ^(注2)	21.0%
ラッセル・ インベストメント 日本債券 マザーファンド	日本の公社債を主要 投資対象とし、NOMU RA-BPI総合指数を ベンチマークとし ます。	アセットマネジメントOne株式会社 (日本)	広範囲型	50.0%
		ウエスタン・アセット・マネジメント 株式会社(日本)		50.0%
ラッセル・ インベストメント 外国債券 マザーファンド	日本を除く世界先進 各国の公社債を主要 投資対象とし、FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) をベンチマークとし ます。	コルチェスター・グローバル・ インベスター・リミテッド(英国)	マクロ・ バリュー型	30.0%
		インサイト・インベスター・マネジメント (グローバル)リミテッド(英国)	広範囲型	70.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型:採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

*運用会社の目標配分割合は各マザーファンドにおける比率で、マザーファンド毎で100%となります。したがって、各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)における各運用会社の実質的な目標配分割合は、各ファンドの基本資産配分割合に当該運用会社の目標配分割合を乗じたものになります。

*各マザーファンドでは、マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース(成長)型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー(割安)型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

マーケット・オリエンテッド型：「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

債券では、国債や社債など投資の対象となる債券の発行主体の種類、デュレーション(金利感応度)やイールドカーブ(利回り曲線)などといった超過収益の源泉の組合せによって運用スタイルの分類が行われるのが一般的です。債券を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

広範囲型：日本債券運用の場合は、金利戦略、クレジット/セクター戦略(クレジットに特化した運用を行い債券種別選択と銘柄選択から超過収益を求める運用手法です。)の両戦略を用いる運用スタイルをいいます。

また、外国債券運用の場合は、金利戦略やクレジット/セクター戦略の他、通貨戦略等も含めた各種戦略を幅広く用いる運用スタイルをいいます。

マクロ・バリュー型：各国の経済情勢や財政の健全性等のマクロ分析を通じて、相対的に高いリターンが見込める割安感の強い国の債券および通貨を発掘する運用スタイルです。

一般債重視型：国債や一般債等の多様な収益の源泉に幅広く投資を行う運用スタイルです。

※各マザーファンドのベンチマークについては、後述「3 投資リスク 参考情報」をご参照下さい。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

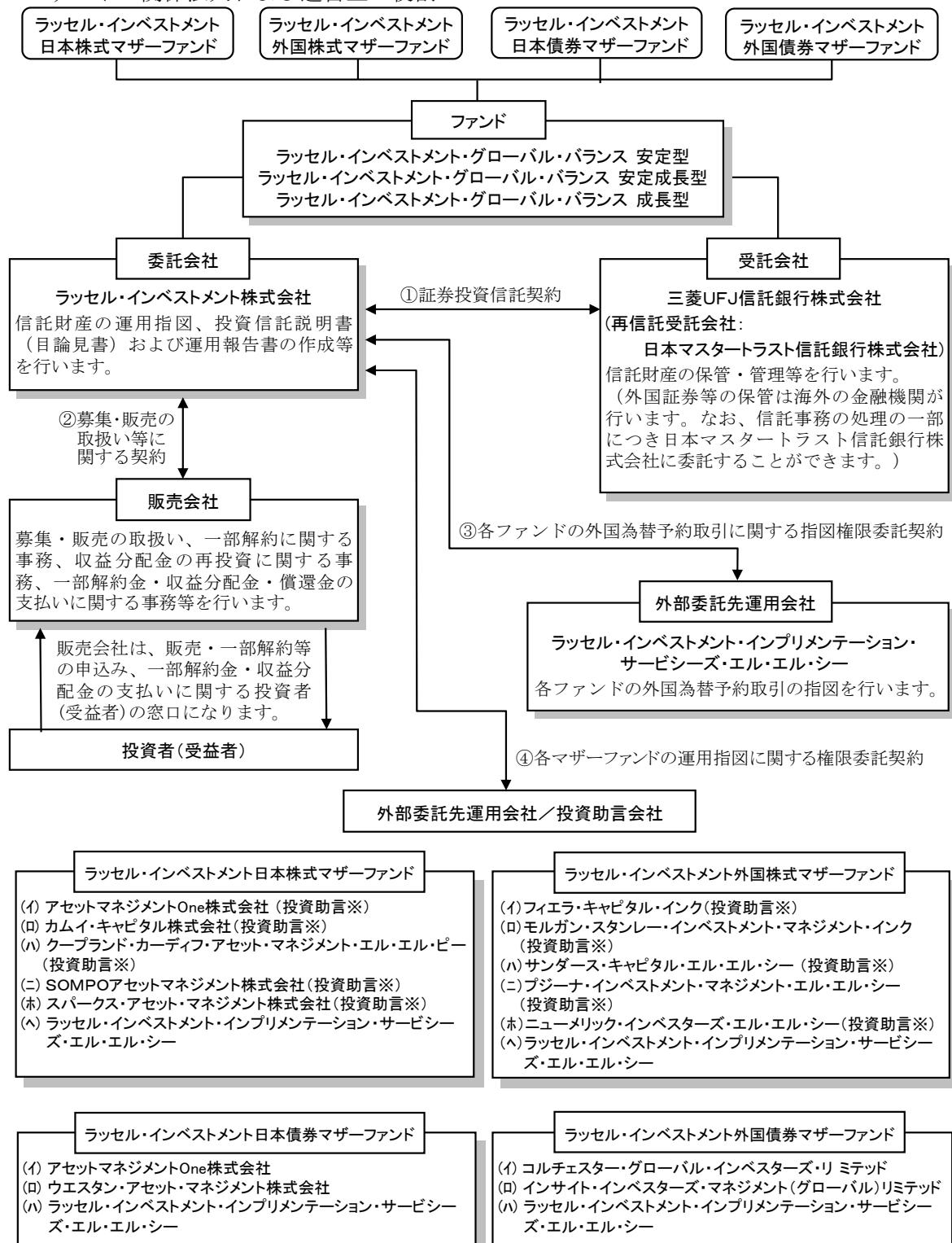
(2) 【ファンドの沿革】

2006年4月28日 信託契約の締結、ファンドの設定日（運用開始日）

2016年8月18日 各ファンドの名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

<ファンドの関係法人および運営上の役割>



※ 各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

(注) 上図は、2021年8月18日現在のものです。上記の外部委託先運用会社および投資助言会社は事前の告知なく随時変更され、2021年8月18日現在のものと異なることがあります。

<契約の概要>

①証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

②募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等に係る包括的な規則を定めた契約です。

③各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社との間で締結され、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券の外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。

④各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、各マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

(参考：マザーファンドの運用における投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

＜委託会社の概況＞

①資本金 490百万円 (2021年6月末現在)

②沿革

1999年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

(2021年6月末現在)

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ	34,090株	100%

(参考)

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループ（以下「ラッセル・インベストメント」ということがあります。）の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様に提供することを目指しております。これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント グループの概要

ラッセル・インベストメント グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2021年3月末現在で約36兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

ファンドは信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

(a) 投資対象

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

(b) 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。

2. 各ファンドの基本資産配分割合は以下のとおりです。

基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。また、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することがあります。

資産クラス	日本株式	外国株式	日本債券	外国債券 (為替ヘッジあり)
マザーファンド	ラッセル・インベストメント日本株式 マザーファンド	ラッセル・インベストメント外国株式 マザーファンド	ラッセル・インベストメント日本債券 マザーファンド	ラッセル・インベストメント外国債券 マザーファンド
安定型	15%	10%	5%	70%
安定成長型	30%	20%	5%	45%
成長型	40%	35%	5%	20%

3. 上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することができます。

4. ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドは、国内の取引所*に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

5. ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

6. ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドは、日本の市場において取引されている公社債を主要投資対象とします。

7. ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている公社債を主要投資対象とします。（当該マザーファンドを通じて投資する外国債券に係る部分については、為替ヘッジ*を行うことを基本とします。）

*為替ヘッジについては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シーに外国為替予約取引の指図に係る権限を委託します。

8. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

*ファンドはベンチマークを設けておりません。

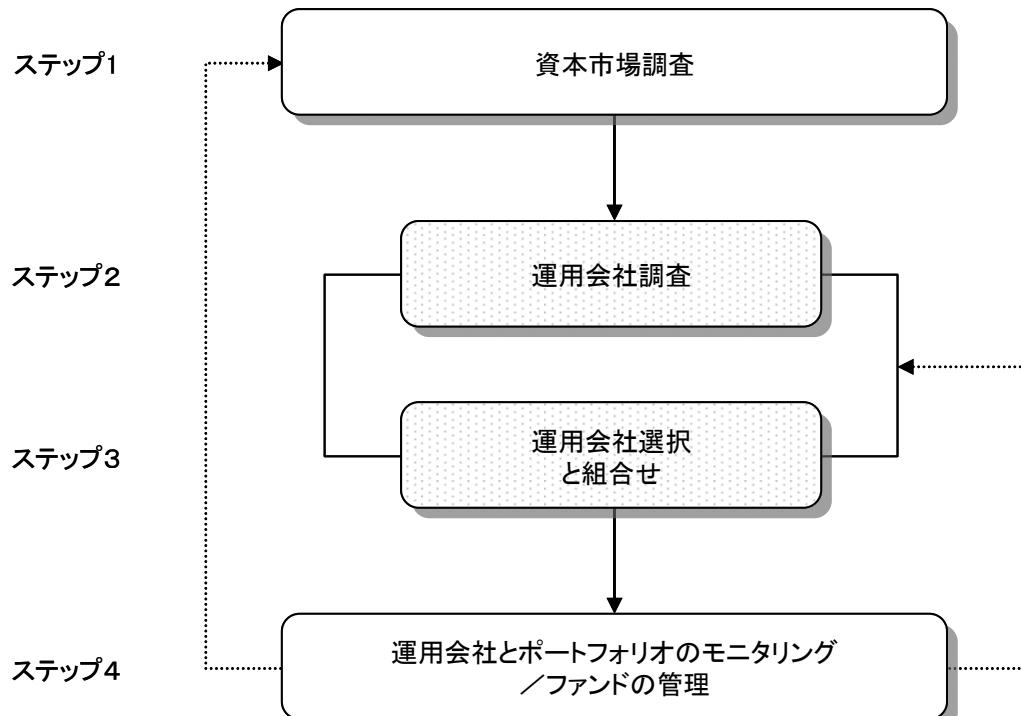
(c) 運用プロセス

ライフポイントの運用プロセスは以下の2段階に大別されます。

1. マルチ・アセット（資産クラスの分散）

各ファンドにおける純資産総額に対する基本資産配分割合は、ラッセル・インベストメント グループが資産クラス毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適化計算の結果に、定性判断を加えることにより決定されます。数値は年2回見直しを行い、その結果を受けて投資方針に定める範囲内で基本資産配分割合を変更することがあります。また、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

2. マルチ・スタイル（運用スタイルの分散）およびマルチ・マネージャー（運用会社の分散）各マザーファンドにおける「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1： 資本市場調査

資産クラス毎に超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、各市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2： 運用会社調査

アメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階の評価を行うことによって良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3： 運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけるために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することができます。

ステップ4： 運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加等を行うことによりファンドの管理を行います。

(2) 【投資対象】

- ①投資の対象とする資産の種類（各ファンド共通）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条ないし第29条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1. に該当するものを除きます。）

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下③、④において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（新投資口予約

権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、各ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（各ファンド共通）

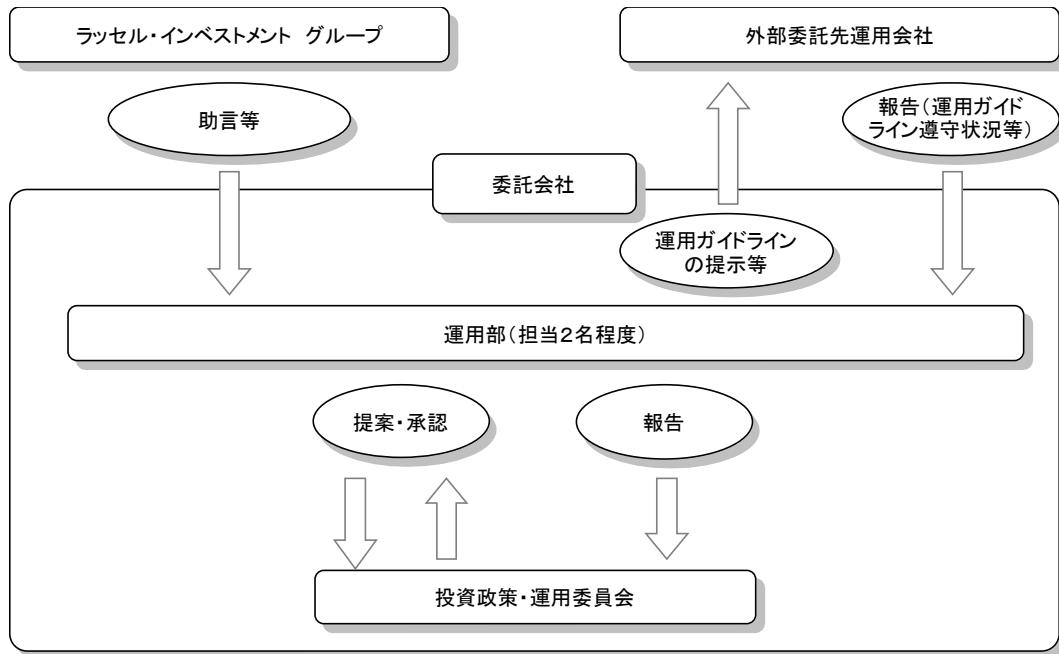
（3）【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、ID Tokyoポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更および各マザーファンドで採用する外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。以下本項において同じ。）の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更などに関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。基本資産配分割合は、ラッセル・インベストメント グループが資産クラス毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適化計算の結果に定性判断を加えることにより決定されます。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、各マザーファンドの外部委託先運用会社の採用・変更や目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセラーを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

・外部委託先運用会社

委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。

・受託会社

オペレーション部（担当 6 名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を隨時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることがあります。

※上記の体制等は2021年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の決算時（毎年11月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います（各ファンド共通）。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※「分配金受取りコース」を選択した場合、原則として税金を差し引いた後、決算日から記載して5営業日までに収益分配金のお支払いを開始します。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合、収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。なお、販売会社により、取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

①信託約款による投資制限

- (a) 各ファンドの株式への実質投資割合*は以下のとおりです。

「安定型」 : 信託財産の純資産総額の45%以内とします。

「安定成長型」 : 信託財産の純資産総額の70%以内とします。

「成長型」 : 信託財産の純資産総額の95%以内とします。

※「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

- (b) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。（各ファンド共通）
- (c) 各ファンドの外貨建資産への実質投資割合は以下のとおりです。
- 「安定型」 : 制限を設けません。
「安定成長型」 : 信託財産の純資産総額の85%以内とします。
「成長型」 : 信託財産の純資産総額の75%以内とします。
- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲（各ファンド共通）
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (g) 信用取引の指図範囲（各ファンド共通）
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 前記1.の信用取引の指図における当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (h) 先物取引等の運用指図・目的・範囲（各ファンド共通）
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属

する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(i) スワップ取引の運用指図・目的・範囲（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(j) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(k) 有価証券の貸付の指図および範囲（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める各限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l) 公社債の空売りの指図範囲（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をするものとします。
2. 前記1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m) 公社債の借入れ（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること

ができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（各ファンド共通）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o) 外国為替予約取引の指図および範囲（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行ふものとします。

(p) 資金の借入れ（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行ふ日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②法令上の投資制限

各ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

(a) デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財

産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

(参考) マザーファンドの投資方針

(1) マザーファンドの投資態度

＜ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド＞

1. わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
3. TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。
4. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行なうことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

＜ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド＞

1. 日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. MSCI KOKUSAI（配当込み）をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行なうことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

＜ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド＞

1. 日本の市場において取引されている公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行なうことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

＜ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド＞

1. 日本を除く世界先進各国の市場において取引されている公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。
3. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2) マザーファンドの投資対象

①投資の対象とする資産の種類（各マザーファンド共通）

各マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②(a)有価証券の指図範囲（ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下③、④において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券

ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 有価証券の指図範囲（ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下③、④において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（各マザーファンド共通）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品

取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、各マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（各マザーファンド共通）

マザーファンドの投資制限

①各マザーファンドにおける株式等への投資割合は以下のとおりです。
(ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド)
株式への投資割合には制限を設けません。
(ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)
(a) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
(b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②各マザーファンドにおける投資信託証券への投資割合は以下のとおりです。
(ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド)
投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
(ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)
投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。（各マザーファンド共通）

④（ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド）
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
(ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑥信用取引の指図範囲（各マザーファンド共通）

- 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 前記1.の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 信託財産の一部解約等により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑦先物取引等の運用指図・目的・範囲（各マザーファンド共通）

- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

⑧スワップ取引の運用指図・目的・範囲（各マザーファンド共通）

- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ (a) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドおよびラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド）

- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変

動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 有価証券の貸付の指図および範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める各限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 公社債の空売りの指図範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しましたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑫ 公社債の借入れ（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑬ 外貨建資産への投資制限

（ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド）

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

(ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド)

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)

外貨建資産への投資割合について制限を設けません。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（各マザーファンド共通）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図および範囲（各マザーファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。

(4) マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5) 投資制限 ②法令上の投資制限」において、各ファンドについて掲げたものと同じです。

(5) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）

2021年8月18日現在、各マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

＜ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド＞

(イ) 商号：アセットマネジメントOne株式会社《日本》 [投資助言] *

投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

(ロ) 商号：カムイ・キャピタル株式会社《日本》 [投資助言] *

投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

(ハ) 商号：クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー
ー《英国》 [投資助言] *

投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

(ニ) 商号：SOMP Oアセットマネジメント株式会社《日本》 [投資助言] *

投資助言内容：バリュー（割安）型株式に重点をおいた運用

(ホ) 商号：スパークス・アセット・マネジメント株式会社《日本》 [投資助言] *

投資助言内容：マーケット・オリエンテッド型の運用

(ヘ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス
ズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：

- 1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）一即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。
- 2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。
- 3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント^(注)）
- 4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。
- 5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用。

(注) マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも

多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポートジヤーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスシーズ・エル・エル・シー（以下「R I I S」ということがあります。）に委託します。なお、R I I Sは、トランジション時の市場エクスポートジヤーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、R I I Sは自社の当該部門をトランジション・マネジメントに係る有価証券等の取引のブローカーとして利用します。R I I Sはラッセル・インベストメント グループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてR I I Sを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。以下同じ。

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスシーズ・エル・エル・シー《米国》が運用の指図を行います。

＜ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド＞

(イ) 商号：フィエラ・キャピタル・インク《米国》〔投資助言〕*

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ロ) 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》〔投資助言〕*

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ハ) 商号：サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》〔投資助言〕*

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用

(ニ) 商号：プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー《米国》〔投資助言〕*

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用

(ホ) 商号：ニューメリック・インベスターーズ・エル・エル・シー《米国》〔投資助言〕*

投資助言内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンティッド型の運用

(ヘ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：前述の「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」と同じ。

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスシーズ・エル・エル・シー《米国》が運用の指図を行います。

＜ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド＞

(イ) 商号：アセットマネジメントOne株式会社《日本》

委託内容：国債・事業債および金融債を中心とする債券運用

(ロ) 商号：ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社《日本》

委託内容：国債・事業債および金融債を中心とする債券運用

(ハ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービスシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：

1) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。

2) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント）

3) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

＜ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド＞

- (イ) 商号: コルチェスター・グローバル・インベスタートーズ・リミテッド《英国》
委託内容: 格付けの高い国の国債（またはこれに準ずる債券）への投資を中心とした運用
- (ロ) 商号: インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド《英国》
委託内容: 国債や一般債に加え、通貨も含めた総合的な運用
- (ハ) 商号: ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シー《米国》
委託内容: 前述の「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」と同じ。

各マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

各マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

＜電話番号＞ 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

＜ホームページ＞ <https://www.russellinvestments.com/jp/>

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいいたします。

ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

①基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 金利変動リスク

債券は、金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d) 債券の発行体の信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(e) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通じて投資する

外国債券に係る部分について、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。

(f) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(g) 流動性リスク

ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入れている株式や債券を売却することで換金代金の手当てを行いますが、組入れている株式や債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※上記はファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

②その他の留意点

- (a) ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (b) ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- (c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- (d) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消すことができます。
- (e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性もあります。
- (f) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

①外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社が運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

①および②のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

※上記の体制等は2021年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

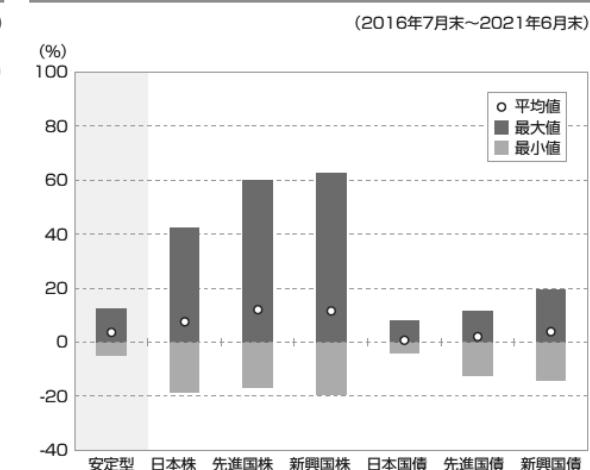
参考情報

《安定型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

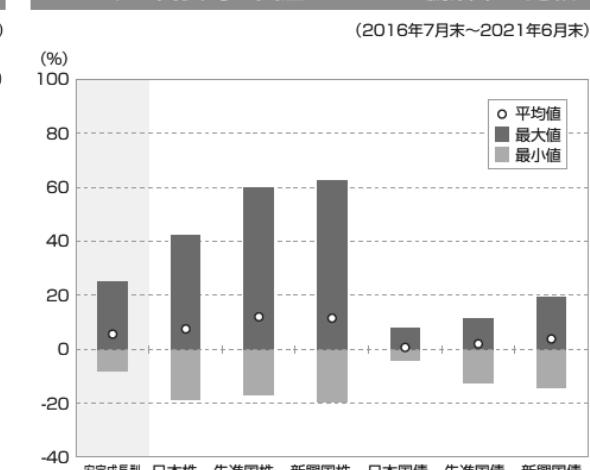


《安定成長型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

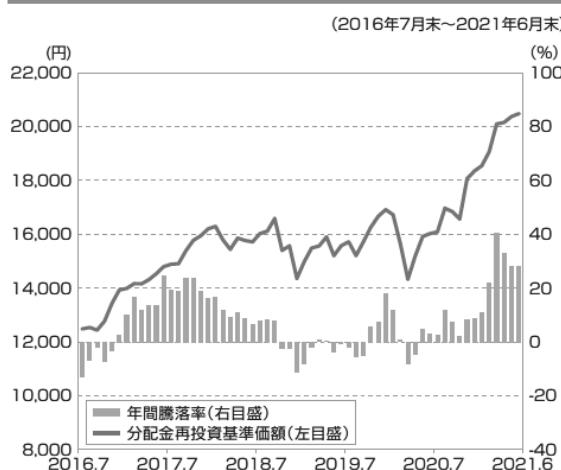


ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



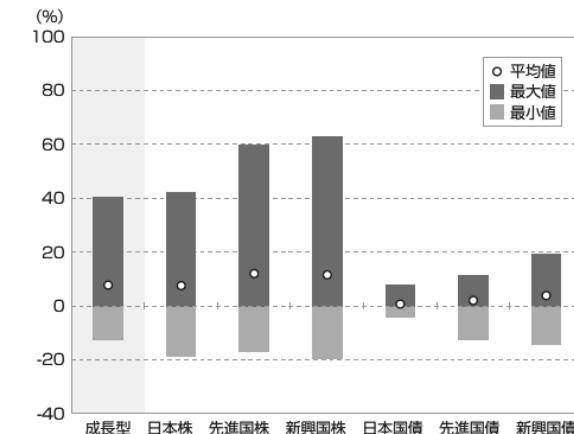
《成長型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年7月末～2021年6月末)



(単位:%)	成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.7	7.5	12.0	11.5	0.7	2.0	3.8
最大値	40.3	42.1	59.8	62.7	8.0	11.4	19.2
最小値	-12.8	-18.6	-16.9	-19.4	-4.0	-12.3	-14.2

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、各ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間での各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指標を使用しています。なお、各指標については、後述の「追加的記載事項」をご参照ください。

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCI KOKUSAI(配当込み)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債…NOMURA-BPI 国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

＜各マザーファンドのベンチマークと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について＞

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではあります、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものであります、その確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものであります、その確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI総合指数

NOMURA-BPI総合指数は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①2.2%※1（税抜 2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料※2となります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

※1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

※2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

②スイッチング、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。

(2) 【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

また、信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

各ファンドの計算期間を通じて毎日、各ファンドの純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

＜信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率＞

信託報酬の配分（年率）

ファンド	信託報酬	支払先の配分		
		委託会社	販売会社	受託会社
安定型	1.232% [※] (税抜1.12%)	0.682% (税抜0.62%)	0.440% (税抜0.40%)	0.110% (税抜0.10%)
安定成長型	1.254% [※] (税抜1.14%)	0.704% (税抜0.64%)	0.440% (税抜0.40%)	0.110% (税抜0.10%)
成長型	1.287% [※] (税抜1.17%)	0.737% (税抜0.67%)	0.440% (税抜0.40%)	0.110% (税抜0.10%)

※税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

(役務の内容)

委託会社	各ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	各ファンドの資産管理等の対価

上記の信託報酬は日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、各ファンドの外国為替予約取引の指図に関する権限の委託および各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社への報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

各ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※各ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税の取扱いについて

◇収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則とし

て、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

◇換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

◇損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金制度の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

<収益分配金について>

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本について>

- ①受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。
- ②受益者がファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③同一の販売会社の複数支店等でファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当

該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年6月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

※税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は2021年6月末現在の運用状況です。

(1) 【投資状況】

■ 安定型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	661,929,927	100.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△1,501,692	△0.23
合計（純資産総額）		660,428,235	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

■ 安定成長型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,519,424,833	100.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,180,141	△0.14
合計（純資産総額）		1,517,244,692	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

■ 成長型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	599,927,349	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△354,668	△0.06
合計（純資産総額）		599,572,681	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）

□ ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	34,570,976,560	94.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,968,554,386	5.39
合計（純資産総額）		36,539,530,946	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	1,690,410,000	4.63

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

□ ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	25,413,090,829	56.06
	カナダ	1,289,489,330	2.84
	ブラジル	163,429,673	0.36
	ドイツ	1,572,017,140	3.47
	イタリア	262,678,961	0.58
	フランス	984,464,205	2.17
	オランダ	707,166,710	1.56
	スペイン	255,885,465	0.56
	ベルギー	81,401,686	0.18
	オーストリア	11,775,489	0.03

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
新規投資	ルクセンブルク	210,138,817	0.46
	フィンランド	168,674,325	0.37
	アイルランド	388,450,474	0.86
	イギリス	2,807,222,146	6.19
	スイス	2,241,972,592	4.95
	スウェーデン	109,453,120	0.24
	ノルウェー	203,700,679	0.45
	デンマーク	444,768,697	0.98
	ケイマン諸島	424,358,573	0.94
	オーストラリア	344,674,437	0.76
	バミューダ	97,530,809	0.22
	ニュージーランド	21,915,912	0.05
	香港	163,171,247	0.36
	シンガポール	278,836,419	0.62
	タイ	72,252,832	0.16
	韓国	977,275,282	2.16
	台湾	1,270,663,119	2.80
	中国	123,742,830	0.27
	インド	341,435,318	0.75
	イスラエル	150,915,012	0.33
	ブルガリア	15,712,078	0.03
	ジャージー	62,851,469	0.14
	ガーンジー	121,513,615	0.27
	小計	41,782,629,290	92.17
新株予約権証券	スイス	1,087,734	0.00
投資信託証券	アメリカ	208,557,434	0.46
	オーストラリア	93,322,970	0.21
	香港	21,955,018	0.05
	小計	323,835,422	0.71
現金・預金・その他の資産*(負債控除後)	—	3,222,874,049	7.11
合計(純資産総額)		45,330,426,495	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3,497,635,445	7.72
		カナダ	429,346,400	0.95
		ドイツ	183,310,676	0.40
		スイス	57,729,644	0.13
		オーストラリア	540,113,760	1.19
		香港	41,076,704	0.09
		シンガポール	17,270,126	0.04
		フランス	34,550,276	0.08
	売建	アメリカ	2,750,339,546	△6.07

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

□ ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	7,470,959,625	64.84
地方債証券	日本	1,180,744,000	10.25
特殊債券	日本	634,869,243	5.51
社債券	日本	708,261,600	6.15
	イタリア	100,483,900	0.87
	フランス	200,655,000	1.74
	スペイン	100,438,000	0.87
	イギリス	100,129,000	0.87
	韓国	100,006,000	0.87
	小計	1,309,973,500	11.37

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
現金・預金・その他の資産**（負債控除後）	—	925,981,571	8.04
合計（純資産総額）		11,522,527,939	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
債券先物取引	買建	日本	758,450,000	6.58
	買建	シンガポール	272,952,000	2.37

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

□ ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	4,434,460,445	39.71
	カナダ	228,201,432	2.04
	メキシコ	549,323,951	4.92
	チリ	43,146,469	0.39
	コロンビア	76,680,770	0.69
	ドミニカ	16,675,464	0.15
	ドイツ	217,800,463	1.95
	イタリア	1,273,444,924	11.40
	フランス	515,652,485	4.62
	オランダ	60,030,853	0.54
	スペイン	868,108,346	7.77
	ベルギー	378,455,169	3.39
	オーストリア	111,087,300	0.99
	アイルランド	47,291,810	0.42
	イギリス	380,533,079	3.41
	スウェーデン	26,553,559	0.24
	ノルウェー	83,887,352	0.75
	デンマーク	15,459,342	0.14
	ルーマニア	13,273,133	0.12
	アイスランド	26,418,632	0.24
	オーストラリア	189,086,844	1.69
	ニュージーランド	27,622,652	0.25
	シンガポール	288,611,150	2.58
	マレーシア	200,512,927	1.80
	タイ	68,161,500	0.61
	インドネシア	85,397,009	0.76
	韓国	98,163,748	0.88
	エジプト	47,412,280	0.42
	ケニア	24,853,209	0.22
	チュニジア	12,139,571	0.11
	コートジボアール	13,145,105	0.12
	小計	10,421,590,973	93.32
地方債証券	カナダ	53,947,953	0.48
	ドイツ	66,625,533	0.60
	小計	120,573,486	1.08
特殊債券	カナダ	18,124,230	0.16
	国際機関	36,180,431	0.32
	小計	54,304,661	0.49
社債券	アメリカ	14,331,308	0.13
	ドイツ	72,134,886	0.65
	オランダ	13,844,611	0.12
	ベルギー	13,234,237	0.12
	イギリス	21,304,573	0.19
	小計	134,849,615	1.21
現金・預金・その他の資産**（負債控除後）	—	436,399,066	3.91
合計（純資産総額）		11,167,717,801	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
債券先物取引	買建	アメリカ	3,602,445,618	32.26
		ドイツ	573,700,641	5.14
	売建	アメリカ	679,635,046	△6.09
		ドイツ	1,325,754,026	△11.87
		オーストラリア	1,172,621,880	△10.50

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

■ 安定型

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	21,788,123	2.6679	58,128,534	3.0073	65,523,422	9.92
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	22,264,146	3.5115	78,180,549	4.4618	99,338,166	15.04
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	22,744,872	1.4443	32,850,419	1.4459	32,886,810	4.98
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	130,725,901	3.4307	448,490,226	3.5508	464,181,529	70.28

(注) 投資比率とは、ファンダの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

■ 安定成長型

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	126,070,740	2.6701	336,633,612	3.0073	379,132,536	24.99
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	84,937,367	3.4713	294,848,264	4.4618	378,973,544	24.98
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	52,000,944	1.4445	75,115,488	1.4459	75,188,164	4.96
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	193,232,677	3.4321	663,193,871	3.5508	686,130,589	45.22

(注) 投資比率とは、ファンダの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

■ 成長型

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	69,561,831	2.6622	185,187,507	3.0073	209,193,294	34.89
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	53,820,805	3.4503	185,701,433	4.4618	240,137,667	40.05
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	20,574,432	1.4444	29,717,807	1.4459	29,748,571	4.96
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	34,033,969	3.4298	116,729,707	3.5508	120,847,817	20.16

(注) 投資比率とは、ファンダの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

■ 安定型

種類	国内／外国	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内	100.23
合計		100.23

(注) 投資比率とは、ファンダの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

■ 安定成長型

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.14
合計		100.14

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

■ 成長型

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.06
合計		100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	208,400	3,347.70	697,660,680	3,550.00	739,820,000	2.02
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	189,600	3,875.13	734,724,744	3,830.00	726,168,000	1.99
3	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	176,800	3,705.20	655,081,071	3,719.00	657,519,200	1.80
4	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	119,600	5,047.46	603,676,822	5,470.00	654,212,000	1.79
5	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,052,000	591.64	622,415,657	600.10	631,305,200	1.73
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	206,500	3,055.83	631,030,624	3,028.00	625,282,000	1.71
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	215,700	2,821.44	608,584,608	2,894.50	624,343,650	1.71
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	11,100	51,618.88	572,969,568	56,070.00	622,377,000	1.70
9	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	57,200	11,957.00	683,940,400	10,815.00	618,618,000	1.69
10	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	291,100	2,020.45	588,152,995	2,034.00	592,097,400	1.62
11	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	294,800	1,937.00	571,027,600	1,873.50	552,307,800	1.51
12	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	49,100	8,485.24	416,625,382	9,710.00	476,761,000	1.30
13	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	218,300	2,274.88	496,606,461	2,097.00	457,775,100	1.25
14	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	259,500	1,709.61	443,645,047	1,639.00	425,320,500	1.16
15	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	192,900	2,083.42	401,893,464	2,166.00	417,821,400	1.14
16	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	196,100	2,113.97	414,549,517	2,098.50	411,515,850	1.13
17	日本	株式	テルモ	精密機器	88,600	4,035.46	357,541,756	4,502.00	398,877,200	1.09
18	日本	株式	日本電産	電気機器	30,600	13,995.94	428,275,764	12,875.00	393,975,000	1.08
19	日本	株式	KDDI	情報・通信業	110,400	3,425.00	378,120,000	3,465.00	382,536,000	1.05

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	47,400	7,413.26	351,388,524	7,927.00	375,739,800	1.03
21	日本	株式	三菱地所	不動産業	208,800	1,864.45	389,297,160	1,796.50	375,109,200	1.03
22	日本	株式	富士フィルムホールディングス	化学	44,400	6,997.00	310,666,800	8,239.00	365,811,600	1.00
23	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	44,100	9,901.29	436,647,325	7,775.00	342,877,500	0.94
24	日本	株式	日揮ホールディングス	建設業	324,700	1,287.56	418,072,998	1,035.00	336,064,500	0.92
25	日本	株式	シマノ	輸送用機器	12,600	26,787.41	337,521,416	26,350.00	332,010,000	0.91
26	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	88,300	3,193.62	281,997,383	3,760.00	332,008,000	0.91
27	日本	株式	セイコーホーリング	電気機器	161,500	1,970.10	318,171,150	1,954.00	315,571,000	0.86
28	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	105,500	3,100.51	327,104,471	2,881.00	303,945,500	0.83
29	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	86,100	3,753.22	323,152,242	3,528.00	303,760,800	0.83
30	日本	株式	ダイキン工業	機械	13,800	22,988.57	317,242,336	20,690.00	285,522,000	0.78

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.21
		建設業	2.78
		食料品	3.99
		繊維製品	0.83
		パルプ・紙	0.46
		化学	4.00
		医薬品	3.99
		石油・石炭製品	0.43
		ゴム製品	0.17
		ガラス・土石製品	1.14
		鉄鋼	2.30
		非鉄金属	1.51
		金属製品	0.58
		機械	3.71
		電気機器	11.02
		輸送用機器	6.98
		精密機器	3.46
		その他製品	1.40
		電気・ガス業	2.32
		陸運業	2.12
		倉庫・運輸関連業	0.06
		情報・通信業	10.25
		卸売業	4.89
		小売業	5.48
		銀行業	4.99
		証券、商品先物取引業	1.45
		保険業	2.72
		その他金融業	1.49
		不動産業	2.33
		サービス業	7.57
	合計		94.61

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	賃建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 株価指数先物	2021年9月	賃建	87	1,704,962,067	1,690,410,000	4.63

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	35,926	28,832.62	1,035,841,037	30,011.41	1,078,189,988	2.38
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体 製造装置	446,293	2,415.61	1,078,072,355	2,357.21	1,052,006,992	2.32
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	17,759	37,119.45	659,204,490	41,873.44	743,630,421	1.64
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	2,578	254,086.30	655,034,484	278,702.51	718,495,083	1.59
5	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	18,173	33,857.38	615,290,247	38,911.99	707,147,707	1.56
6	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	41,292	14,835.41	612,583,865	15,075.37	622,492,236	1.37
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2,148	252,426.49	542,212,111	270,417.86	580,857,565	1.28
8	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	113,365	4,847.82	549,573,930	4,952.87	561,483,037	1.24
9	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	30,447	17,940.49	546,234,380	18,138.43	552,261,004	1.22
10	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・ サービス	13,517	42,702.67	577,212,106	40,693.43	550,053,228	1.21
11	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,372	375,910.07	515,748,623	381,295.32	523,137,181	1.15
12	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機 器・サービス	11,385	43,296.02	492,925,197	44,021.89	501,189,309	1.11
13	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	59,538	8,205.42	488,534,296	7,921.79	471,648,128	1.04
14	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	54,645	8,011.52	437,789,565	7,705.21	421,051,441	0.93
15	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	29,435	13,049.43	384,110,120	13,961.81	410,966,025	0.91
16	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	各種金融	9,964	35,606.75	354,785,756	40,509.87	403,640,416	0.89
17	ドイツ	株式	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	自動車・自動車 部品	39,515	10,229.48	404,218,116	10,036.92	396,608,989	0.87
18	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・ サービス	42,843	8,730.29	374,031,857	8,636.29	370,004,915	0.82
19	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体 製造装置	39,951	10,025.18	400,516,078	9,170.39	366,366,626	0.81
20	アメリカ	株式	HALLIBURTON CO	エネルギー	140,710	2,287.90	321,930,438	2,506.84	352,738,667	0.78

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
21	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	232,983	1,388.16	323,419,778	1,476.32	343,959,233	0.76
22	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	232,458	1,480.66	344,192,704	1,447.49	336,481,142	0.74
23	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	74,702	4,271.55	319,093,432	4,323.67	322,987,394	0.71
24	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	19,573	15,960.37	312,392,424	16,248.62	318,034,341	0.70
25	ドイツ	株式	BASF SE	素材	33,964	9,532.97	323,777,827	8,793.49	298,662,142	0.66
26	アメリカ	株式	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	183,624	1,763.75	323,867,014	1,606.72	295,033,712	0.65
27	インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	34,928	7,940.74	277,354,509	8,168.54	285,310,926	0.63
28	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・ サービス	4,319	58,063.34	250,775,593	65,325.13	282,139,258	0.62
29	ドイツ	株式	VOLKSWAGEN AG	自動車・自動車部品	7,549	38,895.04	293,618,718	37,289.77	281,500,489	0.62
30	アメリカ	株式	ANTHEM INC	ヘルスケア機器・ サービス	6,608	41,536.05	274,470,282	42,192.90	278,810,715	0.62

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内／ 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.38
		素材	4.01
		資本財	6.28
		商業・専門サービス	0.58
		運輸	1.80
		自動車・自動車部品	3.76
		耐久消費財・アパレル	3.47
		消費者サービス	0.76
		メディア・娯楽	6.34
		小売	3.66
		食品・生活必需品小売	2.14
		食品・飲料・タバコ	4.28
		家庭用品・パーソナル用品	1.30
		ヘルスケア機器・サービス	5.03
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.26
		銀行	8.44
		各種金融	5.05
		保険	2.26
		不動産	0.16
		ソフトウェア・サービス	9.23
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.99
		電気通信サービス	1.43
		公益事業	3.15
		半導体・半導体製造装置	4.43
新株予約権証券	外国	—	0.00
投資信託証券	外国	—	0.71
合計			92.89

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建／売建	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI 株価指数先物取引	2021年9月	買建	74	1,735,868,650	1,751,963,172	3.86
	シカゴ商業取引所	E-Mini Russ 株価指数先物取引	2021年9月	買建	137	1,761,060,135	1,745,672,273	3.85
	ニューヨーク先物取引所	miniMSCI Emg 株価指数先物取引	2021年9月	売建	335	2,536,903,726	2,546,054,738	△5.62
	インターチェンナル取引所	FTSE 100 株価指数先物取引	2021年9月	売建	19	206,421,859	204,284,808	△0.45
	モントリオール取引所	S&P/TSX 60 株価指数先物取引	2021年9月	買建	20	426,015,761	429,346,400	0.95
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX 50 株価指数先物取引	2021年9月	買建	34	183,224,553	183,310,676	0.40
	シドニー先物取引所	SPI 200 株価指数先物取引	2021年9月	買建	36	545,136,370	540,113,760	1.19
	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT 株価指数先物取引	2021年9月	買建	4	57,510,722	57,729,644	0.13
	香港先物取引所	HANG SENG 株価指数先物取引	2021年7月	買建	2	41,185,421	41,076,704	0.09
	シンガポール取引所	MSCI SING IX 株価指数先物取引	2021年7月	買建	6	17,468,948	17,270,126	0.04
	Euronext	CAC40 10 EUR 株価指数先物取引	2021年7月	買建	4	34,629,054	34,550,276	0.08

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(参考) ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第145回 利付国債(5年)	550,000,000	100.93	555,125,500	100.95	555,247,000	0.1	2025/9/20	4.82
2	日本	国債証券	第136回 利付国債(20年)	470,000,000	116.69	548,481,800	116.09	545,623,000	1.6	2032/3/20	4.74
3	日本	国債証券	第354回 利付国債(10年)	473,000,000	101.33	479,333,470	101.12	478,307,060	0.1	2029/3/20	4.15
4	日本	国債証券	第358回 利付国債(10年)	286,000,000	101.07	289,071,640	100.87	288,491,060	0.1	2030/3/20	2.50
5	日本	国債証券	第351回 利付国債(10年)	275,000,000	100.58	276,597,750	101.19	278,272,500	0.1	2028/6/20	2.42
6	日本	国債証券	第143回 利付国債(20年)	210,000,000	118.05	247,917,600	117.03	245,771,400	1.6	2033/3/20	2.13
7	日本	地方債証券	第16回 平成21年度愛知県公募公債	200,000,000	119.22	238,454,000	118.04	236,090,000	2.218	2029/12/20	2.05
8	日本	国債証券	第357回 利付国債(10年)	227,000,000	101.13	229,583,260	100.93	229,115,640	0.1	2029/12/20	1.99
9	日本	国債証券	第171回 利付国債(20年)	221,200,000	98.75	218,439,424	98.19	217,207,340	0.3	2039/12/20	1.89
10	日本	国債証券	第348回 利付国債(10年)	205,000,000	101.44	207,964,300	101.15	207,371,850	0.1	2027/9/20	1.80
11	日本	国債証券	第147回 利付国債(5年)	200,000,000	100.49	200,997,000	100.52	201,042,000	0.005	2026/3/20	1.74
12	日本	国債証券	第174回 利付国債(20年)	190,000,000	100.11	190,216,240	99.46	188,987,300	0.4	2040/9/20	1.64
13	日本	国債証券	第340回 利付国債(10年)	178,000,000	102.52	182,501,620	102.22	181,965,840	0.4	2025/9/20	1.58
14	日本	国債証券	第22回 利付国債(物価連動10年)	170,000,000	100.40	173,245,319	102.40	177,220,402	0.1	2027/3/10	1.54
15	日本	国債証券	第67回 利付国債(30年)	168,000,000	99.50	167,160,000	98.06	164,745,840	0.6	2050/6/20	1.43

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
16	日本	国債証券	第423回 利付国債(2年)	150,000,000	100.25	150,381,000	100.21	150,328,500	0.005	2023/4/1	1.30
17	日本	国債証券	第154回 利付国債(20年)	124,000,000	114.24	141,661,320	113.51	140,757,360	1.2	2035/9/20	1.22
18	日本	国債証券	第43回 利付国債(30年)	100,000,000	127.32	127,329,000	125.37	125,370,000	1.7	2044/6/20	1.09
19	日本	国債証券	第175回 利付国債(20年)	120,000,000	101.01	121,216,200	101.16	121,399,200	0.5	2040/12/20	1.05
20	日本	国債証券	第130回 利付国債(20年)	101,000,000	118.79	119,983,960	117.55	118,733,580	1.8	2031/9/20	1.03
21	日本	特殊債券	第55回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117.88	117,887,000	117.84	117,847,000	2.22	2030/2/8	1.02
22	日本	国債証券	第156回 利付国債(20年)	113,000,000	102.36	115,672,450	102.12	115,405,770	0.4	2036/3/20	1.00
23	日本	国債証券	第138回 利付国債(20年)	100,000,000	116.23	116,230,000	115.25	115,253,000	1.5	2032/6/20	1.00
24	日本	地方債証券	第16回 東京都公募公債	100,000,000	115.64	115,645,000	114.50	114,509,000	2.01	2028/12/20	0.99
25	日本	地方債証券	第32回 東京都公募公債(20年)	100,000,000	113.96	113,965,000	113.54	113,548,000	1.293	2035/6/20	0.99
26	日本	国債証券	第359回 利付国債(10年)	111,000,000	100.95	112,062,500	100.76	111,844,710	0.1	2030/6/20	0.97
27	日本	地方債証券	第4回 静岡県公募公債(15年)	100,000,000	109.70	109,701,000	108.96	108,960,000	1.338	2028/6/23	0.95
28	日本	特殊債券	第97回 都市再生債券	100,000,000	107.34	107,343,000	107.34	107,349,000	1.017	2029/9/20	0.93
29	日本	社債券	第72回 三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	108.12	108,127,000	107.03	107,030,000	2.28	2024/9/20	0.93
30	日本	特殊債券	第72回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	106.52	106,525,000	106.49	106,492,000	0.905	2029/11/27	0.92

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	国内	64.84
地方債証券	国内	10.25
特殊債券	国内	5.51
社債券	国内	6.15
	外国	5.22
合計		91.96

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債標準物先物	2021年9月	買建	5	757,016,500	758,450,000	6.58
	シンガポール取引所	S G X 1 0 Y R M I N I J G B F U T S E P 2 1	2021年9月	買建	18	272,745,180	272,952,000	2.37

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(参考) ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	11,071.82	553,591,125	11,073.55	553,677,516	1.25	2028/5/31	4.96
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,400,000	11,549.13	508,161,749	11,506.36	506,280,165	1.75	2024/12/31	4.53
3	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,650,000	13,372.21	488,085,747	13,356.84	487,524,795	0.35	2025/2/1	4.37
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,370,000	11,026.23	481,846,647	10,989.75	480,252,133	0.125	2024/1/15	4.30
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,205,000	8,429.00	354,439,593	8,967.77	377,095,095	1.25	2050/5/15	3.38
6	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,450,000	14,276.43	349,772,535	14,184.32	347,515,938	1.3	2026/10/31	3.11
7	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	56,574,000	590.23	333,917,848	580.96	328,676,653	7.5	2027/6/3	2.94
8	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,010,000	13,097.60	263,261,889	12,985.51	261,008,879	0.25	2028/3/15	2.34
9	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,940,000	13,467.21	261,263,932	13,398.79	259,936,553	0.5	2026/2/1	2.33
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,290,000	10,834.24	248,104,283	10,848.07	248,420,818	0.25	2025/7/31	2.22
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,100,000	11,193.63	235,066,297	11,291.68	237,125,418	1.625	2029/8/15	2.12
12	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,590,000	14,454.16	229,821,181	14,346.48	228,109,081	1.4	2028/4/30	2.04
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,820,000	12,141.77	220,980,221	12,171.14	221,514,805	2.75	2028/2/15	1.98
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,050,000	10,504.23	215,336,841	10,590.62	217,107,847	0.375	2027/7/31	1.94
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,900,000	11,445.46	217,463,776	11,410.47	216,799,001	1.5	2024/10/31	1.94
16	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,490,000	13,606.68	202,739,648	13,517.00	201,403,343	0	2029/8/15	1.80
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,382,000	11,728.86	162,092,976	11,674.82	161,346,137	2.125	2025/5/15	1.44
18	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT	1,060,000	13,381.81	141,847,267	13,190.10	139,815,119	0	2029/11/25	1.25
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,219,000	11,269.00	137,369,177	11,229.48	136,887,423	1.5	2022/8/15	1.23
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,250,000	10,625.61	132,820,187	10,696.88	133,711,089	0.5	2027/5/31	1.20
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,133,000	11,389.14	129,039,042	11,378.50	128,918,508	1.5	2026/8/15	1.15
22	イギリス	国債証券	UK TSY	860,000	14,637.50	125,882,511	14,771.40	127,034,090	0.375	2030/10/22	1.14
23	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	900,000	14,162.16	127,459,494	13,969.32	125,723,901	4.25	2022/9/28	1.13
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,220,000	9,158.23	111,730,474	9,501.67	115,920,408	1.125	2040/5/15	1.04
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,009,000	10,855.09	109,527,950	10,861.02	109,587,785	0.25	2025/6/30	0.98
26	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	750,000	12,638.52	94,788,916	12,581.23	94,359,242	1.7	2051/9/1	0.84
27	シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT	957,000	9,315.46	89,149,011	9,296.20	88,964,649	3.5	2027/3/1	0.80

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	580,000	12,894.31	74,787,019	12,805.94	74,274,481	0.6	2031/8/1	0.67
29	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	500,000	14,370.93	71,854,654	14,222.98	71,114,911	0.9	2029/6/22	0.64
30	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	17,900,000	373.51	66,859,801	380.79	68,161,500	2.875	2028/12/17	0.61

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	93.32
地方債証券	外国	1.08
特殊債券	外国	0.49
社債券	外国	1.21
合計		96.09

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建／売建	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE 債券先物取引	2021年9月	買建	68	926,154,085	927,652,183	8.31
	シカゴ商品取引所	US 2YR NOTE 債券先物取引	2021年9月	買建	3	73,208,800	73,081,286	0.65
	シカゴ商品取引所	US 10YR NOTE 債券先物取引	2021年9月	買建	143	2,085,801,418	2,091,508,470	18.73
	シカゴ商品取引所	US LONG BOND 債券先物取引	2021年9月	買建	10	172,869,437	177,031,668	1.59
	シカゴ商品取引所	US 10YR ULT 債券先物取引	2021年9月	売建	21	336,136,227	340,707,346	△3.05
	シカゴ商品取引所	US ULTRA 債券先物取引	2021年9月	売建	16	326,478,975	338,927,700	△3.03
	インターベンチナル 取引所	LONG GILT 債券先物取引	2021年9月	買建	17	331,120,280	333,172,011	2.98
	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	SHORT EURO-B 債券先物取引	2021年9月	売建	27	401,873,559	401,841,372	△3.60
	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	EURO-SCHATZ 債券先物取引	2021年9月	買建	3	44,272,428	44,262,196	0.40
	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	EURO-BTP 債券先物取引	2021年9月	買建	20	395,549,007	396,740,015	3.55
	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	EURO-OAT 債券先物取引	2021年9月	売建	24	500,358,244	500,751,374	△4.48
	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	EURO-BOBL 債券先物取引	2021年9月	売建	24	423,339,955	423,161,280	△3.79
	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	EURO BUXL 30 債券先物取引	2021年9月	買建	5	131,580,672	132,698,430	1.19
	シドニー先物取引所	AUST 10Y 債券先物取引	2021年9月	売建	100	1,175,620,248	1,172,621,880	△10.50

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)評価額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2021年6月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

■ 安定型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
6期	(2011年11月18日)	274,661,853	274,661,853	0.9921	0.9921
7期	(2012年11月19日)	361,376,035	361,376,035	1.0854	1.0854
8期	(2013年11月18日)	256,067,705	256,067,705	1.2246	1.2246
9期	(2014年11月18日)	231,717,902	231,717,902	1.3266	1.3266
10期	(2015年11月18日)	230,901,779	230,901,779	1.3749	1.3749
11期	(2016年11月18日)	178,850,404	178,850,404	1.3693	1.3693
12期	(2017年11月20日)	266,448,498	266,448,498	1.4640	1.4640
13期	(2018年11月19日)	270,755,258	270,755,258	1.4256	1.4256
14期	(2019年11月18日)	419,283,878	419,283,878	1.5221	1.5221
15期	(2020年11月18日)	670,701,337	670,701,337	1.6136	1.6136
2020年6月末日		702,837,381	—	1.5457	—
7月末日		714,649,319	—	1.5643	—
8月末日		637,828,051	—	1.5845	—
9月末日		661,495,533	—	1.5856	—
10月末日		651,567,460	—	1.5721	—
11月末日		646,173,706	—	1.6255	—
12月末日		677,471,152	—	1.6343	—
2021年1月末日		638,561,869	—	1.6328	—
2月末日		630,775,820	—	1.6165	—
3月末日		644,952,529	—	1.6403	—
4月末日		652,010,418	—	1.6443	—
5月末日		650,079,837	—	1.6516	—
6月末日		660,428,235	—	1.6570	—

■ 安定成長型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
6期	(2011年11月18日)	1,221,305,755	1,221,305,755	0.8209	0.8209
7期	(2012年11月19日)	1,464,905,284	1,464,905,284	0.9045	0.9045
8期	(2013年11月18日)	1,036,837,444	1,036,837,444	1.1697	1.1697
9期	(2014年11月18日)	702,869,410	702,869,410	1.3011	1.3011
10期	(2015年11月18日)	696,999,688	696,999,688	1.3941	1.3941
11期	(2016年11月18日)	720,926,189	720,926,189	1.3618	1.3618
12期	(2017年11月20日)	880,519,892	880,519,892	1.5390	1.5390
13期	(2018年11月19日)	1,045,956,132	1,045,956,132	1.5048	1.5048
14期	(2019年11月18日)	1,240,930,979	1,240,930,979	1.6115	1.6115
15期	(2020年11月18日)	1,327,561,400	1,327,561,400	1.7210	1.7210
2020年6月末日		1,279,690,354	—	1.6006	—
7月末日		1,286,053,817	—	1.6108	—
8月末日		1,273,500,181	—	1.6658	—
9月末日		1,269,141,435	—	1.6617	—
10月末日		1,262,265,464	—	1.6411	—
11月末日		1,326,226,518	—	1.7412	—
12月末日		1,330,801,284	—	1.7592	—
2021年1月末日		1,340,723,971	—	1.7670	—
2月末日		1,354,333,314	—	1.7818	—
3月末日		1,419,660,576	—	1.8423	—
4月末日		1,441,275,991	—	1.8447	—
5月末日		1,464,937,542	—	1.8583	—
6月末日		1,517,244,692	—	1.8662	—

■ 成長型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
6期	(2011年11月18日)	474,648,912	474,648,912	0.6726	0.6726
7期	(2012年11月19日)	524,269,356	524,269,356	0.7466	0.7466
8期	(2013年11月18日)	604,883,018	604,883,018	1.0996	1.0996
9期	(2014年11月18日)	550,289,100	550,289,100	1.2595	1.2595
10期	(2015年11月18日)	482,453,745	482,453,745	1.3839	1.3839
11期	(2016年11月18日)	462,037,836	462,037,836	1.3171	1.3171
12期	(2017年11月20日)	501,951,489	501,951,489	1.5719	1.5719
13期	(2018年11月19日)	501,100,203	501,100,203	1.5429	1.5429
14期	(2019年11月18日)	514,754,673	514,754,673	1.6517	1.6517
15期	(2020年11月18日)	516,345,222	516,345,222	1.7779	1.7779
	2020年6月末日	505,140,879	—	1.6026	—
	7月末日	498,364,016	—	1.6089	—
	8月末日	533,374,045	—	1.6969	—
	9月末日	509,322,488	—	1.6842	—
	10月末日	496,442,293	—	1.6565	—
	11月末日	522,069,294	—	1.8063	—
	12月末日	528,017,548	—	1.8352	—
	2021年1月末日	536,354,721	—	1.8552	—
	2月末日	547,894,001	—	1.9068	—
	3月末日	595,586,117	—	2.0096	—
	4月末日	582,904,721	—	2.0156	—
	5月末日	597,115,045	—	2.0373	—
	6月末日	599,572,681	—	2.0483	—

②【分配の推移】

■ 安定型

期	1口当たりの分配金(円)
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000

■ 安定成長型

期	1口当たりの分配金(円)
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000

■ 成長型

期	1口当たりの分配金(円)
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000

期	1口当たりの分配金(円)
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000

③【収益率の推移】

■ 安定型

期	収益率(%)
6期	0.0
7期	9.4
8期	12.8
9期	8.3
10期	3.6
11期	△0.4
12期	6.9
13期	△2.6
14期	6.8
15期	6.0
16期(中間)	1.7

■ 安定成長型

期	収益率(%)
6期	△4.2
7期	10.2
8期	29.3
9期	11.2
10期	7.1
11期	△2.3
12期	13.0
13期	△2.2
14期	7.1
15期	6.8
16期(中間)	7.2

■ 成長型

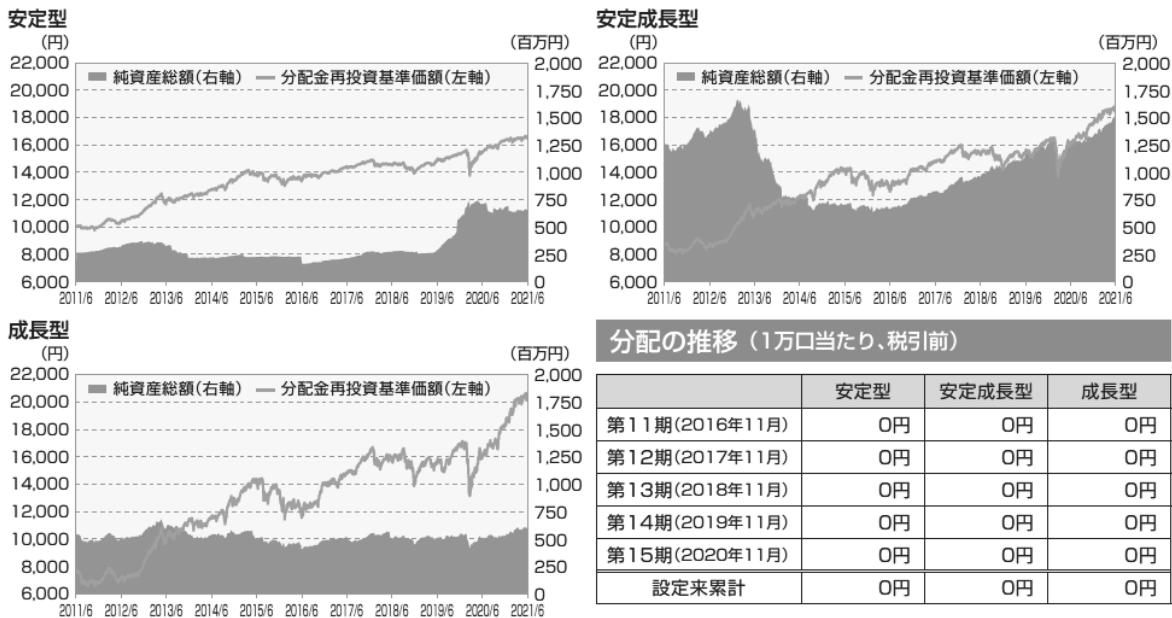
期	収益率(%)
6期	△8.3
7期	11.0
8期	47.3
9期	14.5
10期	9.9
11期	△4.8
12期	19.3
13期	△1.8
14期	7.1
15期	7.6
16期(中間)	13.6

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移 (2011年6月末～2021年6月末)



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。なお、各ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

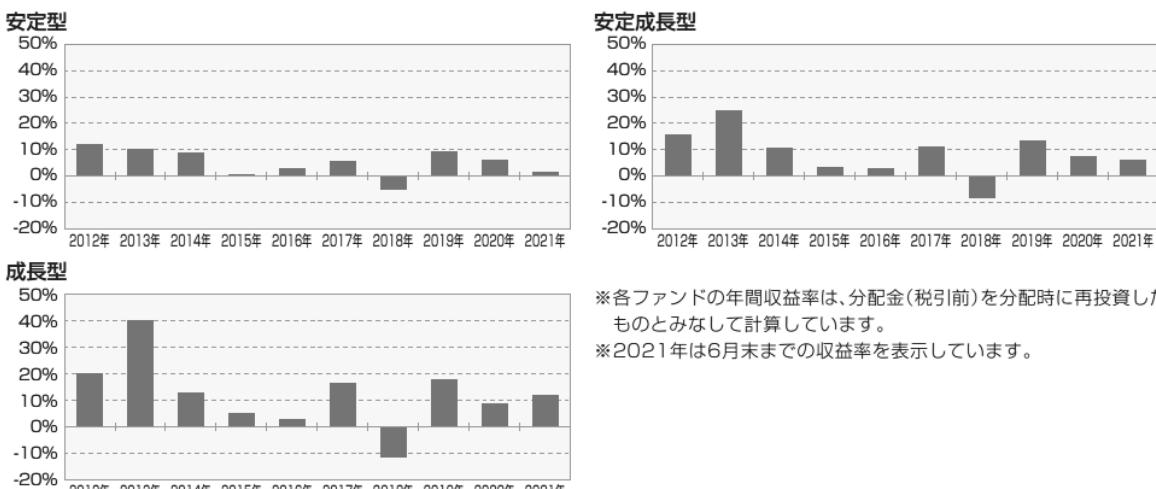
主要な資産の状況 ※比率は各ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

組入銘柄一覧

銘柄名	比率		
	安定型	安定成長型	成長型
ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	9.9%	25.0%	34.9%
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	15.0%	25.0%	40.1%
ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	5.0%	5.0%	5.0%
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	70.3%	45.2%	20.2%

※マザーファンドについては、後述の「各マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

年間收益率の推移 (暦年ベース) ※各ファンドにベンチマークはありません。



※各ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2021年は6月末までの收益率を表示しています。

各マザーファンドの主要な資産の状況

■ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	日本	94.6%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		5.4%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	2.0%
2	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	2.0%
3	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	1.8%
4	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.8%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	1.7%
6	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.7%
7	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.7%
8	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.7%
9	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	1.7%
10	第一生命ホールディングス	株式	日本	保険業	1.6%

組入上位5業種

業種	比率
電気機器	11.0%
情報・通信業	10.3%
サービス業	7.6%
輸送用機器	7.0%
小売業	5.5%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	アメリカ	56.1%
	イギリス	6.2%
	スイス	4.9%
	ドイツ	3.5%
	カナダ	2.8%
	その他	18.7%
	小計	92.2%
新株予約権証券	スイス	0.0%
投資信託証券	アメリカ	0.5%
	オーストラリア	0.2%
	香港	0.0%
	小計	0.7%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		7.1%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.4%
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	2.3%
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.6%
4	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.6%
5	FACEBOOK INC-CLASS A	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.6%
6	APPLE INC	株式	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.4%
7	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.3%
8	WELLS FARGO & CO	株式	アメリカ	銀行	1.2%
9	JOHNSON & JOHNSON	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.2%
10	MASTERCARD INC - A	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.2%

組入上位5業種

業種	比率
ソフトウェア・サービス	9.2%
銀行	8.4%
メディア・娯楽	6.3%
資本財	6.3%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.3%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	日本	64.8%
地方債証券	日本	10.2%
特殊債券	日本	5.5%
社債券	日本	6.1%
	フランス	1.7%
	その他	3.5%
	小計	11.4%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		8.0%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	第145回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2025/9/20	4.8%
2	第136回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2032/3/20	4.7%
3	第354回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2029/3/20	4.2%
4	第358回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2030/3/20	2.5%
5	第351回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2028/6/20	2.4%
6	第143回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2033/3/20	2.1%
7	第16回 平成21年度愛知県公募公債	地方債証券	日本	2029/12/20	2.0%
8	第357回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2029/12/20	2.0%
9	第171回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2039/12/20	1.9%
10	第348回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2027/9/20	1.8%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	アメリカ	39.7%
	イタリア	11.4%
	その他	42.2%
	小計	93.3%
地方債証券	ドイツ	0.6%
	カナダ	0.5%
	小計	1.1%
特殊債券	国際機関	0.3%
	カナダ	0.2%
	小計	0.5%
社債券	ドイツ	0.6%
	イギリス	0.2%
	その他	0.4%
	小計	1.2%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		3.9%
合計(純資産総額)		100.0%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

■ 安定型

期	設定口数(口)	解約口数(口)
6期	48,975,197	29,600,134
7期	69,449,085	13,361,641
8期	31,837,130	155,661,369
9期	21,768,377	56,214,240
10期	27,244,500	33,970,422
11期	25,577,569	62,902,036
12期	68,222,874	16,840,105
13期	39,327,985	31,405,306
14期	119,882,595	34,347,196
15期	343,960,265	203,764,326
16期(中間)	92,134,880	115,556,453

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

■ 安定成長型

期	設定口数(口)	解約口数(口)
6期	244,201,559	101,305,085
7期	208,532,456	76,674,901
8期	154,627,956	887,828,923
9期	90,136,189	436,309,843
10期	84,083,492	124,363,506
11期	92,567,050	63,128,969
12期	108,064,907	65,322,513
13期	223,950,172	101,022,276
14期	232,833,780	157,848,886
15期	246,755,234	245,396,192
16期(中間)	99,463,746	83,163,887

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

■ 成長型

期	設定口数（口）	解約口数（口）
6期	53,995,659	60,723,649
7期	42,850,769	46,284,315
8期	65,304,126	217,435,425
9期	84,044,356	197,218,023
10期	66,657,548	154,972,682
11期	55,269,727	53,069,356
12期	70,408,103	101,886,369
13期	76,540,087	71,101,103
14期	52,512,778	65,631,403
15期	77,221,778	98,454,549
16期（中間）	34,185,489	32,704,553

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①原則としていつでも取得申込みを行うことができます。ただし、毎年12月25日には取得申込みおよびスイッチングの受付は行いません。
- 各営業日※の午後3時までに販売会社が受けた取得申込みを当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日※の取扱いとなります。
- ※上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。
- ②取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。
- ③販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。
- ④ファンドの取得申込みには、分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。（両コース共、同様の内容の異なる名称のものを含みます。）なお、販売会社により、取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。
- ⑤「自動けいぞく投資コース」を利用される取得申込者は、販売会社との間で、別に定める自動けいぞく投資契約を締結していただきます。
- 自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを利用される取得申込者は、販売会社との間でファンドの受益権の定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ⑥取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みに係る金額を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。
- ⑦申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合については1口の整数倍、確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては1円以上1円単位をもって受け付けています。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。
- ⑧申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。
- なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。
- ラッセル・インベストメント株式会社
<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>
- ⑨申込手数料は、2.2%※（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。
- ※消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。
- ただし、スイッチング、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。
- ⑩スイッチング
- ライフポイントを構成する各ファンド間において、スイッチング（各ファンドの換金による手取り額をもって換金のお申込みと同時にライフポイントを構成する他のファンドの取得申込みを行うこと。以下同じ。）を行うことができます。スイッチングにより取得申込みをする場合

のファンドの発行価格は、取得申込受付日^{※1}の翌営業日の基準価額とします。ただし、販売会社によっては一部または全部のファンドのスイッチングの取扱いができない場合があります。スイッチングに際しては、申込手数料がかかりませんが、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金^{※2}がかかりますので、ご留意下さい。

※1 上記①の取得申込みの受付を行わない日を除きます。

※2 税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

- ⑪取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込みを中止することおよび既に受けた取得申込みの受付を取消すことができます。
- ⑫取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

- ①原則としていつでも換金申込みを行うことができます。ただし、毎年12月25日には換金申込みの受付は行いません。受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社がそれぞれ定める単位をもって「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。
- ②各営業日^{※3}の午後3時までに販売会社が受けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日^{※4}の取扱いとなります。
- ※上記①の換金申込みの受付を行わない日を除きます。
- ③換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

＜電話番号＞ 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

＜ホームページ＞ <https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ④ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金については制限を設ける場合があります。
- ⑤取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受けた換金申込みの受付を取消すことができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受けたものとして取扱います。
- ⑥換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- ⑦換金（解約）手数料はありません。
- ⑧信託財産留保額はありません。
- ⑨換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ①基準価額の計算方法

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従

って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

②主な投資対象の評価方法

各ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ※ ² ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

※2 残存期間1年以内の公社債については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

③基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ラ安定」、「イ安定成長」、「フ成長」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

＜電話番号＞ 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

＜ホームページ＞ <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託契約締結日（2006年4月28日）から無期限とします。ただし、後述の「(5) その他 A. 信託契約の終了」による場合、信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

毎年11月19日から翌年11月18日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5) 【その他】

A. 信託契約の終了

1. ファンドの繰上償還条項

次のいずれかの場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し信託を終了させる場合があります。

(a) 信託契約の一部解約により、設定日から1年経過後、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

(b) 信託期間終了前にファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

(c) やむを得ない事情が発生したとき

2. 信託期間の終了（繰上償還）

(a) 上記により信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

イ. 委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ロ. 委託会社は、上記1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ. 上記ロ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- ニ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ホ. 信託財産の状態に照らし、真にやむをえない事情が生じている場合であって、上記ハ. の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、上記ハ. およびニ. の規定は適用しません。
- (b) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (c) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「B. 信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (d) 受託会社が辞任した、または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

B. 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 上記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記1. の信託約款の変更をしません。
4. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
5. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1. から4. までの規定に従います。

C. 反対者の買取請求権

前記A. に規定する信託契約の終了または前記B. に規定する信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社との協議により決定するものとします。

D. 関係法人との契約の更改等

1. 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3カ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2. 各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社との間で締結される外国為替予約取引に係る指図権限の委

託に関する投資顧問契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は各ファンドの償還日に終了するものとします。

3. 各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結された、各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は各マザーファンドの償還日に終了するものとします。

(参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約)

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

E. 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.russellinvestments.com/jp/>) に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

F. 運用報告書

(a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ (<https://www.russellinvestments.com/jp/>) に掲載します。

(c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

① 収益分配金請求権

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、収益分配金を原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。受益者は収益分配金を支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金請求権

受益者は、ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該日が休業日の場合は当該日の翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするとのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者は償還金を支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

④帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（2019年11月19日から2020年11月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月23日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

尾田少太



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2019年11月19日から2020年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2020年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している

かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,035,207	4,169,370
親投資信託受益証券	419,533,125	665,557,959
派生商品評価勘定	597,072	743,369
未収入金	40,002	6,334,274
流動資産合計	422,205,406	676,804,972
資産合計	422,205,406	676,804,972
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	803,925	—
未払金	—	665,361
未払解約金	44,605	1,246,433
未払受託者報酬	185,090	374,283
未払委託者報酬	1,887,891	3,817,547
未払利息	5	11
その他未払費用	12	—
流動負債合計	2,921,528	6,103,635
負債合計	2,921,528	6,103,635
純資産の部		
元本等		
元本	275,455,925	415,651,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	143,827,953	255,049,473
（分配準備積立金）	41,475,745	59,100,714
元本等合計	419,283,878	670,701,337
純資産合計	419,283,878	670,701,337
負債純資産合計	422,205,406	676,804,972

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	18,692,640	42,338,943
為替差損益	4,779,765	2,712,196
営業収益合計	23,472,405	45,051,139
営業費用		
支払利息	790	1,665
受託者報酬	326,113	723,302
委託者報酬	3,326,256	7,377,508
その他費用	10,892	6,199
営業費用合計	3,664,051	8,108,674
営業利益又は営業損失（△）	19,808,354	36,942,465
経常利益又は経常損失（△）	19,808,354	36,942,465
当期純利益又は当期純損失（△）	19,808,354	36,942,465
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	813,425	3,825,736
期首剰余金又は期首次損金（△）	80,834,732	143,827,953
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,790,253	185,338,424
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,790,253	185,338,424

(単位：円)

	第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
剩余金減少額又は欠損金増加額	14,791,961	107,233,633
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金 増加額	14,791,961	107,233,633
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金 (△)	143,827,953	255,049,473

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等 の評価基準及び 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧 客先物相場の仲値によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1. 期首元本額	189,920,526円	275,455,925円
期中追加設定元本額	119,882,595円	343,960,265円
期中一部解約元本額	34,347,196円	203,764,326円
2. 計算期間末日における受益権の総数	275,455,925口	415,651,864口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
1. 分配金の計算過程 2019年11月18日における解約に伴う当期純利益 金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,273,847円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、 繰越欠損金を補填した額 (4,733,070円)、信託 約款に規定される収益調整金(102,352,208円) 及び分配準備積立金(31,468,828円)より分配対 象収益は 143,827,953 円 (1 万口当たり 5,221.41円) であります。分配を行っており ません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信 託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充當 する方法によっております。	1. 分配金の計算過程 2020年11月18日における解約に伴う当期純利益 金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,323,749円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、 繰越欠損金を補填した額 (23,792,980円)、信託 約款に規定される収益調整金(195,948,759 円)及び分配準備積立金(25,983,985円)より分 配対象収益は 255,049,473 円 (1 万口当たり 6,136.10円) であります。分配を行っており ません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信 託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充當 する方法によっております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一 部を委託するためには要する費用として、当該委 託を受けた者と委託者の間で別に定める取決め に基づく金額を、委託者報酬の中から支弁して おります。	2. 同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期
		2020年11月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	18,136,508	37,167,385
合計	18,136,508	37,167,385

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 第14期 (2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建	287,351,422	—	287,558,275
	米ドル	140,836,962	—	141,488,968
	カナダドル	5,425,064	—	5,416,162
	ユーロ	113,104,521	—	112,521,249
	英ポンド	18,203,882	—	18,326,876
	スウェーデンクローネ	1,635,067	—	1,644,839
	オーストラリアドル	5,699,537	—	5,696,032
	シンガポールドル	2,446,389	—	2,464,149
合計		287,351,422	—	287,558,275
				△206,853

通貨関連 第15期 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建	453,879,780	—	453,136,411
	米ドル	203,920,140	—	203,637,664
	カナダドル	9,114,052	—	9,089,278
	ユーロ	198,400,368	—	198,057,114
				343,254

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
	英ポンド	30,234,488	—	30,186,376
	オーストラリアドル	12,210,732	—	12,165,979
	合計	453,879,780	—	453,136,411
				743,369

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,5221円 (15,221円)	1,6136円 (16,136円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	26,504,013	69,618,090	—
	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	30,294,925	103,617,731	—
	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	22,833,073	32,998,357	—
	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	134,442,787	459,323,781	—
合計		214,074,798	665,557,959	—

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月23日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

尾野田光一




監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2019年11月19日から2020年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2020年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している

かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,222,944	8,036,074
親投資信託受益証券	1,241,427,632	1,321,246,994
派生商品評価勘定	1,218,346	935,088
未収入金	5,708,699	8,399,161
流動資産合計	1,255,577,621	1,338,617,317
資産合計	1,255,577,621	1,338,617,317
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,587,389	—
未払金	—	809,815
未払解約金	5,708,699	2,164,410
未払受託者報酬	644,789	708,927
未払委託者報酬	6,705,706	7,372,744
未払利息	17	21
その他未払費用	42	—
流動負債合計	14,646,642	11,055,917
負債合計	14,646,642	11,055,917
純資産の部		
元本等		
元本	770,042,239	771,401,281
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	470,888,740	556,160,119
（分配準備積立金）	212,367,156	240,033,681
元本等合計	1,240,930,979	1,327,561,400
純資産合計	1,240,930,979	1,327,561,400
負債純資産合計	1,255,577,621	1,338,617,317

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
営業収益		
有価証券売買等損益		
為替差損益	15,824,774	2,597,720
営業収益合計	95,905,466	94,620,141
営業費用		
支払利息	3,088	3,233
受託者報酬	1,217,808	1,380,238
委託者報酬	12,665,072	14,354,257
その他費用	11,133	6,520
営業費用合計	13,897,101	15,744,248
営業利益又は営業損失（△）	82,008,365	78,875,893
経常利益又は経常損失（△）	82,008,365	78,875,893
当期純利益又は当期純損失（△）	82,008,365	78,875,893
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,493,473	△6,107,026
期首剩余金又は期首次損金（△）	350,898,787	470,888,740
剩余金増加額又は欠損金減少額	124,677,965	150,071,328
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	124,677,965	150,071,328
剩余金減少額又は欠損金増加額	80,202,904	149,782,868
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	80,202,904	149,782,868

(単位：円)

	第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	470,888,740	556,160,119

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	695,057,345円 232,833,780円 157,848,886円	770,042,239円 246,755,234円 245,396,192円
2. 計算期間末日における受益権の総数	770,042,239口	771,401,281口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
1. 分配金の計算過程 2019年11月18日における解約に伴う当期純利益 金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (19,674,616円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(27,882,312 円)、信託約款に規定される収益調整金 (315,698,826円)及び分配準備積立金 (164,810,228円)より分配対象収益は 528,065,982円(1万口当たり6,857.60円) で ありますが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信 託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充當 する方法によっております。	1. 分配金の計算過程 2020年11月18日における解約に伴う当期純利益 金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (18,540,917円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額(66,442,002 円)、信託約款に規定される収益調整金 (374,367,733円)及び分配準備積立金 (155,050,762円)より分配対象収益は 614,401,414円(1万口当たり7,964.71円) で ありますが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信 託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充當 する方法によっております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するためには要する費用として、当該委 託を受けた者と委託者の間で別に定める取決め に基づく金額を、委託者報酬の中から支弁して おります。	2. 同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	73,359,943	93,303,498
合計	73,359,943	93,303,498

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 第14期 (2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建	132,879	—	133,522
	英ポンド	132,879	—	133,522
	売建	567,195,643	—	567,565,329
	米ドル	277,911,394	—	279,197,027
	カナダドル	10,706,391	—	10,687,564
	ユーロ	223,225,933	—	222,034,389
	英ポンド	36,053,167	—	36,298,021
	スウェーデンクローネ	3,226,103	—	3,245,806
	オーストラリアドル	11,245,488	—	11,240,092
	シンガポールドル	4,827,167	—	4,862,430
合計		567,328,522	—	567,698,851
				△369,043

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	売建	574,445,362	—	573,510,274
	米ドル	258,072,078	—	257,717,766
	カナダドル	11,536,305	—	11,505,366
	ユーロ	251,111,423	—	250,678,546
	英ポンド	38,268,513	—	38,207,485
	オーストラリアドル	15,457,043	—	15,401,111
合計		574,445,362	—	573,510,274
				935,088

(注) 1. 為替予約の評価方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6115円 (16,115円)	1.7210円 (17,210円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	127,776,444	335,630,385	—
	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	99,981,206	341,965,718	—
	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	44,300,213	64,022,667	—
	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	169,655,561	579,628,224	—
合計		441,713,424	1,321,246,994	—

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月23日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

尾澤田少輔


監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2019年11月19日から2020年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2020年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している

かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,212,899	3,313,397
親投資信託受益証券	514,884,634	515,235,100
派生商品評価勘定	221,221	163,487
未収入金	11,310,733	16,375,756
流動資産合計	529,629,487	535,087,740
資産合計	529,629,487	535,087,740
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	293,952	—
未払金	—	149,250
未払解約金	11,312,732	15,261,578
未払受託者報酬	279,336	284,766
未払委託者報酬	2,988,768	3,046,916
未払利息	7	8
その他未払費用	19	—
流動負債合計	14,874,814	18,742,518
負債合計	14,874,814	18,742,518
純資産の部		
元本等		
元本	311,652,156	290,419,385
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	203,102,517	225,925,837
（分配準備積立金）	118,227,622	124,577,592
元本等合計	514,754,673	516,345,222
純資産合計	514,754,673	516,345,222
負債純資産合計	529,629,487	535,087,740

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	38,599,801	45,547,808
為替差損益	3,444,976	740,035
営業収益合計	42,044,777	46,287,843
営業費用		
支払利息	1,171	1,220
受託者報酬	547,080	557,125
委託者報酬	5,853,543	5,961,066
その他費用	10,954	6,200
営業費用合計	6,412,748	6,525,611
営業利益又は営業損失（△）	35,632,029	39,762,232
経常利益又は経常損失（△）	35,632,029	39,762,232
当期純利益又は当期純損失（△）	35,632,029	39,762,232
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,938,391	1,305,074
期首剰余金又は期首次損金（△）	176,329,422	203,102,517
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,678,835	48,211,268
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,678,835	48,211,268
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,599,378	63,845,106
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,599,378	63,845,106

(単位：円)

	第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	203, 102, 517	225, 925, 837

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	324, 770, 781円 52, 512, 778円 65, 631, 403円	311, 652, 156円 77, 221, 778円 98, 454, 549円
2. 計算期間末日における受益権の総数	311, 652, 156口	290, 419, 385口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
1. 分配金の計算過程 2019年11月18日における解約に伴う当期純利益 金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (8, 254, 563円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (13, 202, 018 円)、信託約款に規定される収益調整金 (108, 513, 350円)及び分配準備積立金 (96, 771, 041円)より分配対象収益は 226, 740, 972円 (1万口当たり7, 275. 43円) で あります が、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信 託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充當 する方法によっております。	1. 分配金の計算過程 2020年11月18日における解約に伴う当期純利益 金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6, 919, 929円)、解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用を控除 し、繰越欠損金を補填した額 (31, 537, 229 円)、信託約款に規定される収益調整金 (125, 303, 608円)及び分配準備積立金 (86, 120, 434円)より分配対象収益は 249, 881, 200円 (1万口当たり8, 604. 13円) で あります が、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信 託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充當 する方法によっております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するためには要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁して おります。	2. 同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	35,605,562	41,281,715
合計	35,605,562	41,281,715

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 第14期 (2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建	870,115	—	869,257
	ユーロ	707,862	—	706,219
	英ポンド	162,253	—	163,038
	売建	104,705,625	—	104,777,498
	米ドル	50,879,102	—	51,115,218
	カナダドル	1,960,397	—	1,956,727
	ユーロ	41,572,455	—	41,356,682
	英ポンド	6,738,025	—	6,783,786
	スウェーデンクローネ	595,275	—	598,957
オーストラリアドル		2,067,826	—	2,067,043
シンガポールドル		892,545	—	899,085
合計		105,575,740	—	105,646,755
				△72,731

通貨関連 第15期 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建	101,560,572	—	101,397,085
	米ドル	45,614,370	—	45,565,440
	カナダドル	2,039,233	—	2,033,764
	ユーロ	44,409,326	—	44,320,914
	英ポンド	6,765,377	—	6,754,588
	オーストラリアドル	2,732,266	—	2,722,379
合計		101,560,572	—	101,397,085
				163,487

(注) 1. 為替予約の評価方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	第15期 自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第14期 2019年11月18日現在	第15期 2020年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6517円 (16,517円)	1.7779円 (17,779円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	68,322,746	179,463,356	—
	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	60,668,086	207,503,054	—
	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	17,458,956	25,231,683	—
	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	30,158,644	103,037,007	—
合計		176,608,432	515,235,100	—

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

(参考情報)

「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型」、「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型」及び「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型」は、「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」及び「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	66,485	394,310
コール・ローン	1,372,794,594	1,355,572,391
株式	38,387,945,730	40,189,116,780
派生商品評価勘定	159,405,905	—
未収入金	76,812,187	691,888,021
未収配当金	315,037,953	291,637,432
差入委託証拠金	△88,530,905	41,455,674
流動資産合計	40,223,531,949	42,570,064,608
資産合計	40,223,531,949	42,570,064,608

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
	金額	金額
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	2,230,200
未払金	2,605,572	642,875,801
未払解約金	17,525,683	1,186,126,825
未払利息	3,384	3,676
その他未払費用	9,132	－
流動負債合計	20,143,771	1,831,236,502
負債合計	20,143,771	1,831,236,502
純資産の部		
元本等		
元本	16,474,860,671	15,509,239,837
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	23,728,527,507	25,229,588,269
元本等合計	40,203,388,178	40,738,828,106
純資産合計	40,203,388,178	40,738,828,106
負債純資産合計	40,223,531,949	42,570,064,608

(注) 「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2019年11月18日及び2020年11月18日ににおける同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>株式は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適當でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 17,823,122,281円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 16,474,860,671円
期中追加設定元本額 906,094,172円	期中追加設定元本額 2,293,227,363円
期中一部解約元本額 2,254,355,782円	期中一部解約元本額 3,258,848,197円
元本の内訳	元本の内訳
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-1 2 (適格機関投資家限定) 6,969,481,434円	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 6,779,055,757円
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド II (適格機関投資家限定) 1,887,163,786円	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド II (適格機関投資家限定) 1,758,221,042円
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-3 (適格機関投資家限定) 3,385,801,285円	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-3 (適格機関投資家限定) 3,224,326,069円
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド (D C向け) 2,804,087,830円	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド (D C向け) 2,707,854,666円
ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・ マネージャーF 1,405,563円	ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・ マネージャーF 410,455,223円
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-5 (適格機関投資家限定) 1,208,502,493円	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-5 (適格機関投資家限定) 406,723,877円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定型 17,159,066円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定型 26,504,013円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定成長型 127,603,381円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定成長型 127,776,444円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 成長型 73,655,833円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 成長型 68,322,746円
計 16,474,860,671円	計 15,509,239,837円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 16,474,860,671口	2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 15,509,239,837口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運

用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。

- ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。
- ・上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,143,182,408	6,189,162,532
合計	2,143,182,408	6,189,162,532

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連 (2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,626,518,095	—	1,786,050,000	
			—	159,531,905	
合計		1,626,518,095	—	1,786,050,000	
				159,531,905	

株式関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	363,195,000	—	360,990,000	
			—	△2,205,000	
合計		363,195,000	—	360,990,000	
				△2,205,000	

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,4403円 (24,403円)	2,6267円 (26,267円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	93,500	581	54,323,500	
石油資源開発	3,700	1,828	6,763,600	
大林組	74,500	947	70,551,500	
長谷工コーポレーション	142,600	1,203	171,547,800	
鹿島建設	193,000	1,323	255,339,000	
西松建設	3,600	1,971	7,095,600	
五洋建設	152,300	782	119,098,600	
大和ハウス工業	8,600	3,242	27,881,200	
日揮ホールディングス	215,900	960	207,264,000	
明星工業	129,600	840	108,864,000	
日本ハム	20,700	4,400	91,080,000	
キリンホールディングス	114,800	2,271	260,710,800	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	10,000	1,757	17,570,000	
日清食品ホールディングス	38,200	8,470	323,554,000	
日本たばこ産業	204,700	2,154	440,923,800	
東洋紡	1,700	1,365	2,320,500	
東レ	455,800	554	252,558,780	
ワコールホールディングス	12,300	2,096	25,780,800	
王子ホールディングス	487,900	500	243,950,000	
日本製紙	6,000	1,232	7,392,000	
北越コーポレーション	99,300	367	36,443,100	
クラレ	73,000	1,117	81,541,000	
昭和電工	7,400	1,976	14,622,400	
住友化学	98,300	375	36,862,500	
信越化学工業	12,000	15,140	181,680,000	
カネカ	2,300	3,200	7,360,000	
三菱ケミカルホールディングス	67,300	594	39,976,200	
KHネオケム	89,200	2,799	249,670,800	
宇部興産	3,500	1,815	6,352,500	
花王	38,800	7,822	303,493,600	
富士フィルムホールディングス	72,100	5,724	412,700,400	
ファンケル	41,600	3,875	161,200,000	
クミアイ化学工業	31,600	1,035	32,706,000	
ユニ・チャーム	89,300	5,133	458,376,900	
武田薬品工業	168,700	3,641	614,236,700	
塩野義製薬	18,900	5,630	106,407,000	
ロート製薬	94,100	3,440	323,704,000	
参天製薬	189,200	1,655	313,126,000	
日医工	5,200	1,001	5,205,200	
富士製薬工業	101,000	1,215	122,715,000	
沢井製薬	21,100	4,735	99,908,500	
キヨーリン製薬ホールディングス	32,600	1,864	60,766,400	
ペプチドリーム	19,500	4,805	93,697,500	
出光興産	14,400	2,205	31,752,000	
ENEOSホールディングス	294,400	373	109,928,960	
コスモエネルギーホールディングス	1,400	1,762	2,466,800	
住友ゴム工業	45,200	1,025	46,330,000	
AGC	43,300	3,470	150,251,000	
日本電気硝子	8,800	2,202	19,377,600	
太平洋セメント	5,700	2,918	16,632,600	
日本碍子	77,200	1,653	127,611,600	
ニチアス	17,200	2,327	40,024,400	
日本製鉄	380,300	1,236	470,240,950	
神戸製鋼所	36,100	491	17,725,100	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ジェイ エフ イー ホールディングス	227,100	918	208,477,800	
大和工業	2,400	2,527	6,064,800	
大同特殊鋼	5,900	4,400	25,960,000	
愛知製鋼	4,900	2,679	13,127,100	
日本軽金属ホールディングス	1,300	1,752	2,277,600	
三井金属鉱業	18,800	2,972	55,873,600	
三菱マテリアル	120,900	1,997	241,437,300	
住友金属鉱山	26,000	3,694	96,044,000	
古河電気工業	700	2,450	1,715,000	
住友電気工業	338,800	1,256	425,702,200	
フジクラ	26,900	416	11,190,400	
SUMCO	20,400	1,725	35,190,000	
川田テクノロジーズ	26,900	4,180	112,442,000	
東洋製罐グループホールディングス	10,500	1,087	11,413,500	
三和ホールディングス	167,900	1,237	207,692,300	
オークマ	13,200	5,960	78,672,000	
牧野フライス製作所	4,400	4,170	18,348,000	
ディスコ	4,900	29,980	146,902,000	
日東工器	54,500	1,738	94,721,000	
ナブテスコ	8,300	3,940	32,702,000	
SMC	2,700	58,160	157,032,000	
小松製作所	125,000	2,541	317,687,500	
住友重機械工業	5,800	2,391	13,867,800	
クボタ	71,100	2,080	147,888,000	
ダイキン工業	26,700	23,700	632,790,000	
ホシザキ	14,000	10,500	147,000,000	
日本精工	39,300	898	35,291,400	
NTN	9,600	229	2,198,400	
ジェイテクト	19,400	881	17,091,400	
日立造船	68,900	428	29,489,200	
三菱重工業	69,400	2,598	180,301,200	
日清紡ホールディングス	9,200	766	7,047,200	
イビデン	39,000	4,370	170,430,000	
コニカミノルタ	12,300	308	3,788,400	
日立製作所	25,700	3,961	101,797,700	
三菱電機	19,400	1,463	28,391,900	
富士電機	29,900	3,385	101,211,500	
日本電産	81,600	11,430	932,688,000	
オムロン	16,600	8,470	140,602,000	
日本電気	33,700	5,430	182,991,000	
セイコーホームズ	186,800	1,444	269,739,200	
EIZO	12,400	3,435	42,594,000	
アンリツ	36,300	2,383	86,502,900	
ソニー	89,500	9,237	826,711,500	
ホシデン	19,000	860	16,340,000	
アドバンテスト	23,900	7,240	173,036,000	
エスペック	62,800	1,781	111,846,800	
キーエンス	16,100	51,880	835,268,000	
コーワ	17,300	1,058	18,303,400	
ファナック	16,800	24,545	412,356,000	
浜松ホトニクス	18,000	5,600	100,800,000	
村田製作所	51,100	8,161	417,027,100	
リコー	47,000	660	31,020,000	
東京エレクトロン	5,300	32,370	171,561,000	
豊田自動織機	29,300	7,290	213,597,000	
川崎重工業	2,800	1,595	4,466,000	
日産自動車	372,400	481	179,385,080	
いすゞ自動車	39,000	966	37,674,000	
トヨタ自動車	44,000	7,319	322,036,000	
日野自動車	21,200	932	19,758,400	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
三菱自動車工業	42,100	195	8,209,500	
NOK	101,600	1,232	125,171,200	
アイシン精機	10,800	3,265	35,262,000	
マツダ	57,800	644	37,223,200	
本田技研工業	175,300	2,954	517,836,200	
スズキ	17,700	5,379	95,208,300	
エクセディ	22,400	1,280	28,672,000	
シマノ	21,400	22,600	483,640,000	
テルモ	127,300	4,368	556,046,400	
日本エム・ディ・エム	97,500	2,153	209,917,500	
島津製作所	39,500	3,550	140,225,000	
ニコン	21,100	717	15,128,700	
オリンパス	45,800	2,079	95,218,200	
HOYA	8,000	12,420	99,360,000	
朝日インテック	70,100	3,290	230,629,000	
シチズン時計	256,000	289	73,984,000	
メニコン	26,500	7,010	185,765,000	
バンダイナムコホールディングス	18,800	8,847	166,323,600	
フランスベッドホールディングス	133,900	895	119,840,500	
凸版印刷	24,600	1,476	36,309,600	
アシックス	21,900	1,770	38,763,000	
ピジョン	46,200	4,605	212,751,000	
任天堂	6,600	53,240	351,384,000	
中部電力	45,000	1,285	57,847,500	
関西電力	50,800	997	50,652,680	
中国電力	21,100	1,400	29,540,000	
北陸電力	11,900	797	9,484,300	
四国電力	1,800	793	1,427,400	
電源開発	12,900	1,505	19,414,500	
東京瓦斯	134,200	2,623	352,006,600	
大阪瓦斯	77,800	2,204	171,471,200	
京成電鉄	10,100	3,755	37,925,500	
東日本旅客鉄道	55,400	6,528	361,651,200	
日本通運	12,500	7,200	90,000,000	
セイノーホールディングス	13,500	1,601	21,613,500	
九州旅客鉄道	93,200	2,339	217,994,800	
SGホールディングス	65,800	2,487	163,644,600	
日本郵船	91,700	2,077	190,460,900	
商船三井	9,500	2,612	24,814,000	
日本航空	37,900	1,976	74,890,400	
NECネットエスアイ	113,900	1,789	203,767,100	
デジタルアーツ	25,100	8,780	220,378,000	
T I S	21,700	2,024	43,920,800	
SHIFT	12,400	14,230	176,452,000	
GMOペイメントゲートウェイ	25,500	13,040	332,520,000	
ラクスル	47,600	5,150	245,140,000	
メルカリ	57,700	4,250	245,225,000	
カオナビ	27,600	4,865	134,274,000	
フリー	30,900	8,230	254,307,000	
A I i n s i d e	1,300	80,400	104,520,000	
フジ・メディア・ホールディングス	69,000	1,059	73,071,000	
オービック	5,700	20,700	117,990,000	
Zホールディングス	159,200	578	92,065,360	
伊藤忠テクノソリューションズ	37,300	3,590	133,907,000	
T B S ホールディングス	9,900	1,846	18,275,400	
日本テレビホールディングス	112,800	1,170	131,976,000	
テレビ東京ホールディングス	58,400	2,464	143,897,600	
日本電信電話	236,000	2,457	579,970,000	
KDDI	203,400	3,080	626,472,000	
光通信	4,800	24,100	115,680,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
エヌ・ティ・ティ・データ	41,000	1,377	56,457,000	
ソフトバンクグループ	71,400	6,639	474,024,600	
双日	69,600	232	16,147,200	
神戸物産	29,400	3,120	91,728,000	
シップヘルスケアホールディングス	26,300	4,960	130,448,000	
日本ライフライン	75,700	1,379	104,390,300	
伊藤忠商事	49,400	2,695	133,157,700	
丸紅	152,800	607	92,826,000	
住友商事	94,900	1,319	125,173,100	
三菱商事	117,700	2,507	295,073,900	
阪和興業	700	2,345	1,641,500	
東邦ホールディングス	35,400	1,975	69,915,000	
ミスミグループ本社	113,500	3,300	374,550,000	
スズケン	4,200	3,795	15,939,000	
エディオン	19,300	999	19,280,700	
セリア	38,900	3,775	146,847,500	
MonotaRO	44,400	5,520	245,088,000	
J. フロント リテイリング	145,200	867	125,888,400	
ドトール・日レスホールディングス	95,000	1,538	146,110,000	
三越伊勢丹ホールディングス	31,900	612	19,522,800	
コスモス薬品	7,100	17,410	123,611,000	
セブン&アイ・ホールディングス	42,200	3,372	142,298,400	
良品計画	83,500	2,235	186,622,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	70,400	2,456	172,902,400	
ユナイテッドアローズ	21,500	1,482	31,863,000	
島忠	4,500	5,490	24,705,000	
ライフコーポレーション	57,800	3,415	197,387,000	
コメリ	19,200	2,807	53,894,400	
青山商事	28,500	522	14,877,000	
高島屋	123,700	888	109,845,600	
エイチ・ツー・オー リテイリング	258,900	703	182,006,700	
ゼビオホールディングス	38,100	844	32,156,400	
ケーズホールディングス	27,200	1,304	35,468,800	
ヤマダホールディングス	581,500	488	283,772,000	
ニトリホールディングス	9,600	20,590	197,664,000	
ファーストリテイリング	1,900	85,200	161,880,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	17,100	733	12,534,300	
ひろぎんホールディングス	53,600	580	31,088,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,200,200	468	561,933,640	
りそなホールディングス	88,600	382	33,845,200	
三井住友トラスト・ホールディングス	96,600	3,203	309,409,800	
三井住友フィナンシャルグループ	212,700	3,159	671,919,300	
八十二銀行	38,800	396	15,364,800	
みずほフィナンシャルグループ	111,800	1,391	155,513,800	
北洋銀行	54,200	241	13,062,200	
SBIホールディングス	43,000	2,615	112,445,000	
ジャフコ グループ	600	4,565	2,739,000	
大和証券グループ本社	168,400	468	78,861,720	
野村ホールディングス	557,100	520	289,692,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	57,700	294	16,963,800	
かんぽ生命保険	8,700	1,780	15,486,000	
SOMPOホールディングス	25,900	4,192	108,572,800	
MS&ADインシュアランスグループホール	43,300	3,198	138,473,400	
第一生命ホールディングス	372,600	1,691	630,066,600	
T&Dホールディングス	62,500	1,246	77,875,000	
プレミアグループ	85,300	2,087	178,021,100	
クレディセゾン	181,000	1,226	221,906,000	
オリックス	185,700	1,554	288,577,800	
三菱UFJリース	119,100	477	56,810,700	
スター・マイカ・ホールディングス	119,600	1,509	180,476,400	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
野村不動産ホールディングス	39,600	1,958	77,536,800	
東急不動産ホールディングス	8,200	486	3,985,200	
飯田グループホールディングス	16,200	2,103	34,068,600	
三井不動産	16,000	2,162	34,600,000	
三菱地所	216,600	1,785	386,631,000	
ダイビル	39,100	1,242	48,562,200	
カチタス	60,700	3,060	185,742,000	
日本M&Aセンター	69,300	6,250	433,125,000	
UTグループ	1,600	3,115	4,984,000	
エス・エム・エス	71,300	3,305	235,646,500	
パーソルホールディングス	57,500	1,792	103,040,000	
カカクコム	64,600	2,982	192,637,200	
ツクイホールディングス	46,300	625	28,937,500	
エムスリー	50,800	7,963	404,520,400	
アウトソーシング	23,300	1,424	33,179,200	
エスプール	181,800	706	128,350,800	
WD Bホールディングス	18,100	3,160	57,196,000	
インフォマート	149,600	1,073	160,520,800	
H. U. グループホールディングス	24,800	2,815	69,812,000	
サイバーエージェント	21,700	6,090	132,153,000	
楽天	219,100	1,093	239,476,300	
リクルートホールディングス	168,600	4,510	760,386,000	
日本郵政	132,300	823	108,975,510	
インソース	58,900	3,235	190,541,500	
グレイステクノロジー	27,700	6,010	166,477,000	
プロレド・パートナーズ	21,800	4,985	108,673,000	
リログループ	51,300	2,770	142,101,000	
共立メンテナス	29,800	3,650	108,770,000	
トランス・コスモス	12,500	2,776	34,700,000	
セコム	5,000	10,050	50,250,000	
合計	19,423,100		40,189,116,780	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	351,594,253	148,013,586
コール・ローン	510,684,960	1,773,738,409
株式	32,855,781,249	37,080,422,926
投資証券	803,482,060	207,684,741
派生商品評価勘定	307,751,473	319,778,713
未収入金	63,598,059	1,878,613,371
未収配当金	42,790,022	31,653,840
差入委託証拠金	116,354,526	422,214,918
流動資産合計	35,052,036,602	41,862,120,504
資産合計	35,052,036,602	41,862,120,504
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	272,087,144	249,589,600
未払金	127,995,868	1,869,180,457
未払解約金	21,677,595	607,807,826
未払利息	1,259	4,810
その他未払費用	2,823,928	1,173,409
流動負債合計	424,585,794	2,727,756,102
負債合計	424,585,794	2,727,756,102
純資産の部		
元本等		
元本	11,090,146,614	11,441,714,130
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	23,537,304,194	27,692,650,272
元本等合計	34,627,450,808	39,134,364,402
純資産合計	34,627,450,808	39,134,364,402
負債純資産合計	35,052,036,602	41,862,120,504

(注) 「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであります、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2019年11月18日及び2020年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>
------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外貨為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 12,030,031,873円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 11,090,146,614円
期中追加設定元本額 1,971,112,157円	期中追加設定元本額 3,998,169,386円
期中一部解約元本額 2,910,997,416円	期中一部解約元本額 3,646,601,870円
元本の内訳	
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 3,727,429,574円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 3,071,214,449円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド II (適格機関投資家限定) 599,163,216円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド II (適格機関投資家限定) 573,296,664円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定) 204,937,893円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定) 536,446,423円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定) 2,388,228,074円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定) 2,281,123,732円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (D C向け) 3,735,622,153円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (D C向け) 4,558,647,995円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 248,673,186円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 230,040,650円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 20,200,116円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 30,294,925円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 99,613,183円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 99,981,206円

2019年11月18日現在		2020年11月18日現在	
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	66,279,219円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	60,668,086円
計	11,090,146,614円	計	11,441,714,130円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,090,146,614口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,441,714,130口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p>

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,917,594,455	5,380,393,542
投資証券	7,751,633	30,297,437
合計	1,925,346,088	5,410,690,979

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連 (2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建 売建	1,832,541,404	—	1,896,180,638
		1,624,608,087	—	1,668,321,703
		3,457,149,491	—	3,564,502,341
合計				19,925,618

株式関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建 売建	3,231,203,332	—	3,490,059,776
		2,315,337,563	—	2,482,393,761
		5,546,540,895	—	5,972,453,537
合計				91,800,246

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最

終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連（2019年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	13,405,547,245	—	13,645,707,767	240,160,522
	米ドル	7,257,835,344	—	7,411,809,687	153,974,343
	カナダドル	1,144,811,302	—	1,158,206,686	13,395,384
	ユーロ	2,184,946,054	—	2,213,353,023	28,406,969
	英ポンド	498,699,959	—	526,938,082	28,238,123
	スイスフラン	672,512,356	—	679,847,861	7,335,505
	スウェーデンクローネ	270,520,730	—	273,726,050	3,205,320
	ノルウェークローネ	664,628,075	—	662,990,640	△1,637,435
	オーストラリアドル	660,084,016	—	666,296,180	6,212,164
	香港ドル	51,509,409	—	52,539,558	1,030,149
	売建	12,718,358,144	—	12,942,779,955	△224,421,811
	米ドル	5,870,810,688	—	5,961,400,570	△90,589,882
	カナダドル	617,834,071	—	624,594,710	△6,760,639
	ユーロ	1,081,930,281	—	1,101,323,331	△19,393,050
	英ポンド	853,571,990	—	906,207,084	△52,635,094
	スイスフラン	2,089,092,049	—	2,122,011,070	△32,919,021
	スウェーデンクローネ	479,305,642	—	488,348,950	△9,043,308
	ノルウェークローネ	955,902,721	—	958,893,000	△2,990,279
	オーストラリアドル	718,145,788	—	727,461,680	△9,315,892
	香港ドル	51,764,914	—	52,539,560	△774,646
	合計	26,123,905,389	—	26,588,487,722	15,738,711

通貨関連（2020年11月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,352,455,385	—	5,286,035,591	△66,419,794
	米ドル	2,771,889,419	—	2,725,444,377	△46,445,042
	カナダドル	299,973,283	—	296,414,240	△3,559,043
	ユーロ	925,835,882	—	911,739,972	△14,095,910
	英ポンド	222,176,778	—	223,387,632	1,210,854
	スイスフラン	85,605,688	—	84,080,640	△1,525,048
	ノルウェークローネ	355,557,240	—	344,100,000	△11,457,240
	オーストラリアドル	286,035,655	—	281,030,930	△5,004,725
	ニュージーランドドル	386,369,200	—	401,184,000	14,814,800
	香港ドル	19,012,240	—	18,653,800	△358,440
	売建	4,202,050,978	—	4,157,242,317	44,808,661
	米ドル	1,287,531,287	—	1,279,044,604	8,486,683
	ユーロ	244,269,824	—	244,139,060	130,764
	英ポンド	539,321,393	—	539,110,800	210,593
	スイスフラン	1,558,060,725	—	1,530,016,320	28,044,405
	スウェーデンクローネ	269,722,843	—	268,407,360	1,315,483
	ノルウェークローネ	294,515,732	—	287,931,410	6,584,322
	デンマーククローネ	8,174,283	—	8,139,896	34,387

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
	香港ドル	454,891	—	452,867 2,024
	合計	9,554,506,363	—	9,443,277,908 △21,611,133

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,1224円 (31,224円)	3,4203円 (34,203円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES COMPANY	71,410	19.26	1,375,356.60	
	CHEVRON CORP	6,966	87.04	606,320.64	
	EXXON MOBIL CORP	37,462	38.67	1,448,655.54	
	HALLIBURTON CO	183,795	15.81	2,905,798.95	
	KINDER MORGAN INC	14,464	14.03	202,929.92	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	114,265	12.20	1,394,033.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	816	266.29	217,292.64	
	AMCOR PLC	9,694	11.93	115,649.42	
	BARRICK GOLD CORP	9,111	25.37	231,146.07	
	CELANESE CORP	2,212	132.41	292,890.92	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,725	32.22	87,799.50	
	EASTMAN CHEMICAL CO	1,714	97.01	166,275.14	
	GRAPHIC PACKAGING HOLDING CO	3,200	15.37	49,184.00	
	INTERNATIONAL PAPER CO	2,088	50.09	104,587.92	
	KINROSS GOLD CORP	10,691	7.77	83,069.07	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,172	81.03	175,997.16	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	578	269.33	155,672.74	
	NEWMONT CORP	7,837	64.53	505,721.61	
	NUCOR CORP	4,990	53.86	268,761.40	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	2,414	731.08	1,764,827.12	
	SONOCO PRODUCTS CO	1,821	57.72	105,108.12	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	3,759	44.42	166,974.78	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	3M CO	1, 636	173. 64	284, 075. 04	
	AERCAP HOLDINGS NV	2, 100	40. 39	84, 819. 00	
	ALLISON TRANSMISSION HOLDING	3, 981	40. 11	159, 677. 91	
	ATKORE INTERNATIONAL GROUP INC	1, 700	29. 80	50, 660. 00	
	BOEING CO/THE	651	210. 05	136, 742. 55	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	4, 300	35. 81	153, 983. 00	
	CARRIER GLOBAL CORP	37, 622	40. 36	1, 518, 423. 92	
	CATERPILLAR INC	8, 201	171. 91	1, 409, 833. 91	
	CUMMINS INC	2, 456	231. 08	567, 532. 48	
	DEERE & CO	377	258. 21	97, 345. 17	
	EATON CORP PLC	2, 386	116. 07	276, 943. 02	
	EMCOR GROUP INC	1, 004	85. 29	85, 631. 16	
	EMERSON ELECTRIC CO	910	76. 39	69, 514. 90	
	GENERAL DYNAMICS CORP	1, 988	151. 47	301, 122. 36	
	GENERAL ELECTRIC CO	288, 677	9. 68	2, 794, 393. 36	
	GRACO INC	15, 917	67. 93	1, 081, 241. 81	
	HD SUPPLY HOLDINGS INC	5, 429	55. 87	303, 318. 23	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1, 186	205. 33	243, 521. 38	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	761	162. 82	123, 906. 02	
	ILLINOIS TOOL WORKS	389	209. 87	81, 639. 43	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	8, 400	52. 96	444, 864. 00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	9, 431	44. 71	421, 660. 01	
	MASCO CORP	2, 032	55. 72	113, 223. 04	
	MIDDLEBY CORP	5, 470	136. 05	744, 193. 50	
	OTIS WORLDWIDE CORP	17, 795	67. 20	1, 195, 824. 00	
	OWENS CORNING	1, 165	71. 01	82, 726. 65	
	PACCAR INC	2, 521	88. 82	223, 915. 22	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	6, 320	68. 87	435, 258. 40	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	793	241. 32	191, 366. 76	
	SNAP-ON INC	1, 025	172. 58	176, 894. 50	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	6, 490	184. 53	1, 197, 599. 70	
	TEXTRON INC	19, 685	45. 60	897, 636. 00	
	WABTEC CORP	25, 665	71. 39	1, 832, 224. 35	
	TRANSUNION	877	95. 99	84, 183. 23	
	WASTE MANAGEMENT INC	1, 783	121. 30	216, 277. 90	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	5, 758	93. 55	538, 660. 90	
	CSX CORP	1, 275	92. 50	117, 937. 50	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	3, 632	89. 90	326, 516. 80	
	FEDEX CORP	812	285. 05	231, 460. 60	
	UBER TECHNOLOGIES INC	43, 953	48. 89	2, 148, 862. 17	
	UNION PACIFIC CORP	2, 046	205. 85	421, 169. 10	
	WERNER ENTERPRISES INC	2, 990	42. 19	126, 148. 10	
	FORD MOTOR CO	65, 084	8. 75	569, 485. 00	
	GENERAL MOTORS CO	21, 275	41. 98	893, 124. 50	
	LEAR CORP	16, 141	141. 26	2, 280, 077. 66	
	DR HORTON INC	25, 145	73. 47	1, 847, 403. 15	
	GARMIN LTD	978	117. 33	114, 748. 74	
	KB HOME	3, 123	34. 61	108, 087. 03	
	LENNAR CORP-A	20, 060	75. 71	1, 518, 742. 60	
	LENNAR CORP-B SHS	287	61. 20	17, 564. 40	
	MERITAGE HOMES CORP	1, 089	90. 35	98, 391. 15	
	NEWELL BRANDS INC	89, 731	20. 17	1, 809, 874. 27	
	NIKE INC -CL B	10, 655	132. 21	1, 408, 697. 55	
	PULTEGROUP INC	8, 195	43. 01	352, 466. 95	
	PVH CORP	24, 021	78. 94	1, 896, 217. 74	
	TAYLOR MORRISON HOME CORP	2, 490	24. 89	61, 976. 10	
	VF CORP	2, 951	85. 11	251, 159. 61	
	DARDEN RESTAURANTS INC	1, 368	108. 53	148, 469. 04	
	DOMINO'S PIZZA INC	1, 167	384. 47	448, 676. 49	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	23,991	74.01	1,775,573.91	
	VAIL RESORTS INC	224	268.38	60,117.12	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	8,729	77.11	673,093.19	
	ALPHABET INC-CL A	2,401	1,761.66	4,229,745.66	
	ALPHABET INC-CL C	3,165	1,770.15	5,602,524.75	
	COMCAST CORP-CLASS A	12,423	49.78	618,416.94	
	DISCOVERY INC-A	8,649	24.30	210,170.70	
	ELECTRONIC ARTS INC	5,259	118.52	623,296.68	
	FACEBOOK INC-CLASS A	19,572	275.00	5,382,300.00	
	FOX CORP-CLASS A	8,170	28.16	230,067.20	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	24,258	21.90	531,250.20	
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	4,225	42.87	181,125.75	
	OMNICOM GROUP	4,320	61.84	267,148.80	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	3,315	250.44	830,208.60	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	3,147	162.20	510,443.40	
	WALT DISNEY CO/THE	7,675	144.50	1,109,037.50	
	ZILLOW GROUP INC - A	2,978	106.96	318,526.88	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	4,526	256.80	1,162,276.80	
	AMAZON.COM INC	1,476	3,135.66	4,628,234.16	
	AUTOZONE INC	1,155	1,124.21	1,298,462.55	
	BEST BUY CO INC	4,817	119.02	573,319.34	
	BOOKING HOLDINGS INC	178	2,081.25	370,462.50	
	DOLLAR GENERAL CORP	3,078	208.75	642,532.50	
	DOLLAR TREE INC	4,104	93.82	385,037.28	
	EBAY INC	4,545	48.33	219,659.85	
	ETSY INC	709	128.82	91,333.38	
	FARFETCH LTD-CLASS A	11,394	45.06	513,413.64	
	GENUINE PARTS CO	677	98.48	66,670.96	
	HOME DEPOT INC	4,189	272.47	1,141,376.83	
	LOWE'S COS INC	1,988	159.86	317,801.68	
	TARGET CORP	4,004	163.04	652,812.16	
	TIFFANY & CO	1,321	131.46	173,658.66	
	TJX COMPANIES INC	20,794	61.14	1,271,345.16	
	TRIP.COM GROUP LTD-ADR	16,338	35.01	571,993.38	
	KROGER CO	21,601	31.90	689,071.90	
	SPROUTS FARMERS MARKET INC	3,142	20.32	63,845.44	
	SYSCO CORP	3,512	74.23	260,695.76	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	4,537	39.85	180,822.13	
	WALMART INC	5,210	149.37	778,217.70	
	ALTRIA GROUP INC	1,985	41.19	81,762.15	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	4,936	50.16	247,589.76	
	BUNGE LTD	2,949	59.38	175,111.62	
	CAMPBELL SOUP CO	2,503	49.38	123,598.14	
	COCA-COLA CO/THE	1,648	53.68	88,464.64	
	CONAGRA BRANDS INC	4,012	35.74	143,388.88	
	GENERAL MILLS INC	4,723	61.28	289,425.44	
	HERSHEY CO/THE	1,312	152.93	200,644.16	
	INGREDION INC	1,010	78.22	79,002.20	
	JM SMUCKER CO/THE	1,392	118.43	164,854.56	
	KELLOGG CO	1,359	66.32	90,128.88	
	KRAFT HEINZ CO/THE	5,754	31.59	181,768.86	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	3,532	45.13	159,399.16	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	7,405	58.54	433,488.70	
	PEPSICO INC	20,052	145.24	2,912,352.48	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,045	78.38	81,907.10	
	TYSON FOODS INC-CL A	6,886	63.78	439,189.08	
	CLOROX COMPANY	1,622	209.10	339,160.20	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	4,543	85.35	387,745.05	
	KIMBERLY-CLARK CORP	1,652	143.83	237,607.16	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	11,048	141.88	1,567,490.24	
	ANTHEM INC	7,697	329.84	2,538,778.48	
	BECTON DICKINSON AND CO	6,784	242.41	1,644,509.44	
	CARDINAL HEALTH INC	3,327	54.68	181,920.36	
	CENTENE CORP	1,647	67.28	110,810.16	
	CIGNA CORP	11,064	214.81	2,376,657.84	
	CVS HEALTH CORP	5,400	67.14	362,556.00	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	642	85.18	54,685.56	
	HCA HEALTHCARE INC	9,690	153.03	1,482,860.70	
	HENRY SCHEIN INC	1,929	64.61	124,632.69	
	HOLOGIC INC	2,735	72.00	196,920.00	
	HUMANA INC	808	422.23	341,161.84	
	INTUITIVE SURGICAL INC	647	749.15	484,700.05	
	MCKESSON CORP	14,607	173.64	2,536,359.48	
	MEDTRONIC PLC	19,137	110.14	2,107,749.18	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	1,135	123.94	140,671.90	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	8,734	352.10	3,075,241.40	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	475	133.27	63,303.25	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,164	265.51	309,053.64	
	ABBVIE INC	4,105	99.21	407,257.05	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	2,121	127.69	270,830.49	
	AMGEN INC	8,095	232.44	1,881,601.80	
	BIOGEN INC	2,264	248.81	563,305.84	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	15,154	64.32	974,705.28	
	ELI LILLY & CO	4,183	141.20	590,639.60	
	GILEAD SCIENCES INC	9,286	60.97	566,167.42	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	727	146.28	106,345.56	
	JOHNSON & JOHNSON	21,963	149.35	3,280,174.05	
	MERCK & CO. INC.	12,562	81.50	1,023,803.00	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,294	1,193.36	1,544,207.84	
	PFIZER INC	83,148	36.04	2,996,653.92	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	548	538.15	294,906.20	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	229	479.00	109,691.00	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	2,770	222.96	617,599.20	
	VIATRIS INC	68,944	16.34	1,126,544.96	
	BANK OF AMERICA CORP	44,716	27.55	1,231,925.80	
	CITIGROUP INC	80,156	50.73	4,066,313.88	
	FIFTH THIRD BANCORP	28,151	26.05	733,333.55	
	HDFC BANK LTD-ADR	41,040	68.68	2,818,627.20	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	32,372	13.43	434,755.96	
	JPMORGAN CHASE & CO	20,654	116.11	2,398,135.94	
	M & T BANK CORP	1,564	124.97	195,453.08	
	MGIC INVESTMENT CORP	15,295	11.81	180,633.95	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,955	126.89	248,069.95	
	POPULAR INC	1,894	51.15	96,878.10	
	RADIAN GROUP INC	929	19.34	17,966.86	
	TRUIST FINANCIAL CORP	5,936	48.17	285,937.12	
	US BANCORP	24,118	44.03	1,061,915.54	
	WELLS FARGO & CO	118,946	25.04	2,978,407.84	
	ALLY FINANCIAL INC	8,220	30.51	250,792.20	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,112	184.23	204,863.76	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	23,424	39.44	923,842.56	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	2,923	233.16	681,526.68	
	BLACKROCK INC	707	667.49	471,915.43	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	14,498	87.76	1,272,344.48	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,912	86.80	513,161.60	
	CME GROUP INC	8,018	168.07	1,347,585.26	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	37,427	24.34	910,973.18	
	FRANKLIN RESOURCES INC	3,635	21.48	78,079.80	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,044	224.65	459,184.60	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	5,876	100.03	587,776.28	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	297	514.09	152,684.73	
	MOODY' S CORP	11,605	274.69	3,187,777.45	
	MORGAN STANLEY	23,967	58.81	1,409,499.27	
	MSCI INC	5,048	403.64	2,037,574.72	
	NORTHERN TRUST CORP	1,365	93.79	128,023.35	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,880	89.43	257,558.40	
	S&P GLOBAL INC	670	336.66	225,562.20	
	STATE STREET CORP	2,737	70.56	193,122.72	
	SYNCHRONY FINANCIAL	15,808	30.57	483,250.56	
	T ROWE PRICE GROUP INC	2,636	141.53	373,073.08	
	AFLAC INC	10,464	43.00	449,952.00	
	ALLSTATE CORP	7,007	99.37	696,285.59	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	45,203	38.42	1,736,699.26	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	1,780	117.08	208,402.40	
	ASSURED GUARANTY LTD	3,669	31.54	115,720.26	
	ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	2,398	43.22	103,641.56	
	CHUBB LTD	3,949	150.03	592,468.47	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,377	79.70	109,753.78	
	EVEREST RE GROUP LTD	412	238.39	98,216.68	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	2,842	35.60	101,175.20	
	GLOBE LIFE INC	1,467	93.79	137,589.93	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	4,447	46.43	206,474.21	
	LINCOLN NATIONAL CORP	2,772	43.10	119,473.20	
	METLIFE INC	6,246	46.01	287,378.46	
	PROGRESSIVE CORP	7,785	94.93	739,030.05	
	TRAVELERS COS INC/THE	3,744	135.04	505,589.76	
	UNUM GROUP	2,180	21.40	46,652.00	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	383	210.13	80,479.79	
	CBRE GROUP INC - A	1,327	60.49	80,270.23	
	ACCENTURE PLC-CL A	1,085	243.82	264,544.70	
	ADOBE INC	3,311	467.95	1,549,382.45	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	4,198	102.45	430,085.10	
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	1,080	68.75	74,250.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,365	176.15	240,444.75	
	CACI INTERNATIONAL INC -CL A	384	239.46	91,952.64	
	CADENCE DESIGN SYS INC	4,825	113.48	547,541.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	3,850	119.14	458,689.00	
	CITRIX SYSTEMS INC	4,320	119.68	517,017.60	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	29,662	77.00	2,283,974.00	
	DROPBOX INC-CLASS A	4,880	18.55	90,524.00	
	EPAM SYSTEMS INC	2,769	331.62	918,255.78	
	GLOBANT SA	834	182.91	152,546.94	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	2,197	117.70	258,586.90	
	INTUIT INC	1,082	358.75	388,167.50	
	MASTERCARD INC - A	14,381	336.50	4,839,206.50	
	MICROSOFT CORP	50,390	214.46	10,806,639.40	
	NORTONLIFELOCK INC	21,608	18.89	408,175.12	
	ORACLE CORP	54,816	57.12	3,131,089.92	
	PAYPAL HOLDINGS INC	195	192.30	37,498.50	
	PROGRESS SOFTWARE CORP	1,483	40.98	60,773.34	
	SALESFORCE. COM INC	4,503	256.17	1,153,533.51	
	SERVICENOW INC	3,633	513.10	1,864,092.30	
	SHOPIFY INC - CLASS A	767	914.02	701,053.34	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	521	248.03	129,223.63	
	SQUARE INC - A	5,009	187.90	941,191.10	
	VERISIGN INC	1,630	194.51	317,051.30	
	VISA INC-CLASS A SHARES	6,397	210.71	1,347,911.87	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WESTERN UNION CO	9,640	21.83	210,441.20	
	WORKDAY INC-CLASS A	1,632	226.78	370,104.96	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	3,002	401.63	1,205,693.26	
	APPLE INC	46,330	119.39	5,531,338.70	
	ARROW ELECTRONICS INC	3,153	88.27	278,315.31	
	AVNET INC	35,212	29.38	1,034,528.56	
	CISCO SYSTEMS INC	25,180	41.88	1,054,538.40	
	F5 NETWORKS INC	1,076	162.09	174,408.84	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	222,736	10.48	2,334,273.28	
	HP INC	23,243	20.50	476,481.50	
	JUNIPER NETWORKS INC	4,225	22.21	93,837.25	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	4,231	117.56	497,396.36	
	AT&T INC	18,294	29.03	531,074.82	
	LIBERTY GLOBAL PLC- C	12,923	21.91	283,142.93	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	46,911	60.75	2,849,843.25	
	ALLIANT ENERGY CORP	5,513	54.73	301,726.49	
	AMEREN CORPORATION	3,461	80.60	278,956.60	
	CMS ENERGY CORP	3,368	63.83	214,979.44	
	CONSOLIDATED EDISON INC	7,395	79.25	586,053.75	
	DOMINION ENERGY INC	722	84.17	60,770.74	
	DTE ENERGY COMPANY	1,296	132.84	172,160.64	
	DUKE ENERGY CORP	1,732	92.92	160,937.44	
	EDISON INTERNATIONAL	30,837	65.60	2,022,907.20	
	EVERSOURCE ENERGY	3,019	91.75	276,993.25	
	EXELON CORP	6,324	43.07	272,374.68	
	MDU RESOURCES GROUP INC	3,300	25.52	84,216.00	
	NEXTERA ENERGY INC	6,166	76.61	472,377.26	
	NRG ENERGY INC	8,012	31.89	255,502.68	
	OGE ENERGY CORP	3,560	34.21	121,787.60	
	PINNACLE WEST CAPITAL	1,502	86.78	130,343.56	
	PPL CORP	11,640	29.53	343,729.20	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	7,707	59.05	455,098.35	
	UGI CORP	4,703	36.26	170,530.78	
	VISTRA CORP	19,090	19.33	369,009.70	
	WEC ENERGY GROUP INC	3,983	100.18	399,016.94	
	XCEL ENERGY INC	5,069	72.63	368,161.47	
	APPLIED MATERIALS INC	3,449	74.37	256,502.13	
	INTEL CORP	27,195	45.53	1,238,188.35	
	LAM RESEARCH CORP	247	431.93	106,686.71	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	3,246	80.76	262,146.96	
	MICRON TECHNOLOGY INC	39,940	61.99	2,475,880.60	
	NVIDIA CORP	301	536.89	161,603.89	
	QORVO INC	254	148.44	37,703.76	
	QUALCOMM INC	2,503	148.74	372,296.22	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	589	140.78	82,919.42	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	3,890	155.50	604,895.00	
	XILINX INC	881	130.41	114,891.21	
	米ドル 計	3,649,556		233,833,264.74 (24,339,704,526)	
カナダドル	ENBRIDGE INC	8,540	38.90	332,206.00	
	PAREX RESOURCES INC	3,710	16.03	59,471.30	
	PEMBINA PIPELINE CORP	8,244	31.23	257,460.12	
	SUNCOR ENERGY INC	57,495	19.97	1,148,175.15	
	B2GOLD CORP	30,630	7.74	237,076.20	
	CENTERRA GOLD INC	5,098	11.95	60,921.10	
	FRANCO-NEVADA CORP	3,256	176.50	574,684.00	
	NUTRIEN LTD	3,321	57.51	190,990.71	
	THOMSON REUTERS CORP	2,174	105.99	230,422.26	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	3,952	79.69	314,934.88	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	2, 581	161. 10	415, 799. 10	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	9, 933	45. 27	449, 666. 91	
	EMPIRE CO LTD 'A'	7, 779	36. 44	283, 466. 76	
	BANK OF MONTREAL	3, 192	90. 82	289, 897. 44	
	BANK OF NOVA SCOTIA	5, 301	62. 03	328, 821. 03	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	2, 060	108. 89	224, 313. 40	
	ROYAL BANK OF CANADA	5, 702	103. 46	589, 928. 92	
	TORONTO-DOMINION BANK	13, 138	67. 20	882, 873. 60	
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	6, 513	53. 20	346, 491. 60	
	GREAT-WEST LIFECO INC	2, 763	30. 17	83, 359. 71	
	INTACT FINANCIAL CORP	1, 205	146. 84	176, 942. 20	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	10, 737	21. 85	234, 603. 45	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	6, 196	59. 14	366, 431. 44	
	SHOPIFY INC - CLASS A	188	1, 192. 72	224, 231. 36	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	7, 219	60. 39	435, 955. 41	
	カナダドル 計	210, 927		8, 739, 124. 05 (693, 536, 884)	
ユーロ	NESTE OYJ	4, 233	52. 84	223, 671. 72	
	REPSOL SA	6, 927	7. 84	54, 335. 38	
	TOTAL SE	13, 604	34. 63	471, 174. 54	
	VOPAK	2, 837	44. 08	125, 054. 96	
	AKZO NOBEL N. V.	2, 204	86. 36	190, 337. 44	
	ARCELORMITTAL	54, 342	13. 87	754, 158. 27	
	BASF SE	42, 311	57. 96	2, 452, 345. 56	
	CRH PLC	3, 229	33. 73	108, 914. 17	
	EVONIK INDUSTRIES AG	8, 777	23. 73	208, 278. 21	
	HEIDELBERGCEMENT AG	1, 248	59. 94	74, 805. 12	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	6, 458	13. 61	87, 893. 38	
	UPM-KYMMENE OYJ	6, 189	26. 68	165, 122. 52	
	BRENNETAG AG	2, 808	62. 60	175, 780. 80	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	1, 795	39. 66	71, 189. 70	
	HOCHTIEF AG	663	77. 90	51, 647. 70	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1, 700	117. 90	200, 430. 00	
	SIEMENS AG-REG	4, 536	111. 60	506, 217. 60	
	SIEMENS ENERGY AG	1, 319	23. 47	30, 956. 93	
	SIGNIFY NV	2, 782	35. 50	98, 761. 00	
	VINCI SA	2, 363	87. 22	206, 100. 86	
	WOLTERS KLUWER	2, 683	70. 10	188, 078. 30	
	DEUTSCHE POST AG-REG	3, 822	38. 85	148, 484. 70	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	15, 476	72. 85	1, 127, 426. 60	
	DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	37, 545	54. 54	2, 047, 704. 30	
	MICHELIN (CGDE)	7, 966	107. 75	858, 336. 50	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	1, 808	28. 62	51, 744. 96	
	PEUGEOT SA	11, 131	18. 97	211, 210. 72	
	VOLKSWAGEN AG	8, 314	160. 90	1, 337, 722. 60	
	HERMES INTERNATIONAL	940	843. 00	792, 420. 00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2, 298	475. 00	1, 091, 550. 00	
	MONCLER SPA	15, 821	41. 06	649, 610. 26	
	D' IETEREN SA/NV	592	56. 90	33, 684. 80	
	HELLOFRESH SE	687	43. 70	30, 021. 90	
	CARREFOUR SA	24, 332	14. 70	357, 680. 40	
	COLRUYT SA	5, 842	49. 66	290, 113. 72	
	KONINKLIJKE AHOOLD DELHAIZE N. V.	40, 762	23. 44	955, 461. 28	
	HEINEKEN NV	12, 079	92. 30	1, 114, 891. 70	
	UNILEVER NV	23, 024	50. 64	1, 165, 935. 36	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	2, 458	38. 10	93, 649. 80	
	BAYER AG-REG	2, 683	47. 66	127, 885. 19	
	ORION OYJ-CLASS B	1, 408	38. 70	54, 489. 60	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SANOFI	313	84.82	26,548.66	
	BANCO DE SABADELL SA	484,649	0.44	216,783.49	
	BNP PARIBAS	28,324	40.92	1,159,159.70	
	FINECOBANK SPA	4,698	12.38	58,161.24	
	ING GROEP NV	250,682	7.67	1,924,987.07	
	INTESA SANPAOLO	14,336	1.84	26,510.13	
	UNICREDIT SPA	40,785	8.43	343,817.55	
	DEUTSCHE BOERSE AG	2,449	133.55	327,063.95	
	ALLIANZ SE-REG	1,161	198.06	229,947.66	
	ASSICURAZIONI GENERALI	4,672	14.13	66,015.36	
	HANNOVER RUECK SE	721	147.80	106,563.80	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,281	242.20	310,258.20	
	NN GROUP NV	2,752	34.48	94,888.96	
	SAMPO OYJ-A SHS	4,539	36.50	165,673.50	
	ATOS SE	2,969	68.00	201,892.00	
	DASSAULT SYSTEMES SE	356	151.00	53,756.00	
	SAP SE	198	98.53	19,508.94	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	11,310	14.96	169,197.60	
	ELISA OYJ	1,717	45.46	78,054.82	
	ORANGE	28,498	10.45	297,946.59	
	PROXIMUS	10,441	17.79	185,797.59	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING	27,958	2.39	66,847.57	
	TELEFONICA SA	18,879	3.51	66,416.32	
	ENDESA SA	4,178	24.00	100,272.00	
	ENEL SPA	161,870	8.11	1,313,089.44	
	FORTUM OYJ	9,104	17.62	160,458.00	
	IBERDROLA SA	40,584	11.31	459,005.04	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	18,496	19.41	359,099.84	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	24,204	16.48	398,881.92	
	SUEZ	23,778	16.25	386,392.50	
	STMICROELECTRONICS NV	1,606	29.66	47,633.96	
	ユーロ 計	1,619,504		28,405,907.95	
				(3,506,141,218)	
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	58,124	12.52	727,944.97	
	BHP GROUP PLC	10,951	16.41	179,793.51	
	JOHNSON MATTHEY PLC	4,978	25.73	128,083.94	
	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	3,810	16.81	64,065.15	
	RIO TINTO PLC	9,983	47.47	473,893.01	
	FERGUSON PLC	1,814	80.10	145,301.40	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	7,131	119.15	849,658.65	
	TRAVIS PERKINS PLC	104,655	13.31	1,392,958.05	
	INTERTEK GROUP PLC	14,226	61.22	870,915.72	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	1,219	47.81	58,280.39	
	PERSIMMON PLC	3,552	28.19	100,130.88	
	TAYLOR WIMPEY PLC	33,741	1.59	53,648.19	
	VISTRY GROUP PLC	9,011	8.20	73,890.20	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	16,589	46.30	768,070.70	
	WPP PLC	8,218	7.50	61,684.30	
	BOOHOO GROUP PLC	20,685	2.91	60,193.35	
	LOOKERS PLC	212,926	0.21	44,714.46	
	SAINSBURY (J) PLC	633,458	2.12	1,348,632.08	
	TESCO PLC	433,510	2.28	991,003.86	
	WM MORRISON SUPERMARKETS	68,069	1.79	121,911.57	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	13,195	28.50	376,057.50	
	DIAGEO PLC	33,162	29.95	993,367.71	
	FEVERTREE DRINKS PLC	6,194	24.69	152,929.86	
	IMPERIAL BRANDS PLC	16,488	15.05	248,226.84	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	2,907	66.88	194,420.16	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	8,300	14.02	116,432.40	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
英ポンド	BARCLAYS PLC	860,311	1.38	1,190,670.42	
	HSBC HOLDINGS PLC	279,423	3.76	1,052,307.01	
	NATWEST GROUP PLC	543,111	1.55	843,722.93	
	STANDARD CHARTERED PLC	113,491	4.36	495,842.17	
	3I GROUP PLC	24,544	10.97	269,370.40	
	AVIVA PLC	24,065	3.16	76,237.92	
	RSA INSURANCE GROUP PLC	8,629	6.47	55,829.63	
	BT GROUP PLC	57,382	1.26	72,674.30	
	VODAFONE GROUP PLC	1,229,649	1.22	1,506,811.88	
	DRAX GROUP PLC	13,899	3.34	46,506.05	
	英ポンド 計	4,891,400		16,206,181.56 (2,234,994,498)	
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	97	816.00	79,152.00	
	LAFARGEHOLCIM LTD-REG	14,749	46.80	690,253.20	
	ABB LTD-REG	2,053	25.20	51,735.60	
	GEBERIT AG-REG	2,238	563.00	1,259,994.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,531	250.00	1,132,750.00	
	SGS SA-REG	55	2,647.00	145,585.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	7,760	77.22	599,227.20	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	916	238.10	218,099.60	
	NESTLE SA-REG	32,787	105.52	3,459,684.24	
	NOVARTIS AG-REG	13,936	78.80	1,098,156.80	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	18,315	308.95	5,658,419.25	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	73,859	11.17	825,005.03	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	194	920.00	178,480.00	
	UBS GROUP AG-REG	116,332	13.18	1,533,255.76	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	469	399.80	187,506.20	
	SWISS RE AG	1,230	82.38	101,327.40	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,166	364.20	424,657.20	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,322	73.66	97,378.52	
	SWISSCOM AG-REG	1,092	485.50	530,166.00	
	スイスフラン 計	293,101		18,270,833.00 (2,086,711,836)	
スウェーデンクローネ	LUNDIN ENERGY AB	2,757	207.90	573,180.30	
	BOLIDEN AB	4,877	279.40	1,362,633.80	
	VOLVO AB-B SHS	12,128	200.10	2,426,812.80	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	11,450	272.50	3,120,125.00	
	KINNEVIK AB - B	3,043	396.20	1,205,636.60	
	TELIA CO AB	22,775	36.31	826,960.25	
	スウェーデンクローネ 計	57,030		9,515,348.75 (114,755,105)	
ノルウェークローネ	AUSTEVOLL SEAFOOD ASA	4,637	83.45	386,957.65	
	MOWI ASA	3,592	188.80	678,169.60	
	ORKLA ASA	47,959	86.96	4,170,514.64	
	DNB ASA	7,962	155.35	1,236,896.70	
	TELENOV ASA	29,392	153.25	4,504,324.00	
	ノルウェークローネ 計	93,542		10,976,862.59 (125,904,613)	
デンマーククローネ	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,534	11,535.00	17,694,690.00	
	DSV PANALPINA A/S	8,927	1,000.00	8,927,000.00	
	CARLSBERG AS-B	719	963.60	692,828.40	
	SCANDINAVIAN TOBACCO GROUP A/S	12,390	95.05	1,177,669.50	
	デンマーククローネ 計	23,570		28,492,187.90 (472,115,553)	
オーストラリアドル	AMPOL LTD	1,700	28.68	48,756.00	
	BEACH ENERGY LTD	26,993	1.66	44,808.38	
	SANTOS LTD	13,337	6.06	80,822.22	
	BLUESCOPE STEEL LTD	2,957	16.89	49,943.73	
	IGO LTD	21,500	4.91	105,565.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリア ドル	NEWCREST MINING LTD	18,683	28.90	539,938.70	
	RIO TINTO LTD	2,254	98.80	222,695.20	
	SOUTH32 LTD	118,452	2.29	271,255.08	
	BRAMBLES LTD	22,995	10.95	251,795.25	
	AURIZON HOLDINGS LTD	27,523	4.05	111,468.15	
	WESFARMERS LTD	8,909	47.99	427,542.91	
	COLES GROUP LTD	8,988	17.73	159,357.24	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	5,941	75.39	447,891.99	
	ASX LTD	2,076	81.19	168,550.44	
	TELSTRA CORP LTD	194,138	3.12	605,710.56	
	オーストラリア ドル 計	476,446		3,536,100.85 (268,001,083)	
ニュージーランド ドル	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION	8,932	34.20	305,474.40	
	ニュージーランド ドル 計	8,932		305,474.40 (21,893,350)	
香港 ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	80,500	58.00	4,669,000.00	
	MTR CORP	13,000	42.30	549,900.00	
	MEITUAN-B	38,800	303.00	11,756,400.00	
	CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	22,186	54.00	1,198,044.00	
	WH GROUP LTD	108,500	6.72	729,120.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	88,500	24.35	2,154,975.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,014,877	6.00	6,089,262.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	393,552	4.68	1,841,823.36	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	2,100	373.00	783,300.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	67,000	19.32	1,294,440.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	34,000	42.95	1,460,300.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	45,000	31.55	1,419,750.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	6,000	106.40	638,400.00	
	LENOVO GROUP LTD	1,630,000	5.45	8,883,500.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	48,000	10.44	501,120.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	282,000	8.48	2,391,360.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	56,500	39.95	2,257,175.00	
	CLP HOLDINGS LTD	63,500	73.95	4,695,825.00	
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	147,000	7.89	1,159,830.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	12,500	41.40	517,500.00	
	香港 ドル 計	4,153,515		54,991,024.36 (738,529,457)	
シンガポール ドル	WILMAR INTERNATIONAL LTD	349,900	4.29	1,501,071.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	11,800	24.65	290,870.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	37,400	22.04	824,296.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	69,000	9.05	624,450.00	
	CAPITALAND LTD	132,100	2.93	387,053.00	
	VENTURE CORP LTD	5,800	18.90	109,620.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	76,300	2.35	179,305.00	
	AEM HOLDINGS LTD	23,600	3.34	78,824.00	
	シンガポール ドル 計	705,900		3,995,489.00 (309,730,307)	
タイ バーツ	KASIKORN BANK PCL-NVDR	106,300	94.00	9,992,200.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK-FOREIGN	102,800	82.00	8,429,600.00	
	タイ バーツ 計	209,100		18,421,800.00 (63,370,992)	
韓国 ウォン	POSCO	9,990	238,500.00	2,382,615,000.00	
	NAVER CORP	1,159	275,000.00	318,725,000.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	29,657	33,350.00	989,060,950.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	68,815	65,700.00	4,521,145,500.00	
	SK HYNIX INC	7,959	98,100.00	780,777,900.00	
	韓国 ウォン 計	117,580		8,992,324,350.00 (847,076,953)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
新台湾 ドル	HON HAI PRECISION INDUSTRY	609,000	83.00	50,547,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	530,293	485.50	257,457,251.50	
新台湾 ドル 計		1,139,293		308,004,251.50 (1,124,215,517)	
イスラエル シェケル	BANK LEUMI LE-ISRAEL	149,624	18.00	2,693,232.00	
	NICE LTD	589	789.00	464,721.00	
イスラエル シェケル 計		150,213		3,157,953.00 (97,991,281)	
オフショア 元	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	14,065	160.06	2,251,243.90	
オフショア 元 計		14,065		2,251,243.90 (35,749,753)	
合計		17,813,674		37,080,422,926 (37,080,422,926)	

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米 ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	474	82,532.88	
		CROWN CASTLE INTL CORP	1,141	189,793.94	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	2,020	86,860.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	9,000	127,260.00	
		PROLOGIS INC	751	78,254.20	
		PUBLIC STORAGE	2,394	561,488.76	
		RETAIL PROPERTIES OF AME - A	5,400	43,902.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	823	64,984.08	
	米 ドル 計		22,003	1,235,075.86 (128,559,046)	
	カナダ ドル	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	10,719	168,288.30	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,665	132,604.50	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	7,173	179,540.19	
カナダ ドル 計			25,557	480,432.99 (38,127,162)	
オーストラリア ドル	GOODMAN GROUP	19,428	364,469.28		
	オーストラリア ドル 計		19,428	364,469.28 (27,623,126)	
香港 ドル	LINK REIT	13,900	995,935.00		
	香港 ドル 計		13,900	995,935.00 (13,375,407)	
合計				207,684,741 (207,684,741)	

有価証券明細表注記

- 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米 ドル	株式 305銘柄	99.5%	—	65.2%
	投資証券 8銘柄	—	0.5%	0.3%
カナダ ドル	株式 25銘柄	94.8%	—	1.9%
	投資証券 3銘柄	—	5.2%	0.1%
ユーロ	株式 72銘柄	100.0%	—	9.4%
英ポンド	株式 36銘柄	100.0%	—	6.0%
イスラエル シェケル	株式 19銘柄	100.0%	—	5.6%
スウェーデン クローネ	株式 6銘柄	100.0%	—	0.3%
ノルウェー クローネ	株式 5銘柄	100.0%	—	0.3%

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
デンマーククローネ	株式 4銘柄	100.0%	—	1.3%
オーストラリアドル	株式 15銘柄	90.7%	—	0.7%
	投資証券 1銘柄	—	9.3%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	100.0%	—	0.1%
	株式 20銘柄	98.2%	—	2.0%
香港ドル	投資証券 1銘柄	—	1.8%	0.0%
	株式 8銘柄	100.0%	—	0.8%
シンガポールドル	株式 2銘柄	100.0%	—	0.2%
タイバーツ	株式 5銘柄	100.0%	—	2.3%
韓国ウォン	株式 2銘柄	100.0%	—	3.0%
新台湾ドル	株式 2銘柄	100.0%	—	0.3%
イスラエルシェケル	株式 1銘柄	100.0%	—	0.1%
オフショア元	株式 1銘柄	100.0%	—	0.1%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5. 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,098,685,785	740,487,367
国債証券	6,853,066,592	7,164,838,068
地方債証券	695,215,000	782,728,000
特殊債券	343,316,722	324,060,701
社債券	2,307,643,100	2,435,646,300
派生商品評価勘定	39,835	3,382,525
未収入金	217,401,390	100,700,000
未収利息	15,035,751	15,741,327
前払費用	729,825	1,274,172
差入委託証拠金	22,638,080	37,461,372
流動資産合計	11,553,772,080	11,606,319,832
資産合計	11,553,772,080	11,606,319,832
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,319,607	15,330
未払金	313,518,400	99,943,000
未払解約金	128,047	11,051,094
未払利息	2,709	2,008
その他未払費用	5,632	—
流動負債合計	325,974,395	111,011,432
負債合計	325,974,395	111,011,432
純資産の部		
元本等		

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
	金額	金額
元本	7,715,927,819	7,953,872,011
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,511,869,866	3,541,436,389
元本等合計	11,227,797,685	11,495,308,400
純資産合計	11,227,797,685	11,495,308,400
負債純資産合計	11,553,772,080	11,606,319,832

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 7,731,594,948円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 7,715,927,819円
期中追加設定元本額 604,318,949円	期中追加設定元本額 1,134,590,195円
期中一部解約元本額 619,986,078円	期中一部解約元本額 896,646,003円
元本の内訳	元本の内訳
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドII (適格機関投資家限定) 1,535,636,384円	ラッセル・インベストメント日本債券ファンドII (適格機関投資家限定) 1,557,587,933円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドIII (適格機関投資家限定) 307,158,324円	ラッセル・インベストメント日本債券ファンドIII (適格機関投資家限定) 263,100,836円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドI -1 (適格機関投資家限定) 5,565,572,118円	ラッセル・インベストメント日本債券ファンドI -1 (適格機関投資家限定) 5,746,812,734円
ラッセル・インベストメントDC国内債券F (運用会社厳選型) 233,000,376円	ラッセル・インベストメントDC国内債券F (運用会社厳選型) 301,778,266円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス

2019年11月18日現在		2020年11月18日現在	
安定型	14,341,472円	安定型	22,833,073円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定成長型	42,741,720円	安定成長型	44,300,213円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
成長型	17,477,425円	成長型	17,458,956円
計	7,715,927,819円	計	7,953,872,011円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	7,715,927,819口	2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	7,953,872,011口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 ・外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ・ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 ・上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	87,578,771	△73,148,457
地方債証券	14,650,000	△12,487,000
特殊債券	2,625,902	△985,735
社債券	△3,154,400	△11,401,400
合計	101,700,273	△98,022,592

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連 (2019年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	債券先物取引 買建	1,176,433,832	—	△12,273,832
			—	
合計		1,176,433,832	—	1,164,160,000

債券関連 (2020年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	債券先物取引 買建	1,533,358,690	—	3,372,310
			—	
合計		1,533,358,690	—	1,536,731,000

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4551円 (14,551円)	1,4452円 (14,452円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第410回 利付国債(2年)	391,700,000	393,129,705	
	第138回 利付国債(5年)	200,000,000	201,548,000	
	第142回 利付国債(5年)	160,000,000	161,609,600	
	第143回 利付国債(5年)	350,000,000	353,657,500	
	第8回 利付国債(40年)	30,000,000	37,043,100	
	第10回 利付国債(40年)	1,000,000	1,083,020	
	第13回 利付国債(40年)	52,000,000	49,324,600	
	第339回 利付国債(10年)	86,000,000	88,100,980	
	第340回 利付国債(10年)	178,000,000	182,501,620	
	第341回 利付国債(10年)	60,000,000	61,288,800	
	第342回 利付国債(10年)	70,000,000	70,807,100	
	第343回 利付国債(10年)	60,000,000	60,724,800	
	第345回 利付国債(10年)	11,000,000	11,144,870	
	第346回 利付国債(10年)	65,000,000	65,891,150	
	第347回 利付国債(10年)	36,000,000	36,501,120	
	第348回 利付国債(10年)	205,000,000	207,964,300	
	第352回 利付国債(10年)	169,500,000	171,905,205	
	第353回 利付国債(10年)	211,000,000	213,916,020	
	第354回 利付国債(10年)	473,000,000	479,333,470	
	第355回 利付国債(10年)	80,000,000	81,034,400	
	第357回 利付国債(10年)	227,000,000	229,583,260	
	第358回 利付国債(10年)	286,000,000	289,071,640	
	第359回 利付国債(10年)	169,000,000	170,619,020	
	第360回 利付国債(10年)	110,000,000	110,917,400	
	第33回 利付国債(30年)	49,000,000	64,114,540	
	第34回 利付国債(30年)	70,000,000	94,669,400	
	第36回 利付国債(30年)	15,000,000	19,833,900	
	第43回 利付国債(30年)	100,000,000	127,329,000	
	第44回 利付国債(30年)	10,000,000	12,745,700	
	第46回 利付国債(30年)	55,000,000	67,738,550	
	第47回 利付国債(30年)	15,000,000	18,839,100	
	第64回 利付国債(30年)	12,000,000	11,354,160	
	第66回 利付国債(30年)	82,000,000	77,330,100	
	第67回 利付国債(30年)	199,000,000	198,005,000	
	第68回 利付国債(30年)	51,000,000	50,679,210	
	第110回 利付国債(20年)	60,000,000	70,851,600	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	第113回 利付国債（20年）	60,000,000	71,385,000	
	第114回 利付国債（20年）	45,000,000	53,707,050	
	第118回 利付国債（20年）	90,000,000	107,250,300	
	第120回 利付国債（20年）	80,000,000	92,266,400	
	第121回 利付国債（20年）	60,000,000	71,107,200	
	第130回 利付国債（20年）	101,000,000	119,983,960	
	第136回 利付国債（20年）	310,000,000	363,115,400	
	第138回 利付国債（20年）	100,000,000	116,230,000	
	第143回 利付国債（20年）	210,000,000	247,917,600	
	第150回 利付国債（20年）	65,000,000	75,806,900	
	第152回 利付国債（20年）	60,000,000	68,454,600	
	第153回 利付国債（20年）	30,000,000	34,676,100	
	第154回 利付国債（20年）	124,000,000	141,661,320	
	第155回 利付国債（20年）	3,000,000	3,341,640	
	第156回 利付国債（20年）	113,000,000	115,672,450	
	第157回 利付国債（20年）	35,000,000	34,711,250	
	第160回 利付国債（20年）	50,000,000	53,362,500	
	第162回 利付国債（20年）	96,000,000	100,776,960	
	第163回 利付国債（20年）	30,000,000	31,462,500	
	第164回 利付国債（20年）	26,000,000	26,812,500	
	第167回 利付国債（20年）	6,000,000	6,163,500	
	第171回 利付国債（20年）	221,200,000	218,439,424	
	第172回 利付国債（20年）	64,000,000	64,288,000	
	第174回 利付国債（20年）	130,000,000	130,358,800	
	第22回 利付国債（物価連動10年）	170,000,000	173,245,319	
	第24回 利付国債（物価連動10年）	100,000,000	100,450,455	
国債証券合計		6,778,400,000	7,164,838,068	
地方債証券	第16回 東京都公募公債	100,000,000	115,645,000	
	第32回 東京都公募公債（20年）	100,000,000	113,965,000	
	第4回 静岡県公募公債（15年）	100,000,000	109,701,000	
	第16回 平成21年度愛知県公募公債	200,000,000	238,454,000	
	福岡県令和2年度第1回 公募公債	100,000,000	100,520,000	
	第20回 名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	104,443,000	
地方債証券合計		700,000,000	782,728,000	
特殊債券	第8回 貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,000,000	
	第103回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,174,000	73,850,854	
	第104回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,770,000	74,434,820	
	第106回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,395,000	75,775,027	
特殊債券合計		317,339,000	324,060,701	
社債券	第23回 フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	99,262,000	
	第21回 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,955,000	
	第4回 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー円貨社債	100,000,000	98,224,000	
	第1回 バンコ・サンタンデール・エセ・アー円貨社債	100,000,000	98,804,000	
	第48回 韓国産業銀行円貨債券	100,000,000	100,031,000	
	第15回 ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション	100,000,000	100,005,000	
	インテーザ・サンパオロ	100,000,000	100,692,400	
	第13回 アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,083,000	
	第1回 日本製鉄株式会社無担保社債	100,000,000	99,694,000	
	第16回 株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	102,118,000	
	第19回 株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	100,048,000	
	第4回 日本生命劣後ローン流動化	100,000,000	98,569,000	
	第16回 三井住友信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	100,008,000	
	第27回 東京センチュリー株式会社無担保社債	100,000,000	99,833,000	
	第94回 トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	100,122,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	第175回 オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	102,815,000	
	第65回 三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	99,979,000	
	第72回 三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	108,127,000	
	第62回 名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,850,000	
	第527回 関西電力株式会社社債	50,000,000	50,273,500	
	第372回 中国電力株式会社社債	100,000,000	102,046,000	
	第304回 北陸電力株式会社社債	170,000,000	174,549,200	
	第482回 九州電力株式会社社債 (一般担保付)	80,000,000	80,149,600	
	第361回 北海道電力株式会社社債	100,000,000	100,262,000	
	第17回 東京電力パワーグリッド株式会社社債 (一般担保付)	20,000,000	20,146,600	
社債券合計		2,420,000,000	2,435,646,300	
	合計		10,707,273,069	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	103,561,486	93,363,207
コール・ローン	104,666,961	468,299,160
国債証券	8,812,593,826	8,949,027,948
地方債証券	110,686,378	113,681,533
特殊債券	71,553,643	103,540,687
社債券	320,622,708	198,789,239
プット・オプション(買)	1,530,281	-
派生商品評価勘定	62,925,776	21,838,276
未収入金	-	1,298,548
未収利息	55,187,965	50,573,048
前払費用	4,719,422	2,007,022
差入委託証拠金	61,759,218	132,452,740
流動資産合計	9,709,807,664	10,134,871,408
資産合計	9,709,807,664	10,134,871,408
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	38,723,598	45,112,596
未払金	25,422,451	-
未払解約金	6,301,069	234,712
未払利息	258	1,270
その他未払費用	621,336	474,522
流動負債合計	71,068,712	45,823,100
負債合計	71,068,712	45,823,100
純資産の部		
元本等		
元本	2,980,151,574	2,953,075,672

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
	金額	金額
剩余金 剩余金又は欠損金（△）	6,658,587,378	7,135,972,636
元本等合計	9,638,738,952	10,089,048,308
純資産合計	9,638,738,952	10,089,048,308
負債純資産合計	9,709,807,664	10,134,871,408

(注) 「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」の計算期間は毎年3月14日から翌年3月13日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2019年11月18日及び2020年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価が入手できなかった有価証券 <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p> <p>(3) オプション取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する証拠金算定基準値段、最終相場又は金融商品取引業者等の提示する価額によって評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 2,973,946,593円 期中追加設定元本額 527,688,171円 期中一部解約元本額 521,483,190円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 2,980,151,574円 期中追加設定元本額 543,906,827円 期中一部解約元本額 570,982,729円
元本の内訳	元本の内訳
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限 定) 567,882,921円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限 定) 536,365,856円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限 定) 151,776,856円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限 定) 145,152,327円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅠ -2 (適格機関投資家限定) 1,754,099,249円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅠ -2 (適格機関投資家限定) 1,707,250,574円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢ Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限 定) 111,995,400円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢ Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限 定) 93,062,955円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢ Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限 定) 30,866,154円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢ Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限 定) 25,190,045円
ラッセル・インベストメントDC外国債券F (運用会社厳選型) 68,786,896円	ラッセル・インベストメントDC外国債券F (運用会社厳選型) 111,796,923円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定型 90,813,697円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定型 134,442,787円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定成長型 172,158,249円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 安定成長型 169,655,561円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 成長型 31,772,152円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バラ ンス 成長型 30,158,644円
計 2,980,151,574円	計 2,953,075,672円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日 における受益権の総数 2,980,151,574口	2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日 における受益権の総数 2,953,075,672口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引、債券先物オプション取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p> <p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託先運用会社の管理については、運用部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。 ファンド全体の管理については、運用部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。 上記のモニタリング等の結果は、原則月に一度、投資政策・運用委員会に報告され、検証が行われます。
-------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>有価証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価額がない場合には、事前に価額算出方法を確認した外部業者から入手する価額に基づく価額を合理的に算定された価額とし、同一銘柄の価額推移時系列比較を行っております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または	同左

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
	計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	367,872,766	130,124,795
地方債証券	1,433,479	302,227
特殊債券	904,636	△244,453
社債券	5,172,060	5,388,163
合計	375,382,941	135,570,732

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連 (2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	債券先物取引			
	買建	1,122,566,807	—	1,093,647,206
	売建	1,720,443,211	—	1,673,676,341
	債券先物オプション取引			
	買建	1,052,833,500	—	1,530,281
	プット	(3,570,656)	(—)	△2,040,375
合計		3,895,843,518	—	2,768,853,828
		(3,570,656)	(—)	15,806,894

債券関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	債券先物取引			
	買建	3,276,350,382	—	3,266,842,034
	売建	4,477,011,015	—	4,487,059,547
合計		7,753,361,397	—	△19,556,880

(注) 1. 債券先物取引

(1) 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

2. 債券先物オプション取引

(1) 債券先物オプション取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する証拠金算定期準値段、最終相場又は金融商品取引業者等の提示する価額により評価しております。

(2) 換算において、円未満の端数は切り捨てております。

(3) オプション取引における()内は、受取オプション料であります。

通貨関連 (2019年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	為替予約取引			
以外の取引	買建	2, 609, 724, 403	—	2, 608, 963, 657
	米ドル	1, 574, 244, 600	—	1, 571, 020, 832
	ユーロ	228, 673, 786	—	227, 920, 783
	英ポンド	374, 331, 661	—	376, 244, 950
	スウェーデンクローネ	208, 440, 625	—	208, 254, 810
	ノルウェークローネ	136, 882, 966	—	137, 732, 552
	デンマーククローネ	20, 236, 230	—	20, 205, 500
	シンガポールドル	28, 736, 951	—	28, 847, 510
	南アフリカランド	38, 177, 584	—	38, 736, 720
	売建	2, 702, 664, 403	—	2, 695, 548, 748
	米ドル	895, 258, 908	—	897, 126, 502
	カナダドル	40, 748, 420	—	40, 557, 810
	メキシコペソ	246, 028, 430	—	244, 502, 210
	ユーロ	981, 868, 555	—	976, 215, 016
	英ポンド	14, 999, 260	—	15, 035, 640
	ポーランドズロチ	216, 435, 260	—	215, 208, 590
	オーストラリアドル	15, 256, 100	—	15, 202, 800
	シンガポールドル	267, 947, 430	—	267, 510, 760
	タイバーツ	24, 122, 040	—	24, 189, 420
	合計	5, 312, 388, 806	—	5, 304, 512, 405
				6, 354, 909

通貨関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	為替予約取引			
以外の取引	買建	1, 794, 043, 396	—	1, 799, 187, 888
	米ドル	905, 597, 063	—	902, 765, 230
	カナダドル	15, 965, 915	—	15, 868, 000
	ユーロ	94, 436, 646	—	94, 571, 108
	英ポンド	373, 533, 761	—	377, 708, 136
	スウェーデンクローネ	166, 891, 199	—	168, 015, 096
	ノルウェークローネ	148, 206, 027	—	150, 166, 198
	デンマーククローネ	20, 972, 549	—	21, 159, 890
	ポーランドズロチ	13, 743, 224	—	13, 961, 070
	オーストラリアドル	191, 793	—	189, 350
	シンガポールドル	27, 848, 423	—	27, 973, 890
	イスラエルシェケル	26, 656, 796	—	26, 809, 920
	売建	1, 871, 719, 496	—	1, 880, 581, 428
	米ドル	901, 907, 921	—	900, 596, 318
	カナダドル	62, 365, 950	—	62, 131, 050
	メキシコペソ	215, 521, 978	—	219, 871, 624
	ユーロ	94, 190, 602	—	94, 603, 754
	ノルウェークローネ	10, 958, 176	—	10, 751, 772
	ポーランドズロチ	4, 369, 140	—	4, 450, 140
	オーストラリアドル	345, 270, 565	—	349, 791, 378
	シンガポールドル	214, 495, 484	—	215, 274, 052
	タイバーツ	22, 639, 680	—	23, 111, 340
	合計	3, 665, 762, 892	—	3, 679, 769, 316
				△3, 717, 440

(注) 1. 為替予約の評価方法

- (1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
- ② 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- (2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年11月20日 至 2019年11月18日	自 2019年11月19日 至 2020年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2019年11月18日現在	2020年11月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,2343円 (32,343円)	3,4165円 (34,165円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ARAB REPUBLIC OF EGYPT-6.200%-24/03/01	400,000.00	422,048.00	
		DOMINICAN REPUBLIC-6.875%-26/01/29	130,000.00	150,553.00	
		REPUBLIC OF KENYA-8.0%-32/05/22	200,000.00	218,250.00	
		TSY INFL IX N/B-1.125%-21/01/15	291,000.00	346,600.56	
		TSY INFL IX N/B-0.125%-21/04/15	126,000.00	138,435.52	
		TSY INFL IX N/B-0.125%-22/04/15	1,309,000.00	1,419,851.66	
		TSY INFL IX N/B-0.625%-24/01/15	236,000.00	278,322.75	
		TSY INFL IX N/B-0.625%-26/01/15	167,000.00	200,156.67	
		TSY INFL IX N/B-2.125%-41/02/15	379,000.00	688,552.86	
		US TREASURY N/B-2.25%-22/04/15	1,790,000.00	1,843,000.79	
		US TREASURY N/B-1.875%-22/07/31	299,000.00	307,642.96	
		US TREASURY N/B-1.5%-22/08/15	793,000.00	811,462.02	
		US TREASURY N/B-2.75%-23/05/31	1,280,000.00	1,362,350.00	
		US TREASURY N/B-2.0%-24/05/31	74,000.00	78,509.37	
		US TREASURY N/B-1.5%-24/10/31	1,900,000.00	1,989,507.82	
		US TREASURY N/B-2.25%-24/11/15	124,000.00	133,566.40	
		US TREASURY N/B-1.75%-24/12/31	4,400,000.00	4,658,671.86	
		US TREASURY N/B-0.5%-25/03/31	185,000.00	186,336.91	
		US TREASURY N/B-2.125%-25/05/15	1,250,000.00	1,349,121.10	
		US TREASURY N/B-0.25%-25/06/30	989,000.00	984,248.14	
		US TREASURY N/B-0.25%-25/07/31	230,000.00	228,787.10	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US TREASURY N/B-1. 5%-26/08/15	1, 155, 000. 00	1, 221, 277. 12	
		US TREASURY N/B-0. 5%-27/05/31	1, 250, 000. 00	1, 243, 359. 37	
		US TREASURY N/B-0. 375%-27/07/31	640, 000. 00	630, 575. 00	
		US TREASURY N/B-5. 5%-28/08/15	525, 000. 00	716, 522. 43	
		US TREASURY N/B-1. 625%-29/08/15	2, 100, 000. 00	2, 252, 167. 96	
		US TREASURY N/B-1. 5%-30/02/15	192, 000. 00	203, 760. 00	
		US TREASURY N/B-0. 625%-30/05/15	127, 000. 00	124, 539. 37	
		US TREASURY N/B-0. 625%-30/08/15	970, 000. 00	948, 932. 81	
		US TREASURY N/B-5. 375%-31/02/15	10, 000. 00	14, 470. 70	
		US TREASURY N/B-1. 125%-40/05/15	2, 330, 000. 00	2, 226, 970. 31	
		US TREASURY N/B-2. 5%-45/02/15	104, 000. 00	124, 783. 75	
		US TREASURY N/B-2. 5%-46/05/15	322, 000. 00	387, 267. 86	
		US TREASURY N/B-3. 0%-48/08/15	215, 000. 00	284, 673. 42	
		US TREASURY N/B-2. 25%-49/08/15	368, 000. 00	423, 588. 12	
		US TREASURY N/B-2. 0%-50/02/15	356, 000. 00	388, 930. 00	
		US TREASURY N/B-1. 25%-50/05/15	3, 705, 000. 00	3, 375, 602. 33	
		米ドル 計	30, 921, 000. 00	32, 363, 396. 04 (3, 368, 705, 893)	
カナダドル		CANADIAN GOVERNMENT-0. 75%- 21/09/01	134, 000. 00	134, 589. 60	
		CANADIAN GOVERNMENT-2. 75%- 22/06/01	39, 000. 00	40, 500. 72	
		CANADIAN GOVERNMENT-1. 0%- 22/09/01	167, 000. 00	169, 207. 74	
		CANADIAN GOVERNMENT-1. 5%- 23/06/01	135, 000. 00	139, 141. 80	
		CANADIAN GOVERNMENT-2. 5%- 24/06/01	596, 000. 00	641, 522. 48	
		CANADIAN GOVERNMENT-2. 25%- 25/06/01	39, 000. 00	42, 244. 41	
		CANADIAN GOVERNMENT-1. 0%- 27/06/01	46, 000. 00	47, 429. 22	
		CANADIAN GOVERNMENT-2. 0%- 28/06/01	550, 000. 00	608, 272. 50	
		CANADIAN GOVERNMENT-2. 25%- 29/06/01	157, 000. 00	178, 063. 12	
		CANADIAN GOVERNMENT-4. 0%- 41/06/01	135, 000. 00	207, 692. 10	
カナダドル		CANADIAN GOVERNMENT-2. 0%- 51/12/01	75, 000. 00	89, 433. 75	
		カナダドル 計	2, 073, 000. 00	2, 298, 097. 44 (182, 377, 012)	
メキシコペソ		MEX BONOS DESARR FIX RT-6. 5%- 22/06/09	3, 350, 000. 00	3, 453, 146. 50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8. 0%- 23/12/07	5, 065, 400. 00	5, 544, 688. 14	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-10. 0%- 24/12/05	9, 977, 800. 00	11, 811, 420. 30	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-5. 75%- 26/03/05	2, 773, 000. 00	2, 828, 931. 41	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7. 5%- 27/06/03	13, 659, 000. 00	15, 103, 302. 66	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8. 5%- 29/05/31	13, 447, 000. 00	15, 889, 513. 08	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7. 75%- 31/05/29	5, 461, 000. 00	6, 184, 418. 67	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7. 75%- 34/11/23	3, 009, 000. 00	3, 387, 712. 74	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8. 5%- 38/11/18	2, 493, 000. 00	2, 922, 244. 74	
		MEX BONOS DESARR FIX RT-7. 75%- 6, 822, 000. 00	6, 822, 000. 00	7, 441, 710. 48	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		42/11/13			
		MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%- 47/11/07	1,631,000.00	1,817,716.88	
		メキシコペソ 計	67,688,200.00	76,384,805.60 (391,854,052)	
コロンビアペソ		TITULOS DE TESORERIA B-7.5%- 26/08/26	683,100,000.00	790,558,276.55	
		TITULOS DE TESORERIA B-6.0%- 28/04/28	592,100,000.00	626,723,473.81	
		TITULOS DE TESORERIA B-7.75%- 30/09/18	714,500,000.00	828,098,526.47	
		コロンビアペソ 計	1,989,700,000.00	2,245,380,276.83 (64,217,875)	
ユーロ		BELGIUM KINGDOM-4.25%-22/09/28	900,000.00	983,700.00	
		BELGIUM KINGDOM-0.2%-23/10/22	185,000.00	189,867.06	
		BELGIUM KINGDOM-2.6%-24/06/22	90,000.00	100,779.30	
		BELGIUM KINGDOM-0.5%-24/10/22	100,000.00	104,705.00	
		BELGIUM KINGDOM-0.8%-25/06/22	98,000.00	104,662.04	
		BELGIUM KINGDOM-0.9%-29/06/22	500,000.00	558,982.00	
		BELGIUM KINGDOM-1.45%-37/06/22	450,000.00	560,197.64	
		BELGIUM KINGDOM-4.25%-41/03/28	124,000.00	226,794.00	
		BELGIUM KINGDOM-3.75%-45/06/22	26,000.00	47,944.96	
		BELGIUM KINGDOM-1.6%-47/06/22	34,000.00	45,491.66	
		BNQ CEN TUNISIA INT BOND- 6.375%-26/07/15	200,000.00	180,380.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.05%- 21/01/31	99,000.00	99,118.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.85%- 22/01/31	155,000.00	166,938.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.35%- 23/07/30	202,000.00	206,801.13	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.0%- 25/01/31	400,000.00	407,619.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.6%- 25/04/30	134,000.00	146,344.08	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.3%- 26/10/31	2,450,000.00	2,688,630.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.4%- 28/04/30	1,495,000.00	1,669,145.09	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.6%- 29/10/31	52,000.00	54,911.58	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.5%- 30/04/30	156,000.00	163,026.24	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.75%- 32/07/30	106,000.00	174,645.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.35%- 33/07/30	174,000.00	219,265.09	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.85%- 35/07/30	48,000.00	57,996.09	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.2%- 37/01/31	265,000.00	421,748.68	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.9%- 40/07/30	7,000.00	12,648.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.7%- 41/07/30	7,000.00	12,532.98	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.0%- 29/08/15	1,490,000.00	1,574,375.72	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.0%- 30/02/15	1,740,000.00	1,838,668.44	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.25%- 39/07/04	40,000.00	75,680.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BUONI POLIENNALI DEL TES-0. 3%-23/08/15	1, 460, 000. 00	1, 484, 674. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-0. 35%-25/02/01	425, 000. 00	433, 282. 40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-1. 45%-25/05/15	124, 000. 00	132, 432. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-1. 85%-25/07/01	2, 205, 000. 00	2, 397, 086. 37	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-2. 0%-28/02/01	120, 000. 00	134, 401. 91	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-2. 45%-33/09/01	118, 000. 00	140, 929. 76	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-2. 25%-36/09/01	900, 000. 00	1, 063, 458. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-2. 95%-38/09/01	22, 000. 00	28, 442. 12	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-5. 0%-40/09/01	297, 000. 00	493, 185. 13	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-1. 8%-41/03/01	860, 000. 00	939, 677. 28	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-3. 45%-48/03/01	175, 000. 00	254, 331. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES-3. 85%-49/09/01	700, 000. 00	1, 092, 266. 00	
		FRANCE (GOVT OF)-0. 75%-52/05/25	485, 000. 00	544, 590. 98	
		FRANCE (GOVT OF)-1. 75%-66/05/25	655, 000. 00	1, 013, 285. 00	
		FRANCE GOVERNMENT-3. 25%-21/10/25	110, 000. 00	113, 971. 00	
		FRANCE GOVERNMENT-2. 25%-22/10/25	125, 000. 00	132, 186. 25	
		FRANCE GOVERNMENT-2. 25%-24/05/25	110, 000. 00	121, 547. 60	
		FRANCE GOVERNMENT-0. 5%-25/05/25	390, 000. 00	410, 748. 00	
		FRANCE GOVERNMENT-3. 5%-26/04/25	97, 000. 00	119, 187. 00	
		FRANCE GOVERNMENT-0. 0%-30/11/25	120, 000. 00	124, 040. 88	
		FRANCE GOVERNMENT-1. 75%-39/06/25	232, 000. 00	307, 440. 83	
		FRANCE GOVERNMENT-4. 5%-41/04/25	215, 000. 00	409, 265. 40	
		HELLENIC REPUBLIC-1. 875%-26/07/23	228, 000. 00	249, 608. 92	
		HELLENIC REPUBLIC-3. 75%-28/01/30	125, 000. 00	154, 429. 00	
		HELLENIC REPUBLIC-3. 875%-29/03/12	355, 000. 00	451, 080. 75	
		HELLENIC REPUBLIC-1. 5%-30/06/18	400, 000. 00	430, 464. 80	
		IRISH TREASURY-1. 7%-37/05/15	180, 000. 00	229, 125. 96	
		KINGDOM OF MOROCCO-1. 5%-31/11/27	189, 000. 00	181, 440. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT-5. 5%-28/01/15	43, 000. 00	62, 222. 03	
		NETHERLANDS GOVERNMENT-0. 25%-29/07/15	324, 000. 00	346, 780. 44	
		REPUBLIC OF AUSTRIA-3. 65%-22/04/20	197, 000. 00	209, 067. 03	
		REPUBLIC OF AUSTRIA-0. 0%-24/07/15	469, 000. 00	480, 884. 46	
		REPUBLIC OF AUSTRIA-1. 65%-24/10/21	19, 000. 00	20, 771. 37	
		REPUBLIC OF AUSTRIA-0. 75%-26/10/20	131, 000. 00	141, 823. 48	
		REPUBLIC OF CHILE-0. 83%-	222, 000. 00	226, 395. 60	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		31/07/02			
		REPUBLIC OF ICELAND-0. 1%- 24/06/20	200, 000. 00	200, 468. 00	
		ROMANIA-2. 0%-32/01/28	222, 000. 00	229, 215. 00	
		ユーロ 計	24, 976, 000. 00	28, 597, 803. 83 (3, 529, 826, 926)	
	英ポンド	UK TSY-4. 0%-22/03/07	8, 000. 00	8, 418. 79	
	英ポンド	UK TSY-0. 5%-22/07/22	9, 000. 00	9, 079. 02	
	英ポンド	UK TSY-1. 75%-22/09/07	9, 000. 00	9, 288. 25	
	英ポンド	UK TSY-0. 125%-23/01/31	9, 000. 00	9, 023. 76	
	英ポンド	UK TSY-0. 75%-23/07/22	10, 000. 00	10, 212. 96	
	英ポンド	UK TSY-2. 25%-23/09/07	8, 000. 00	8, 513. 62	
	英ポンド	UK TSY-1. 0%-24/04/22	9, 000. 00	9, 317. 70	
	英ポンド	UK TSY-2. 75%-24/09/07	8, 000. 00	8, 843. 12	
	英ポンド	UK TSY-5. 0%-25/03/07	227, 000. 00	275, 980. 38	
	英ポンド	UK TSY-0. 625%-25/06/07	8, 000. 00	8, 223. 87	
	英ポンド	UK TSY-2. 0%-25/09/07	270, 000. 00	295, 787. 16	
	英ポンド	UK TSY-1. 25%-27/07/22	310, 000. 00	333, 222. 10	
	英ポンド	UK TSY-4. 25%-36/03/07	15, 000. 00	22, 858. 71	
	英ポンド	UK TSY-1. 75%-37/09/07	20, 000. 00	23, 181. 05	
	英ポンド	UK TSY-4. 75%-38/12/07	14, 000. 00	23, 525. 60	
	英ポンド	UK TSY-4. 25%-39/09/07	14, 000. 00	22, 523. 22	
	英ポンド	UK TSY-4. 25%-40/12/07	14, 000. 00	22, 904. 72	
	英ポンド	UK TSY-1. 25%-41/10/22	21, 000. 00	22, 560. 09	
	英ポンド	UK TSY-4. 5%-42/12/07	13, 000. 00	22, 536. 24	
	英ポンド	UK TSY-3. 25%-44/01/22	315, 000. 00	471, 074. 17	
	英ポンド	UK TSY-3. 5%-45/01/22	15, 000. 00	23, 488. 50	
	英ポンド	UK TSY-0. 625%-50/10/22	1, 000, 000. 00	924, 070. 00	
	英ポンド	UK TSY-3. 5%-68/07/22	125, 000. 00	255, 888. 42	
	英ポンド	英ポンド 計	2, 451, 000. 00	2, 820, 521. 45 (388, 978, 113)	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK-4. 5%- 39/11/15	500, 000. 00	954, 356. 90	
	デンマーククローネ	デンマーククローネ 計	500, 000. 00	954, 356. 90 (15, 813, 693)	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND-4. 0%- 23/10/25	1, 500, 000. 00	1, 671, 840. 00	
	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ 計	1, 500, 000. 00	1, 671, 840. 00 (45, 942, 163)	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-5. 75%- 22/07/15	26, 000. 00	28, 437. 37	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2. 25%- 22/11/21	550, 000. 00	573, 645. 01	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2. 75%- 27/11/21	450, 000. 00	516, 875. 30	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2. 5%- 30/05/21	269, 000. 00	308, 176. 22	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3. 75%- 37/04/21	300, 000. 00	401, 326. 92	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2. 75%- 41/05/21	112, 000. 00	132, 192. 19	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3. 0%- 47/03/21	4, 470, 000. 00	5, 555, 917. 82	
	オーストラリアドル	オーストラリアドル 計	6, 177, 000. 00	7, 516, 570. 83 (569, 680, 903)	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT-2. 25%- 21/06/01	1, 000. 00	1, 010. 40	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT-1. 25%- 21/10/01	688, 000. 00	693, 779. 20	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT-3. 125%-	300, 000. 00	315, 237. 00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		22/09/01			
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%- 23/07/01	355,000.00	377,471.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.0%- 24/09/01	263,000.00	288,563.60	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.375%- 25/06/01	55,000.00	59,686.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.125%- 26/06/01	90,000.00	97,425.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.5%- 27/03/01	603,000.00	705,208.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.625%- 28/05/01	40,000.00	45,180.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.875%- 29/07/01	37,000.00	42,920.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.875%- 30/09/01	136,000.00	160,126.40	
		SINGAPORE GOVERNMENT-3.375%- 33/09/01	46,000.00	58,328.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.25%- 36/08/01	41,000.00	47,017.98	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%- 42/04/01	29,000.00	36,902.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%- 46/03/01	18,000.00	23,670.00	
		シンガポールドル 計	2,702,000.00	2,952,526.08 (228,879,821)	
	マレーシアリンギット	MALAYSIA GOVERNMENT-4.048%- 21/09/30	402,000.00	410,426.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.795%- 22/09/30	537,000.00	557,532.23	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.8%- 23/08/17	978,000.00	1,027,173.81	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.478%- 24/06/14	764,000.00	802,155.64	
		MALAYSIA GOVERNMENT-4.059%- 24/09/30	1,100,000.00	1,182,476.91	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.955%- 25/09/15	1,091,000.00	1,182,043.95	
		MALAYSIA GOVERNMENT-3.885%- 29/08/15	323,000.00	352,345.78	
		マレーシアリンギット 計	5,195,000.00	5,514,154.32 (139,949,236)	
	タイバーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND- 2.875%-28/12/17	5,900,000.00	6,628,564.27	
		タイバーツ 計	5,900,000.00	6,628,564.27 (22,802,261)	
	国債証券合計			8,949,027,948 (8,949,027,948)	
地方債証券	カナダドル	MANITOBA PROVINCE-4.4%-25/09/05	535,000.00	623,836.75	
		カナダドル 計	535,000.00	623,836.75 (49,507,684)	
	ユーロ	LAND SACHSEN-ANHALT-0.125%- 29/06/21	500,000.00	519,921.00	
		ユーロ 計	500,000.00	519,921.00 (64,173,849)	
	地方債証券合計			113,681,533 (113,681,533)	
特殊債券	米ドル	KFW-2.375%-21/08/25	500,000.00	508,324.19	
		米ドル 計	500,000.00	508,324.19	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	カナダドル	EXPORT DEVELOPMNT CANADA-1.8%- 22/09/01	200,000.00	205,232.00	
		カナダドル 計	200,000.00	205,232.00 (16,287,211)	
	ユーロ	EUROPEAN UNION-0.0%-25/11/04	270,000.00	278,230.68	
		ユーロ 計	270,000.00	278,230.68 (34,342,012)	
	特殊債券合計			103,540,687 (103,540,687)	
社債券	米ドル	HONEYWELL INTERNATIONAL-1.35%- 25/06/01	127,000.00	130,885.09	
		IBM CORP-3.0%-24/05/15	300,000.00	324,169.59	
		SHELL INTERNATIONAL FIN-3.5%- 23/11/13	335,000.00	364,277.62	
		米ドル 計	762,000.00	819,332.30 (85,284,299)	
	ユーロ	COMMERZBANK AG-0.625%-24/08/28	242,000.00	248,232.46	
		EUROCLEAR BANK SA-0.125%- 25/07/07	100,000.00	101,420.20	
		NATWEST MARKETS PLC-1.0%- 24/05/28	157,000.00	161,743.91	
		SAP SE-0.25%-22/03/10	300,000.00	301,995.00	
		UNILEVER NV-1.25%-25/03/25	100,000.00	106,198.00	
		ユーロ 計	899,000.00	919,589.57 (113,504,940)	
社債券合計				198,789,239 (198,789,239)	
合計				9,365,039,407 (9,365,039,407)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 37銘柄	—	96.1%	36.0%
	特殊債券 1銘柄	—	1.5%	0.6%
	社債券 3銘柄	—	2.4%	0.9%
カナダドル	国債証券 11銘柄	—	73.5%	1.9%
	地方債証券 1銘柄	—	19.9%	0.5%
	特殊債券 1銘柄	—	6.6%	0.2%
メキシコペソ	国債証券 11銘柄	—	100.0%	4.2%
コロンビアペソ	国債証券 3銘柄	—	100.0%	0.7%
ユーロ	国債証券 66銘柄	—	94.4%	37.6%
	地方債証券 1銘柄	—	1.7%	0.7%
	特殊債券 1銘柄	—	0.9%	0.4%
	社債券 5銘柄	—	3.0%	1.2%
英ポンド	国債証券 23銘柄	—	100.0%	4.2%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	—	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	—	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券 7銘柄	—	100.0%	6.1%
シンガポールドル	国債証券 15銘柄	—	100.0%	2.4%
マレーシアリンギット	国債証券 7銘柄	—	100.0%	1.5%
タイバーツ	国債証券 1銘柄	—	100.0%	0.2%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- (1) ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年11月19日から2021年5月18日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年6月23日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐野田シヤク


中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2020年11月19日から2021年5月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2021年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年11月19日から2021年5月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4, 169, 370	3, 962, 456
親投資信託受益証券	665, 557, 959	651, 068, 634
派生商品評価勘定	743, 369	9, 367
未収入金	6, 334, 274	1, 608, 992
流動資産合計	676, 804, 972	656, 649, 449
資産合計	676, 804, 972	656, 649, 449
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	7, 433, 390
未払金	665, 361	—
未払解約金	1, 246, 433	1, 609, 014
未払受託者報酬	374, 283	357, 582
未払委託者報酬	3, 817, 547	3, 647, 266
未払利息	11	10
流動負債合計	6, 103, 635	13, 047, 262
負債合計	6, 103, 635	13, 047, 262
純資産の部		
元本等		
元本	415, 651, 864	392, 230, 291
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	255, 049, 473	251, 371, 896
(分配準備積立金)	59, 100, 714	44, 343, 328
元本等合計	670, 701, 337	643, 602, 187
純資産合計	670, 701, 337	643, 602, 187
負債純資産合計	676, 804, 972	656, 649, 449

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日	当中間計算期間 自 2020年11月19日 至 2021年 5月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	△24, 898, 833	45, 937, 416
為替差損益	12, 987, 127	△30, 555, 215
営業収益合計	△11, 911, 706	15, 382, 201
営業費用		
支払利息	727	1, 081
受託者報酬	349, 019	357, 582
委託者報酬	3, 559, 961	3, 647, 266
その他費用	259	—
営業費用合計	3, 909, 966	4, 005, 929
営業利益又は営業損失 (△)	△15, 821, 672	11, 376, 272
経常利益又は経常損失 (△)	△15, 821, 672	11, 376, 272
中間純利益又は中間純損失 (△)	△15, 821, 672	11, 376, 272
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△2, 112, 247	2, 327, 559
期首剰余金又は期首次損金 (△)	143, 827, 953	255, 049, 473
剰余金増加額又は欠損金減少額	137, 730, 411	58, 380, 458
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	137, 730, 411	58, 380, 458
剰余金減少額又は欠損金増加額	24, 525, 389	71, 106, 748
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24, 525, 389	71, 106, 748

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日	当中間計算期間 自 2020年11月19日 至 2021年 5月18日
中間剩余金又は中間欠損金（△）	243,323,550	251,371,896

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	275,455,925円 343,960,265円 203,764,326円	415,651,864円 92,134,880円 115,556,453円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	415,651,864口	392,230,291口

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日	当中間計算期間 自 2020年11月19日 至 2021年 5月18日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は、原則として中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
	デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	デリバティブ取引等 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 前計算期間末 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建	453, 879, 780	—	453, 136, 411
	米ドル	203, 920, 140	—	203, 637, 664
	カナダドル	9, 114, 052	—	9, 089, 278
	ユーロ	198, 400, 368	—	198, 057, 114
	英ポンド	30, 234, 488	—	30, 186, 376
	オーストラリアドル	12, 210, 732	—	12, 165, 979
合計		453, 879, 780	—	453, 136, 411
(注) 1. 為替予約の評価方法				

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取 引	為替予約取引				
	買建	1,058,181	—	1,067,548	9,367
	ユーロ	1,058,181	—	1,067,548	9,367
	売建	458,221,833	—	465,655,223	△7,433,390
	米ドル	209,909,794	—	212,090,551	△2,180,757
	カナダドル	9,238,690	—	9,653,908	△415,218
	ユーロ	199,199,217	—	203,196,890	△3,997,673
	英ポンド	29,678,583	—	30,411,272	△732,689
	オーストラリアドル	10,195,549	—	10,302,602	△107,053
合計		459,280,014	—	466,722,771	△7,424,023

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6136円 (16,136円)	1.6409円 (16,409円)

独立監査人の中間監査報告書

2021年6月23日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

尾野田光一




中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2020年11月19日から2021年5月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2021年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年11月19日から2021年5月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,036,074	8,516,839
親投資信託受益証券	1,321,246,994	1,463,359,335
派生商品評価勘定	935,088	559
未収入金	8,399,161	3,511,594
流動資産合計	1,338,617,317	1,475,388,327
資産合計	1,338,617,317	1,475,388,327
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	10,518,712
未払金	809,815	—
未払解約金	2,164,410	3,511,608
未払受託者報酬	708,927	751,467
未払委託者報酬	7,372,744	7,815,205
未払利息	21	22
流動負債合計	11,055,917	22,597,014
負債合計	11,055,917	22,597,014
純資産の部		
元本等		
元本	771,401,281	787,701,140
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金 (△)	556,160,119	665,090,173
(分配準備積立金)	240,033,681	215,231,101
元本等合計	1,327,561,400	1,452,791,313
純資産合計	1,327,561,400	1,452,791,313
負債純資産合計	1,338,617,317	1,475,388,327

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日	当中間計算期間 自 2020年11月19日 至 2021年 5月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	△78,200,508	144,218,886
為替差損益	13,555,612	△41,895,717
営業収益合計	△64,644,896	102,323,169
営業費用		
支払利息	1,475	2,089
受託者報酬	671,311	751,467
委託者報酬	6,981,513	7,815,205
その他費用	580	—
営業費用合計	7,654,879	8,568,761
営業利益又は営業損失 (△)	△72,299,775	93,754,408
経常利益又は経常損失 (△)	△72,299,775	93,754,408
中間純利益又は中間純損失 (△)	△72,299,775	93,754,408
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△9,833,522	4,659,892
期首剩余金又は期首次損金 (△)	470,888,740	556,160,119
剩余金増加額又は欠損金減少額	97,620,626	79,984,513
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	97,620,626	79,984,513
剩余金減少額又は欠損金増加額	88,352,364	60,148,975
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	88,352,364	60,148,975
中間剩余金又は中間欠損金 (△)	417,690,749	665,090,173

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
1. 期首元本額	770,042,239円	771,401,281円
期中追加設定元本額	246,755,234円	99,463,746円
期中一部解約元本額	245,396,192円	83,163,887円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	771,401,281口	787,701,140口

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日	当中間計算期間 自 2020年11月19日 至 2021年 5月18日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は、原則として中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 前計算期間末 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	574,445,362	—	573,510,274	935,088
	米ドル	258,072,078	—	257,717,766	354,312
	カナダドル	11,536,305	—	11,505,366	30,939
	ユーロ	251,111,423	—	250,678,546	432,877
	英ポンド	38,268,513	—	38,207,485	61,028
	オーストラリアドル	15,457,043	—	15,401,111	55,932
合計		574,445,362	—	573,510,274	935,088

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 当中間計算期間末 (2021年 5月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建	63,175	—	63,734 559
	ユーロ	63,175	—	63,734 559
	売建	654,785,186	—	665,303,898 △10,518,712
	米ドル	300,614,740	—	303,689,706 △3,074,966
	カナダドル	13,237,214	—	13,824,801 △587,587
	ユーロ	283,832,643	—	289,491,479 △5,658,836
	英ポンド	42,499,941	—	43,545,998 △1,046,057
	オーストラリアドル	14,600,648	—	14,751,914 △151,266
合計		654,848,361	—	665,367,632 △10,518,153

(注) 1. 為替予約の評価方法

- (1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - ② 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- (2) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1 口当たり情報に関する注記)

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7210円 (17,210円)	1.8443円 (18,443円)

独立監査人の中間監査報告書

2021年6月23日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

尾澤田
アーチ
監査法人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2020年11月19日から2021年5月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2021年5月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年11月19日から2021年5月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,313,397	3,529,658
親投資信託受益証券	515,235,100	591,281,674
派生商品評価勘定	163,487	60,322
未収入金	16,375,756	40,853
流動資産合計	535,087,740	594,912,507
資産合計	535,087,740	594,912,507
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	1,966,275
未払金	149,250	—
未払解約金	15,261,578	40,879
未払受託者報酬	284,766	304,528
未払委託者報酬	3,046,916	3,258,436
未払利息	8	9
流動負債合計	18,742,518	5,570,127
負債合計	18,742,518	5,570,127
純資産の部		
元本等		
元本	290,419,385	291,900,321
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金 (△)	225,925,837	297,442,059
(分配準備積立金)	124,577,592	111,324,680
元本等合計	516,345,222	589,342,380
純資産合計	516,345,222	589,342,380
負債純資産合計	535,087,740	594,912,507

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日	当中間計算期間 自 2020年11月19日 至 2021年 5月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	△42,729,228	81,098,664
為替差損益	2,602,559	△7,392,751
営業収益合計	△40,126,669	73,705,913
営業費用		
支払利息	552	724
受託者報酬	272,359	304,528
委託者報酬	2,914,150	3,258,436
その他費用	260	—
営業費用合計	3,187,321	3,563,688
営業利益又は営業損失 (△)	△43,313,990	70,142,225
経常利益又は経常損失 (△)	△43,313,990	70,142,225
中間純利益又は中間純損失 (△)	△43,313,990	70,142,225
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△780,812	4,687,073
期首剩余金又は期首次損金 (△)	203,102,517	225,925,837
剩余金増加額又は欠損金減少額	31,710,858	31,703,472
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	31,710,858	31,703,472
剩余金減少額又は欠損金増加額	32,122,229	25,642,402
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	32,122,229	25,642,402
中間剩余金又は中間欠損金 (△)	160,157,968	297,442,059

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	311, 652, 156円 77, 221, 778円 98, 454, 549円	290, 419, 385円 34, 185, 489円 32, 704, 553円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	290, 419, 385口	291, 900, 321口

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2019年11月19日 至 2020年 5月18日	当中間計算期間 自 2020年11月19日 至 2021年 5月18日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は、原則として中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左

区分	前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

前計算期間末 2020年11月18日現在	当中間計算期間末 2021年 5月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 前計算期間末 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	101,560,572	—	101,397,085	163,487
	米ドル	45,614,370	—	45,565,440	48,930
	カナダドル	2,039,233	—	2,033,764	5,469
	ユーロ	44,409,326	—	44,320,914	88,412
	英ポンド	6,765,377	—	6,754,588	10,789
	オーストラリアドル	2,732,266	—	2,722,379	9,887
合計		101,560,572	—	101,397,085	163,487

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 当中間計算期間末 (2021年 5月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建	4,230,574	—	4,290,810
	米ドル	1,948,681	—	1,965,784
	カナダドル	84,985	—	88,741
	ユーロ	1,829,831	—	1,861,570
	英ポンド	274,649	—	281,293
	オーストラリアドル	92,428	—	93,422
	売建	122,059,530	—	124,025,719
	米ドル	56,050,068	—	56,630,454
	カナダドル	2,467,115	—	2,576,245
	ユーロ	52,897,795	—	53,952,506
	英ポンド	7,924,317	—	8,118,265
	オーストラリアドル	2,720,235	—	2,748,249
	合計	126,290,104	—	128,316,529
				△1,905,953

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1 口当たり情報に関する注記)

区分	前計算期間末	当中間計算期間末
	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7779円 (17,779円)	2.0190円 (20,190円)

(参考情報)

「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型」、「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型」及び「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型」は、「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」及び「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	394,310	482,038
コール・ローン	1,355,572,391	1,650,249,809
株式	40,189,116,780	34,085,542,310
未収入金	691,888,021	428,511,429
未収配当金	291,637,432	472,952,133
差入委託証拠金	41,455,674	103,655,058
流動資産合計	42,570,064,608	36,741,392,777
資産合計	42,570,064,608	36,741,392,777
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,230,200	12,635,059
未払金	642,875,801	500,871,490
未払解約金	1,186,126,825	105,986,529
未払利息	3,676	4,385
流動負債合計	1,831,236,502	619,497,463
負債合計	1,831,236,502	619,497,463
純資産の部		
元本等		
元本	15,509,239,837	12,154,232,850
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	25,229,588,269	23,967,662,464
元本等合計	40,738,828,106	36,121,895,314
純資産合計	40,738,828,106	36,121,895,314
負債純資産合計	42,570,064,608	36,741,392,777

(注) 「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日より翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2020年11月18日及び2021年5月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>株式は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>開示対象ファンドの中間計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価が入手できなかった有価証券 <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--------------------	--

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
-----------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

2020年11月18日現在	2021年5月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 16,474,860,671円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 15,509,239,837円
期中追加設定元本額 2,293,227,363円	期中追加設定元本額 1,334,445,046円
期中一部解約元本額 3,258,848,197円 元本の内訳 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 6,779,055,757円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド II (適格機関投資家限定) 1,758,221,042円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-3 (適格機関投資家限定) 3,224,326,069円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド (DC向け) 2,707,854,666円 ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネージャーF 410,455,223円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-5 (適格機関投資家限定) 406,723,877円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 26,504,013円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 127,776,444円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 68,322,746円 計 15,509,239,837円	期中一部解約元本額 4,689,452,033円 元本の内訳 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 6,479,328,554円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド II (適格機関投資家限定) 1,618,739,261円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド (DC向け) 2,703,884,950円 ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネージャーF 430,631,061円 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド I-5 (適格機関投資家限定) 707,095,109円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 22,050,568円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 122,848,916円 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 69,654,431円 計 12,154,232,850円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 15,509,239,837口	2. 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数 12,154,232,850口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年11月18日現在	2021年5月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引			
	買建	363,195,000	—	360,990,000 △2,205,000
	合計	363,195,000	—	360,990,000 △2,205,000

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,578,326,659	—	1,565,790,000 △12,536,659
	合計	1,578,326,659	—	1,565,790,000 △12,536,659

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6267円 (26,267円)	2.9720円 (29,720円)

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	148,013,586	276,396,668
コール・ローン	1,773,738,409	1,567,649,611
株式	37,080,422,926	40,974,725,464
新株予約権証券	—	671,396
投資証券	207,684,741	241,846,121
派生商品評価勘定	319,778,713	258,371,108
未収入金	1,878,613,371	410,843
未収配当金	31,653,840	38,680,265
差入委託証拠金	422,214,918	302,517,033
流動資産合計	41,862,120,504	43,661,268,509
資産合計	41,862,120,504	43,661,268,509
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	249,589,600	177,202,383
未払金	1,869,180,457	16,171,905
未払解約金	607,807,826	147,584,754
未払利息	4,810	4,166
その他未払費用	1,173,409	1,416,197
流動負債合計	2,727,756,102	342,379,405
負債合計	2,727,756,102	342,379,405
純資産の部		
元本等		
元本	11,441,714,130	9,951,198,086
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	27,692,650,272	33,367,691,018
元本等合計	39,134,364,402	43,318,889,104

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
	金額	金額
純資産合計	39,134,364,402	43,318,889,104
負債純資産合計	41,862,120,504	43,661,268,509

(注) 「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2020年11月18日及び2021年5月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券	株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	・金融商品取引所等に上場されている有価証券	時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。
	・金融商品取引所等に上場されていない有価証券	開示対象ファンドの中間計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	・時価が入手できなかった有価証券	時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
	・(1)先物取引	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
	・(2)為替予約取引	時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日ににおいて知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

2020年11月18日現在		2021年5月18日現在	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,090,146,614円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	11,441,714,130円
期中追加設定元本額	3,998,169,386円	期中追加設定元本額	1,498,388,806円
期中一部解約元本額	3,646,601,870円	期中一部解約元本額	2,988,904,850円
元本の内訳		元本の内訳	
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-2		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-2	
(適格機関投資家限定)	3,071,214,449円	(適格機関投資家限定)	2,683,704,981円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド II		ラッセル・インベストメント外国株式ファンド II	
(適格機関投資家限定)	573,296,664円	(適格機関投資家限定)	468,099,262円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	536,446,423円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	640,309,555円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	2,281,123,732円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	812,035,021円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (D C向け)	4,558,647,995円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (D C向け)	4,953,973,727円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	230,040,650円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	233,529,408円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定型	30,294,925円	安定型	22,132,629円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
安定成長型	99,981,206円	安定成長型	83,201,596円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス		ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	
成長型	60,668,086円	成長型	54,211,907円
計	11,441,714,130円	計	9,951,198,086円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	11,441,714,130口	2. 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	9,951,198,086口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年11月18日現在	2021年5月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左 有価証券 同左

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額 자체がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建	3, 231, 203, 332	—	3, 490, 059, 776
		2, 315, 337, 563	—	2, 482, 393, 761
	合計	5, 546, 540, 895	—	91, 800, 246

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

株式関連 (2021年5月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	うち1年未満	
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,614,530,704	—	3,666,917,217	52,386,513
	売建	2,658,045,852	—	2,604,576,168	53,469,684
	合計	6,272,576,556	—	6,271,493,385	105,856,197

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超	うち1年未満	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,352,455,385	—	5,286,035,591	△66,419,794
	米ドル	2,771,889,419	—	2,725,444,377	△46,445,042
	カナダドル	299,973,283	—	296,414,240	△3,559,043
	ユーロ	925,835,882	—	911,739,972	△14,095,910
	英ポンド	222,176,778	—	223,387,632	1,210,854
	イスラエルペソ	85,605,688	—	84,080,640	△1,525,048
	ノルウェークローネ	355,557,240	—	344,100,000	△11,457,240
	オーストラリアドル	286,035,655	—	281,030,930	△5,004,725
	ニュージーランドドル	386,369,200	—	401,184,000	14,814,800
	香港ドル	19,012,240	—	18,653,800	△358,440
	売建	4,202,050,978	—	4,157,242,317	44,808,661
	米ドル	1,287,531,287	—	1,279,044,604	8,486,683
	ユーロ	244,269,824	—	244,139,060	130,764
	英ポンド	539,321,393	—	539,110,800	210,593
	イスラエルペソ	1,558,060,725	—	1,530,016,320	28,044,405
	スウェーデンクローネ	269,722,843	—	268,407,360	1,315,483
	ノルウェークローネ	294,515,732	—	287,931,410	6,584,322
	デンマーククローネ	8,174,283	—	8,139,896	34,387
	香港ドル	454,891	—	452,867	2,024
合計		9,554,506,363	—	9,443,277,908	△21,611,133

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 (2021年5月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	9,738,484,399	—	9,865,717,542	127,233,143
	米ドル	5,683,681,064	—	5,707,537,043	23,855,979
	カナダドル	642,976,370	—	675,075,926	32,099,556
	ユーロ	1,255,458,453	—	1,283,958,427	28,499,974
	英ポンド	375,112,140	—	384,322,573	9,210,433
	イスラエル・ペソ	827,610,594	—	846,627,598	19,017,004
	スウェーデンクローネ	24,813,250	—	25,452,800	639,550
	ノルウェークローネ	78,956,441	—	80,959,825	2,003,384
	オーストラリアドル	395,391,507	—	400,784,670	5,393,163
	ニュージーランドドル	435,037,223	—	441,455,280	6,418,057
	香港ドル	19,447,357	—	19,543,400	96,043
	売建	8,631,202,805	—	8,783,123,420	△151,920,615
	米ドル	3,609,212,431	—	3,616,249,792	△7,037,361
	カナダドル	316,094,087	—	325,948,680	△9,854,593
	ユーロ	465,984,452	—	478,073,160	△12,088,708
	英ポンド	1,058,632,723	—	1,085,746,044	△27,113,321
	イスラエル・ペソ	2,182,889,036	—	2,254,569,294	△71,680,258
	スウェーデンクローネ	278,711,463	—	282,158,720	△3,447,257
	オーストラリアドル	465,255,404	—	476,457,300	△11,201,896
	ニュージーランドドル	234,889,998	—	244,377,030	△9,487,032
	香港ドル	19,533,211	—	19,543,400	△10,189
	合計	18,369,687,204	—	18,648,840,962	△24,687,472

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 開示対象ファンドの中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 開示対象ファンドの中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・開示対象ファンドの中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,4203円 (34,203円)	4,3531円 (43,531円)

「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2020年11月18日現在	2021年5月18日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	740,487,367	1,155,490,406
国債証券	7,164,838,068	7,587,840,837
地方債証券	782,728,000	776,658,000
特殊債券	324,060,701	305,873,305
社債券	2,435,646,300	1,611,111,700
派生商品評価勘定	3,382,525	1,391,151
未収入金	100,700,000	38,803
未収利息	15,741,327	15,356,551
前払費用	1,274,172	377,386
差入委託証拠金	37,461,372	12,695,162
流動資産合計	11,606,319,832	11,466,833,301
資産合計	11,606,319,832	11,466,833,301
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,330	8,165
未払金	99,943,000	-
未払解約金	11,051,094	14,664,931
未払利息	2,008	3,070
流動負債合計	111,011,432	14,676,166
負債合計	111,011,432	14,676,166
純資産の部		
元本等		
元本	7,953,872,011	7,930,360,623
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,541,436,389	3,521,796,512
元本等合計	11,495,308,400	11,452,157,135
純資産合計	11,495,308,400	11,452,157,135
負債純資産合計	11,606,319,832	11,466,833,301

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>開示対象ファンドの中間計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価が入手できなかった有価証券 <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時</p>
------------------------	---

	価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

2020年11月18日現在	2021年5月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 7,715,927,819円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 7,953,872,011円
期中追加設定元本額 1,134,590,195円	期中追加設定元本額 480,106,710円
期中一部解約元本額 896,646,003円	期中一部解約元本額 503,618,098円
元本の内訳	元本の内訳
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅡ (適格機関投資家限定) 1,557,587,933円	ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅡ (適格機関投資家限定) 1,604,559,917円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅢ (適格機関投資家限定) 263,100,836円	ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅢ (適格機関投資家限定) 256,094,485円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅠ -1 (適格機関投資家限定) 5,746,812,734円	ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅠ -1 (適格機関投資家限定) 5,628,934,748円
ラッセル・インベストメントDC国内債券F (運用会社厳選型) 301,778,266円	ラッセル・インベストメントDC国内債券F (運用会社厳選型) 348,108,686円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 22,833,073円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 22,403,843円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 44,300,213円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 49,856,842円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 17,458,956円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 20,402,102円
計 7,953,872,011円	計 7,930,360,623円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数 7,953,872,011口	2. 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数 7,930,360,623口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年11月18日現在	2021年5月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	1,533,358,690	—	1,536,731,000	
			—	3,372,310	
合計		1,533,358,690	—	1,536,731,000	
				3,372,310	

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	債券先物取引 買建	1,088,827,734	—	1,090,216,000 1,388,266
	合計	1,088,827,734	—	1,090,216,000 1,388,266

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4452円 (14,452円)	1.4441円 (14,441円)

「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	93,363,207	417,245,042
コール・ローン	468,299,160	251,191,261
国債証券	8,949,027,948	9,881,718,010
地方債証券	113,681,533	122,131,492
特殊債券	103,540,687	54,909,387
社債券	198,789,239	135,783,527
派生商品評価勘定	21,838,276	42,709,661
未収入金	1,298,548	97,164,732
未収利息	50,573,048	51,607,592
前払費用	2,007,022	7,243,688
差入委託証拠金	132,452,740	160,853,547
流動資産合計	10,134,871,408	11,222,557,939
資産合計	10,134,871,408	11,222,557,939
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	45,112,596	62,245,773
未払解約金	234,712	12,645,064
未払利息	1,270	667
その他未払費用	474,522	536,969
流動負債合計	45,823,100	75,428,473
負債合計	45,823,100	75,428,473
純資産の部		
元本等		
元本	2,953,075,672	3,169,039,515
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	7,135,972,636	7,978,089,951

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
	金額	金額
元本等合計	10,089,048,308	11,147,129,466
純資産合計	10,089,048,308	11,147,129,466
負債純資産合計	10,134,871,408	11,222,557,939

(注) 「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」の計算期間は毎年3月14日から翌年3月13日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2020年11月18日及び2021年5月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>開示対象ファンドの中間計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価が入手できなかった有価証券 <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日ににおいて知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日ににおいて発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外貨通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外貨通貨の売却時において、当該外貨通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外貨通貨の割合相当額を当該外貨通貨の売却時の外貨為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外貨投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2020年11月18日現在		2021年5月18日現在	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2, 980, 151, 574円	1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2, 953, 075, 672円
期中追加設定元本額	543, 906, 827円	期中追加設定元本額	505, 589, 262円
期中一部解約元本額	570, 982, 729円	期中一部解約元本額	289, 625, 419円
元本の内訳		元本の内訳	
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	536, 365, 856円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	549, 903, 911円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	145, 152, 327円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	154, 596, 108円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅠ -2 (適格機関投資家限定)	1, 707, 250, 574円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅠ -2 (適格機関投資家限定)	1, 870, 943, 857円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢ Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	93, 062, 955円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢ Aコース (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	88, 151, 761円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢ Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	25, 190, 045円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢ Bコース (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	23, 356, 079円
ラッセル・インベストメントDC外国債券F (運用会社厳選型)	111, 796, 923円	ラッセル・インベストメントDC外国債券F (運用会社厳選型)	129, 644, 070円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	134, 442, 787円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	129, 875, 028円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	169, 655, 561円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	188, 790, 114円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	30, 158, 644円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	33, 778, 587円
計	2, 953, 075, 672円	計	3, 169, 039, 515円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2, 953, 075, 672口	2. 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	3, 169, 039, 515口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2020年11月18日現在	2021年5月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額	有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価額がない場合には、事前に価額算出方法を確認した外部業者から入手する価額に基づく価額を合理的に算定された価額とし、同一銘柄の価額推移時系列比較を行っております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連 (2020年11月18日現在)

(単位 : 円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	債券先物取引	3, 276, 350, 382	—	3, 266, 842, 034
		4, 477, 011, 015	—	4, 487, 059, 547
		合計	7, 753, 361, 397	△9, 508, 348 △10, 048, 532 △19, 556, 880

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は

切り捨てております。

債券関連 (2021年5月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引	買建	3, 350, 622, 186	3, 313, 541, 938	
			—	△37, 080, 248	
		売建	2, 463, 816, 394	5, 826, 121	
合計		5, 814, 438, 580	—	5, 771, 532, 211	
				△31, 254, 127	

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

1. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
2. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 (2020年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	為替予約取引			
以外の取引	買建	1, 794, 043, 396	—	1, 799, 187, 888
	米ドル	905, 597, 063	—	902, 765, 230
	カナダドル	15, 965, 915	—	15, 868, 000
	ユーロ	94, 436, 646	—	94, 571, 108
	英ポンド	373, 533, 761	—	377, 708, 136
	スウェーデンクローネ	166, 891, 199	—	168, 015, 096
	ノルウェークローネ	148, 206, 027	—	150, 166, 198
	デンマーククローネ	20, 972, 549	—	21, 159, 890
	ポーランドズロチ	13, 743, 224	—	13, 961, 070
	オーストラリアドル	191, 793	—	189, 350
	シンガポールドル	27, 848, 423	—	27, 973, 890
	イスラエルシェケル	26, 656, 796	—	26, 809, 920
	売建	1, 871, 719, 496	—	1, 880, 581, 428
	米ドル	901, 907, 921	—	900, 596, 318
	カナダドル	62, 365, 950	—	62, 131, 050
	メキシコペソ	215, 521, 978	—	219, 871, 624
	ユーロ	94, 190, 602	—	94, 603, 754
	ノルウェークローネ	10, 958, 176	—	10, 751, 772
	ポーランドズロチ	4, 369, 140	—	4, 450, 140
	オーストラリアドル	345, 270, 565	—	349, 791, 378
	シンガポールドル	214, 495, 484	—	215, 274, 052
	タイバーツ	22, 639, 680	—	23, 111, 340
合計		3, 665, 762, 892	—	△3, 717, 440

(注) 1. 為替予約の評価方法

- (1) 開示対象ファンドの計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該對顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - ②開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の對顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連 (2021年5月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	為替予約取引			
以外の取引	買建	2,376,056,110	—	26,237,605
	米ドル	872,670,742	—	5,125,861
	カナダドル	13,185,689	—	125,308
	メキシコペソ	33,151,617	—	702,479
	ユーロ	516,909,792	—	3,185,368
	英ポンド	427,976,099	—	8,198,294
	スウェーデンクローネ	172,083,706	—	4,123,142
	ノルウェークローネ	176,448,206	—	3,617,923
	デンマーククローネ	23,073,097	—	141,913
	ポーランドズロチ	21,230,458	—	562,301
	オーストラリアドル	56,664,863	—	408,097
	ニュージーランドドル	710,541	—	△1,289
	シンガポールドル	33,116,301	—	83,063
	イスラエルシェケル	28,834,999	—	△34,855
	売建	2,528,140,910	—	△14,519,590
	米ドル	1,610,830,202	—	△3,730,185
	カナダドル	119,656,531	—	△7,005,583
	メキシコペソ	126,584,266	—	△1,247,477
	ユーロ	155,729,556	—	△1,307,594
	英ポンド	10,209,410	—	△188,635
	スウェーデンクローネ	1,288,980	—	△9,900
	ノルウェークローネ	5,624,892	—	△42,840
	ポーランドズロチ	3,296,880	—	△44,984
	オーストラリアドル	69,390,105	—	△110,284
	ニュージーランドドル	28,602,847	—	35,745
	シンガポールドル	325,947,621	—	△1,274,613
	タイバーツ	70,979,620	—	406,760
	合計	4,904,197,020	—	11,718,015

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの中間計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ①開示対象ファンドの中間計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
- ②開示対象ファンドの中間計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・開示対象ファンドの中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- (2) 開示対象ファンドの中間計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの中間計算期間末日の對顧客電信相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1 口当たり情報に関する注記)

区分	2020年11月18日現在	2021年 5月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4165円 (34,165円)	3.5175円 (35,175円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下は2021年6月末現在のファンドの現況です。

■ 安定型

I 資産総額	663, 412, 345 円
II 負債総額	2, 984, 110 円
III 純資産総額(I - II)	660, 428, 235 円
IV 発行済口数	398, 560, 632 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1. 6570 円

■ 安定成長型

I 資産総額	1, 522, 310, 532 円
II 負債総額	5, 065, 840 円
III 純資産総額(I - II)	1, 517, 244, 692 円
IV 発行済口数	813, 022, 714 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1. 8662 円

■ 成長型

I 資産総額	605, 946, 713 円
II 負債総額	6, 374, 032 円
III 純資産総額(I - II)	599, 572, 681 円
IV 発行済口数	292, 711, 523 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	2. 0483 円

(参考) 以下は2021年6月末現在の各マザーファンドの現況です。

□ ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

I 資産総額	36, 897, 089, 077 円
II 負債総額	357, 558, 131 円
III 純資産総額(I - II)	36, 539, 530, 946 円
IV 発行済口数	12, 150, 249, 791 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	3. 0073 円

□ ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

I 資産総額	45, 422, 877, 017 円
II 負債総額	92, 450, 522 円
III 純資産総額(I - II)	45, 330, 426, 495 円
IV 発行済口数	10, 159, 719, 740 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	4. 4618 円

□ ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

I 資産総額	11, 524, 690, 214 円
II 負債総額	2, 162, 275 円
III 純資産総額(I - II)	11, 522, 527, 939 円
IV 発行済口数	7, 969, 223, 062 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	1. 4459 円

□ ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

I 資産総額	11, 236, 623, 141 円
II 負債総額	68, 905, 340 円
III 純資産総額(I - II)	11, 167, 717, 801 円
IV 発行済口数	3, 145, 103, 015 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	3. 5508 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2021年6月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株
発行済株式総数：34,090株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

② 投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

※上記の体制等は2021年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2021年6月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	32本	154,346,322,046円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	32本	154,346,322,046円

3 【委託会社等の経理状況】

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自2020年1月1日至2020年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年3月19日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐野 田中 大



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第22期 (2019年12月31日現在)	第23期 (2020年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,315,970	1,166,384
前払費用	88,677	44,207
未収委託者報酬	345,451	319,860
未収運用受託報酬	1,721,224	1,809,040
未収投資助言報酬	263,750	241,699
未収入金	373	-
未収還付法人税等	27,111	-
その他流動資産	78,831	161,039
流動資産合計	3,841,390	3,742,231
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	85,920	193,041
器具備品	34,938	49,674
有形固定資産合計	120,858	242,715
投資その他の資産		
長期差入保証金	71,479	192,056
繰延税金資産	-	55,112
投資その他の資産合計	71,479	247,168
固定資産合計	192,338	489,884
資産合計	4,033,728	4,232,115

(単位：千円)

	第22期 (2019年12月31日現在)	第23期 (2020年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	36,971	116,769
未払金		
未払手数料	40,405	43,367
未払委託調査費	582,870	636,955
未払委託計算費	6,752	6,839
その他未払金	260,667	427,969
未払金合計	890,695	1,115,132
未払費用	32,705	41,223
未払消費税等	107,319	170,356
未払法人税等	5,253	33,749
前受金	59,904	58,773
賞与引当金	536,222	471,930
リース債務	-	3,240
流動負債合計	1,669,072	2,011,174
固定負債		
資産除去債務	37,460	39,081
長期未払金	911,360	969,842

長期未払費用	1,063	8,435
長期リース債務	-	8,102
固定負債合計	949,883	1,025,461
負債合計	2,618,956	3,036,636

純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	802,272	582,978
利益剰余金合計	911,086	691,792
株主資本合計	1,414,772	1,195,478
純資産合計	1,414,772	1,195,478
負債純資産合計	4,033,728	4,232,115

(2) 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,186,168	1,057,846
運用受託報酬	6,004,849	5,893,355
投資助言報酬	619,974	596,632
その他収益	1,026,725	532,590
営業収益合計	8,837,718	8,080,425
営業費用		
支払手数料	150,550	156,431
広告宣伝費	2,465	1,742
調査費		
委託調査費	4,874,207	4,496,599
図書費	1,552	1,522
調査費合計	4,875,759	4,498,121
委託計算費	72,436	71,826
業務委託費	403,730	244,392
営業雑経費		
通信費	9,358	10,545
印刷費	10,337	9,421
協会費	11,391	10,926
営業雑経費合計	31,087	30,893
営業費用合計	5,536,029	5,003,408
一般管理費		
給料		
役員報酬	49,302	48,829
給料・手当	1,086,767	1,075,334
賞与	3,947	7,516
賞与引当金繰入額	536,222	471,930
給料合計	1,676,239	1,603,610

福利厚生費	162,577	162,591
交際費	9,437	2,000
寄付金	313	275
旅費交通費	30,440	5,831
租税公課	23,758	27,937
不動産賃借料	45,971	87,460
退職給付費用	155,951	150,467
消耗器具備品費	409,930	349,365
事務委託費	10,227	5,124
修繕費	3,272	3,882
水道光熱費	4,666	4,143
会議費用	1,011	1,340
固定資産減価償却費	26,552	27,743
諸経費	129,020	286,147
一般管理費合計	2,689,371	2,717,921
営業利益又は営業損失 (△)	612,317	359,095
営業外収益		
受取利息	42	15
為替差益	4,145	24,781
その他営業外収益	3,193	2,733
営業外収益合計	7,383	27,530
営業外費用		
支払利息	1	-
営業外費用合計	1	-
経常利益又は経常損失 (△)	619,699	386,626
特別利益		
資産除去債務戻入益	-	37,460
受取補償金	-	90,434
特別利益合計	-	127,894
特別損失		
割増退職金	67,371	55,043
固定資産除却損	※1	85,317
特別損失合計	67,371	140,361
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	552,328	374,159
法人税、住民税及び事業税	96,301	148,565
法人税等調整額	263,403	△ 55,112
法人税等合計	359,704	93,453
当期純利益又は当期純損失 (△)	192,623	280,706

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	第22期								純資産合計	
	資本金	株主資本								
		資本 準備金	資本 準備金	その他 資本 準備金	資本 剩余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剩余金	利益 剩余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	-	13,685	108,814	609,649	718,463	1,222,149	
当期変動額										
当期純利益又は 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	

当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772
-------	---------	--------	---	--------	---------	---------	---------	-----------	-----------

(単位:千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本 準備金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計		
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772	
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 500,000	△ 500,000	△ 500,000	△ 500,000	
当期純利益又は 当期純損失 (△)	-	-	-	-	-	280,706	280,706	280,706	280,706	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 219,293	△ 219,293	△ 219,293	△ 219,293	
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478	1,195,478	

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への 換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度より、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定期

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイドライン等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 148,925千円</p> <p>器具備品 152,202千円</p>	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 5,224千円</p> <p>器具備品 18,390千円</p>
<p>*2 関係会社項目</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>*2 関係会社項目</p> <p>その他未払金 83,267千円</p>

(損益計算書関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	<p>*1 固定資産除却損</p> <p>器具備品 10,910千円</p>

	建物付属設備	74,407千円
		85,317千円

(株主資本等変動計算書関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日					第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)	株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)	
発行済株式					発行済株式					
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090	
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090	
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額 該当事項はありません。					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額					
					決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
					2020年7月23日 取締役会	普通株式	100,000千円	2,933.41円	2020年6月30日	2020年7月28日
					2020年11月24日 株主総会	普通株式	400,000千円	11,733.64円	2019年12月31日	2020年12月4日
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左					

(リース取引関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1)金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。	
(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制しております。 未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制しております。	
2. 金融商品の時価等に関する事項 2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価	2. 金融商品の時価等に関する事項 2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価

を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額		貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1)預金	1,315,970	1,315,970	-	(1)預金	1,166,384	1,166,384	-
(2)未収委託者報酬	345,451	345,451	-	(2)未収委託者報酬	319,860	319,860	-
(3)未収運用受託報酬	1,721,224	1,721,224	-	(3)未収運用受託報酬	1,809,040	1,809,040	-
(4)未収投資助言報酬	263,750	263,750	-	(4)未収投資助言報酬	241,699	241,699	-
(5)未払金	(890,695)	(890,695)	-	(5)未払金	(1,111,007)	(1,111,007)	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、並びに(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	1,315,970	-	-
(2)未収委託者報酬	345,451	-	-
(3)未収運用受託報酬	1,721,224	-	-
(4)未収投資助言報酬	263,750	-	-

を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれおりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1)預金	1,166,384	1,166,384	-
(2)未収委託者報酬	319,860	319,860	-
(3)未収運用受託報酬	1,809,040	1,809,040	-
(4)未収投資助言報酬	241,699	241,699	-
(5)未払金	(1,111,007)	(1,111,007)	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、並びに(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	1,166,384	-	-
(2)未収委託者報酬	319,860	-	-
(3)未収運用受託報酬	1,809,040	-	-
(4)未収投資助言報酬	241,699	-	-

(有価証券関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度 (1)長期未払金の当期首残高と当期 末残高の調整表	2. 退職一時金制度 (1)長期未払金の当期首残高と当期 末残高の調整表

長期未払金の当期首残高	892,434	長期未払金の当期首残高	911,360
退職給付費用	107,886	退職給付費用	103,176
退職給付の支払額等	△ 89,801	退職給付の支払額等	△ 45,394
その他	840	その他	700
長期未払金の当期末残高	<u>911,360</u>	長期未払金の当期末残高	<u>969,842</u>
(2) 退職給付費用	(単位：千円)	(2) 退職給付費用	(単位：千円)
簡便法で計算した退職給付費用	107,886	簡便法で計算した退職給付費用	103,176
3. 確定拠出制度	(単位：千円)	3. 確定拠出制度	(単位：千円)
確定拠出制度への要拠出額	48,065	確定拠出制度への要拠出額	47,290

(ストック・オプション等関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳 (単位：千円)
繰延税金資産 未払費用 185,797 賞与引当金 164,191 資産除去債務 38,754 長期未払金 279,016 長期未払費用 325 その他 3,758 繰延税金資産合計 671,843 評価性引当額 △ 671,843 繰延税金資産の純額 -	繰延税金資産 未払費用 201,731 賞与引当金 144,505 資産除去債務 1,482 長期未払金 296,965 長期未払費用 2,583 その他 14,323 繰延税金資産合計 661,590 評価性引当額 △ 606,477 繰延税金資産の純額 55,112
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 4.22% 住民税均等割 0.02% 評価性引当額の増減 30.33% その他 △0.09% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 65.12%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 30.62% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 4.57% 住民税均等割 0.04% 評価性引当額の増減 △10.17% その他 △0.09% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 24.97%
3. 法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。	3. 法人税等の変更等による影響 同左

(資産除去債務関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	

1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)
当期首残高 37,355	当期首残高 37,460
時の経過による調整額 104	有形固定資産の取得に伴う増加額 38,045
当期末残高 37,460	時の経過による調整額 1,036
	資産除去債務の履行による減少額 △ 37,460
	当期末残高 39,081

(セグメント情報等)

第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)												
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。												
2. 関連情報												
(1) 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>投資信託業</th> <th>投資一任業</th> <th>投資助言業</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客への営業収益</td> <td>1,186,168</td> <td>6,004,849</td> <td>619,974</td> <td>1,026,725</td> <td>8,837,718</td> </tr> </tbody> </table>		投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計	外部顧客への営業収益	1,186,168	6,004,849	619,974	1,026,725	8,837,718
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計							
外部顧客への営業収益	1,186,168	6,004,849	619,974	1,026,725	8,837,718							
(2) 地域ごとの情報 ① 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 ② 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。												
(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>営業収益</th> <th>関連するセグメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社 (※)</td> <td>4,015,511</td> <td>投資一任業・投資助言業</td> </tr> </tbody> </table>	顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント	A社 (※)	4,015,511	投資一任業・投資助言業						
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント										
A社 (※)	4,015,511	投資一任業・投資助言業										
(※) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。												
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。												
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。												
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。												

(自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した单一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,057,846	5,893,355	596,632	532,590	8,080,425

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A 社 (※)	4,167,769	投資一任業・投資助言業
B 社 (※)	857,651	投資一任業・投資助言業

(※) A 社及びB 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第22期 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,723,065	未払金	235,330

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い(2,176,732千円)及びその他収益の受取り(496,248千円)であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第23期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国、ワシントン州 シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任1人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	2,448,655	未払金	325,472

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い(1,952,288千円)及びその他収益の受取り(16,359千円)であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1) 株当たり情報

	第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額	41,501.09円	1株当たり純資産額	35,068.31円
1株当たり当期純利益	5,650.43円	1株当たり当期純利益	8,234.27円
損益計算書上の当期純利益	192,623千円	損益計算書上の当期純利益	280,706千円

1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	192,623千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式に関する当期純利益	280,706千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第22期	第23期
自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

- (2)訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

信託約款

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

運用の基本方針

信託約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。

② [安定型]

基本資産配分を、日本株式15%、外国株式10%、日本債券5%、外国債券70%とします。ただし、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託者の裁量により当該基本資産配分を±10%以内の範囲で変更するものとします。基本資産配分については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

[安定成長型]

基本資産配分を、日本株式30%、外国株式20%、日本債券5%、外国債券45%とします。ただし、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託者の裁量により当該基本資産配分を±10%以内の範囲で変更するものとします。基本資産配分については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

[成長型]

基本資産配分を、日本株式40%、外国株式35%、日本債券5%、外国債券20%とします。ただし、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託者の裁量により当該基本資産配分を±10%以内の範囲で変更するものとします。基本資産配分については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

③ 前項の規定による基本資産配分からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することができます。

④ ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券については為替ヘッジを行うことを基本とします。

⑤ 前項の規定による場合を除き、実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行なうことがあります。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

① [安定型]

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%以内とします。

[安定成長型]

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以内とします。

[成長型]

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の95%以内とします。

② 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③ [安定型]

外貨建資産への実質投資割合へは、制限を設けません。

[安定成長型]

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以内とします。

[成長型]

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以内とします。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

3. 収 益 分 配 方 針

年1回の毎決算時(11月18日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限とする信託金を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第7項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

② 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた

額とします。

③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第32条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

④ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以

降となるものを含みます。) を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)および証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、登録金融機関と総称して「取扱金融機関等」といいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第13条 委託者の指定する取扱金融機関等は、毎年12月25日を除く毎営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が別途定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第4項、第6項または第7項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。ただし、当該手数料の額は、受益権1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に2.00%を乗じて得た額を超えないものとします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する取扱金融機関等が受益権の取得申込者との間に結んだ自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配

金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるるものとします。その場合、1口当たりの受益権の価額は、原則として第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の一部解約金の手取金をもって取得の申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条ないし第29条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

ホ. 匿名組合出資持分(イ. に該当するものとします。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第21条 委託者(第24条第1項に規定する委託者からの運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。

[安定型]以下、第23条、第25条ないし第32条、第34条、第35条第3項第3号、第39条および第40条において同じ。[安定成長型]以下、第23条、第25条ないし第33条、第34条、第35条第3項第3号、第39条および第40条において同じ。[成長型]以下、第23条、第25条ないし第33条、第34条、第35条第3項第3号、第39条および第40条において同じ。)は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者と

して締結されたラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号

の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ [安定型]

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の45%を超えることとなる投資の指図をしません。

[成長型]

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の70%を超えることとなる投資の指図をしません。

[成長型]

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の95%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。また、信託財産に属する資産の額と信託財産に属するとみなした当該資産の額との合計額を信託財産の実質投資額といいます（以下同じ。）。

⑦ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないも

のとします。

⑧ 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第35条において同じ。）、第35条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第26条ないし第32条、第34条、第39条ないし第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第24条 委託者は、運用の指図のうち外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券に係る、ヘッジ目的での外国為替予約取引の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号：ラッセル・インベストメント・イン
プリメンテーション・サービス
ズ・エル・エル・シー

所 在 地：米国ワシントン州 シアトル セカンド・アベニュー1301

委託内容：外国為替予約取引の指図

② 前項の委託を受けた者が受けれる報酬は、第47条に基づいて委託者が受けれる報酬から支弁するものとし、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から当該委託を受けた者に対して支払うものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

④ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提

供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付することの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

[安定型]

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[安定成長型]

(外貨建資産への投資制限)

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の85を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の85を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条の2 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[成長型]

(外貨建資産への投資制限)

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の75を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の75を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条の2 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げ

る業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第36条 (削除)

(混蔵寄託)

第37条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入

額は一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎年11月19日から翌年11月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成18年4月28日から平成18年11月20日までとします。

- ② 前項の規定に関わらず、各計算期間終了日に該する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第47条 [安定型]

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の112の率を乗じて得た額とします。

[安定成長型]

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た額とします。

[成長型]

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資

産総額に年10,000分の117の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 委託者は、収益分配金を原則として毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に支払われます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 債還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託

者がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金（第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から委託者の指定する取扱金融機関等において当該受益者に支払います。

- ⑤ 第2項を除く前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等の預金口座等への払い込みをもって免責されるものとします。かかる払い込みがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金額になるものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、また償還金について第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第52条 每年12月25日を除く毎営業日に、受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振

- 法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、当初設定から1年経過後信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第53条の規定にしたがいます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

- 第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第53条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、第52条第7項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で

あって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任または解任に伴う取扱い)

- 第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受益者の利益のため合理的に必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかつた受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意だった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託契約の変更)

- 第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。これにあらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき

は、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する取扱金融機関等を通じて受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第29条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第29条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実の

スワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ③ 第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年4月28日

委託者 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ・ラッセル・インベストメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 約款第13条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型
追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型
追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

親投資信託

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

運用の基本方針

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所※に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(2) 投資態度

- ① わが国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- ② 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ③ T O P I X (配当込み) をベンチマークとします。
- ④ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

親投資信託

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

運用の基本方針

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- ② M S C I K O K U S A I (配当込み) をベンチマークとします。
- ③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合へは、制限を設けません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

親投資信託

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

運用の基本方針

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- ② N O M U R A - B P I 総合指数をベンチマークとします。
- ③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

親投資信託

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

運用の基本方針

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
- ② FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。
- ③ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

